

令和元年第4回定例会

(12月5日招集)

山都町議会会議録

令和元年12月第4回山都町議会定例会会議録目次

○12月5日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	2
・議長の報告	
日程第4 提案理由説明	2
日程第5 議案第63号 町道認定について	4
日程第6 議案第64号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	5
散会	6

○12月10日（第2号）

出席議員	7
欠席議員	7
説明のため出席した者の職氏名	7
職務のため出席した事務局職員	8
開議	8
日程第1 一般質問	8
1番 眞原 誠議員	8
2番 西田由未子議員	22
4番 矢仁田秀典議員	36
9番 吉川美加議員	50
散会	64

○12月11日（第3号）

出席議員	65
欠席議員	65
説明のため出席した者の職氏名	66
職務のため出席した事務局職員	66

12月5日（木曜日）

令和元年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 令和元年12月5日午前10時0分招集
 2. 令和元年12月5日午前10時0分開会
 3. 令和元年12月5日午前10時16分散会
 4. 会議の区別 定例会
 5. 会議の場所 山都町役場議場
 6. 議事日程(第1日)(第1号)
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 提案理由説明
 - 日程第5 議案第63号 町道認定について
 - 日程第6 議案第64号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
-

7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 梶 誠	6番 藤川 多美
7番 甲 斐 重昭	8番 飯 開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副町長	能登 哲也
教育長	井手 文雄	総務課長	荒木 敏久
清和支所長	渡辺 八千代	蘇陽支所長	飯星 和浩
会計管理者	緒方 功	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田上 るみ子	健康ほけん課長	河野 君代
福祉課長	高橋 季良	環境水道課長	増田 公憲
農林振興課長	山本 敏朗	建設課長	佐藤 三己
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	上田 浩
学校教育課長	嶋田 浩幸	生涯学習課長	工藤 宏二

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂 本 靖 也 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） 皆さん、おはようございます。ただいまから令和元年第4回山都町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（工藤文範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番、中村五彦君、4番、矢仁田秀典君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（工藤文範君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から12月12日までの8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月12日までの8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（工藤文範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、お手元に配付してあるとおりです。

次に、本日までに受理した陳情等は、陳情等文書表のとおり処理しましたので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 提案理由説明

○議長（工藤文範君） 日程第4、提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。令和元年度第4回定例会を招集しましたところ、御参集をいただき、まことにありがとうございます。

9月定例会以降の町政等につきまして、御報告を申し上げます。

まず先般、東京のほうで、熊本県県人会が開催されました。また今、開催されておりますが、世界ハンドボール女子選手権大会の開会式に参加をさせていただきました。その中で、JOC会長であります山下泰裕氏とお会いをしてお話をすることができ、今の山都町の状況を報告したところでございますが、なかなか帰れないというようなことで、山都町の皆さんによろしくお伝えをしてくださいというようなことでございますので、冒頭であります、御報告を申し上げます。

そうした中で、台風の襲来と豪雨は各地に大きな被害を与え、中でも関東を中心とした長野県から宮城県に及ぶ広範囲の河川堤防の決壊による浸水や長期にわたる停電は、住民生活に甚大な被害をもたらしました。

今回も行政による警戒情報や避難情報の出し方、一方で、河川氾濫時における住民の車両による避難行動に課題があり、100名を超えるとうとい人命が奪われました。予想される自然災害での防災、減災そして住民避難について、改めて問い直すことが急務となってまいります。

幸い山都町では、今年度、台風や豪雨による大規模な被害の発生はありませんでしたが、想定を超える被害が発生する可能性があることを念頭に、土砂災害、浸水災害に対して、行政機関と町民一体となった防災、減災に関する不断の備えが重要であると再認識いたしました。

先日実施いたしました防災訓練における課題等を検証しながら、今後も継続的に取り組みを、地域防災力の向上に努めてまいります。

一方、農作物におきましては、病害虫による水稻の被害が甚大であったと。3割から4割の減収を余儀なくされた地域、農家もあるというようなことでございます。また、主力のトマトを初め、夏秋野菜につきましても、価格低迷等による影響があり、大変厳しい結果となりましたが、今後も良質米生産地として、九州における夏秋野菜の主要産地として、町経済を牽引する役割に期待をしております。

さて、11月に九州中央自動車道が災害復旧に伴います10日間の上下線通行動めの措置がとられました。多くの方々から電話等での問い合わせがあり、また、行き来が不便でしたと話を聞きました。改めて、この道路の重要性を再認識された町民の方も多かったのではないかと思います。

矢部・蘇陽間につきまして、11月9日から道の駅などでオープンハウスが開催をされ、あわせて住民向けのアンケート調査も始まりました。皆様とともに、一日も早い事業化に向け、関係自治体となお一層連携を深めながら、さらなる要望活動等の強化と充実を図ります。

また、数年後の矢部インター開通を見据えたまちづくりは、待ったなしの状態です。官民一体となった取り組みの実現に向けて邁進してまいります。

ところで、8月下旬の日米共同訓練、11月上旬の自衛隊の夜間演習など、大矢野原演習場での大規模な演習や夜間の飛行訓練等が実施されていますが、関係者からの情報提供が訓練開始直前であり、住民の皆さんに、大変御心配と御苦勞をおかけする状況が続きました。

先日、九州防衛局に対しまして、関係者の皆さんと一緒に強く抗議し、早期の情報提供と安全確認などに関する申し入れを行いました。今後も地域の皆さんと連携を密にし、情報の収集及び早期の周知、並びに民生の安定確保に努めてまいります。

最後に、熊本地震と豪雨災害からの復旧、復興につきましては、引き続き、町政の最重要課題

として取り組んでいきます。町外業者による工事の受注や熊本県への工事委託など、少しずつ進んでいるところですが、今後も国や県の関係機関への働きかけを行うとともに、地元企業の皆さんと一丸となって取り組んでまいりますので、町民の皆さんの御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、今定例会に提案しております議案について、御説明をいたします。

今回の定例会に提出する議案は、12件で、条例4件、補正予算6件、その他2件です。

議案第53号から56号は、それぞれ必要な条例の制定や一部を改正するものです。

議案第57号から議案第62号は、令和元年度における一般会計及び特別会計並びに事業会計の補正予算に関するものです。

議案第63号は、町道の認定に関するもので、議案第64号は、町が加入しております一般事務組合の規約等の変更に関するものです。

以上、提案理由について説明をいたしました。詳細については、担当課長から説明させますので、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第5 議案第63号 町道認定について

○議長（工藤文範君） 日程第5、議案第63号「町道認定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） おはようございます。議案第63号について説明させていただきます。

事前に配付しておりました議案に一部訂正がありましたので、修正したものを先ほど配付させていただきました。そちらのほうで説明させていただきます。

議案第63号、町道認定について。本町は、別紙の路線を町道として認定する。令和元年12月5日提出、山都町長、梅田穰。

提案理由。町道の路線を認定するには、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。

今回新規認定路線として提案させていただくのは、本年度完成しました分譲地山都テラスの敷地周辺の2路線になります。

整理番号1番、山都テラス1号線、起点、終点、それぞれ山都町下馬尾字松山ノ下です。延長が112.9メートル、新規の認定となります。

整理番号2、山都テラス2号線。起点、終点、1号線と同様でございます。延長が129.1メートル。これも新規の認定となります。

次のページをお願いいたします。位置図になります。旧浜町事務所の跡地周辺になります。

次のページをお願いいたします。

本年度完成し、分譲を始めました山都テラスの南側上空からの写真になります。緑色の着色がテラス1号線で、延長が112.9メートルで、赤色の着色がテラス2号線で、延長が129.9メートルになります。両路線ともに起点側は町道昭午町上寺線にタッチします。

次のページをお願いいたします。1の1が1号線の起点、その裏面をお願いいたします。終点付近の写真になります。

それから次のページ、1の2が1号線の起点、裏面が終点付近の写真になります。

以上です。お願いします。

○議長（工藤文範君） 議案第63号の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、経済建設常任委員会に付託して、会期中の審査を行うこととしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号「町道認定について」は、経済建設常任委員会に付託し会期中の審査を行うことに決定しました。

日程第6 議案第64号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（工藤文範君） 日程第6、議案第64号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） おはようございます。それでは説明したいというふうに思います。

議案第64号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、令和2年3月31日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。令和元年12月5日提出、山都町長です。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第2、第3条第1号に関する事務の項中、「天草広域連合」の次に、「熊本県後期高齢者医療広域連合」を加える。

附則です。この規約は令和2年4月1日から施行します。

提案理由です。一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、

地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

次のページをお願いします。

新旧対照表となっております。左側が変更後となります。取り扱う事務の中で、第3条第1号に関する事務というのは、退職手当に関する事務でございます。この表の一番左側一番下にですね、熊本県後期高齢者医療連広域連合が加わるという改正でございます。

よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 議案第64号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時16分

12 月 10 日（火曜日）

令和元年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 令和元年12月5日午前10時0分招集
2. 令和元年12月10日午前10時0分開議
3. 令和元年12月10日午後3時15分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第6日)(第2号)

日程第1 一般質問

- 1番 眞原 誠議員
- 2番 西田由未子議員
- 4番 矢仁田秀典議員
- 9番 吉川美加議員

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 梶 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副町長	能登 哲也
教 育 長	井手 文雄	総務課長	荒木 敏久
清和支所長	渡辺 八千代	蘇陽支所長	飯星 和浩
会計管理者	緒方 功	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田上 るみ子	健康ほけん課長	河野 君代
福祉課長	高橋 季良	環境水道課長	増田 公憲
農林振興課長	山本 敏朗	建設課長	佐藤 三己
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	上田 浩
学校教育課長	嶋田 浩幸	生涯学習課長	工藤 宏二
そよう病院事務長	藤嶋 厚美		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本靖也 外2名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（工藤文範君） 日程第1、一般質問を行います。

5人の方から質問の通告がっておりますので、本日4名、あす1名としたいと思います。
順番に発言を許します。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 皆さん、おはようございます。1番議員の眞原誠です。

早いもので、令和元年も、もう最後の月となりました。ことしは、熊本県では二つの大きなスポーツの国際大会が立て続けに開催されておりました、連日、華やかなニュースが新聞の紙面を飾っております。一方で、国の根幹をなす経済面におきましては、消費税が10月に10%に引き上げられまして、実感的にも、そして、最近では数字上でも、景気の大幅な減退があらわれてきています。

国民の所得が伸び悩むこの状況下におきまして、増税で強制的に物価を引き上げるということは、これは意図的にスタグフレーションということを引き起こしていることになるんですが、ちなみに、このスタグフレーションというのは、賃金が上がらない中で、物価が上昇して、資産価値、所得なされた方の所得、資産、現金の価値が下がっていくという現象でして、生活者にとっては非常に厳しい経済状況です。

そもそも、こういうことがわかっている中で、増税すべきではなかったと思いますが、されてしまったものはどうしようもありません。今後の国の政策が正しい方向に向かうことを願うと同時に、地方公共団体、我々でもできることは精いっぱいやっていく必要があると思っています。山都町民の平均所得額の上昇ですとか、あとは、町内消費の奨励、こういったことに向けた政策などが必要になってくるでしょう。

さて、本日の私の一般質問は教育関連です。こちらも経済と同様に、国が掲げる地方創生には欠かせない重要な政策テーマです。特に教育は時間軸を伴う政策でありまして、その効果を実感しにくい面がありますため、ともすれば、政策目的を見失いがちで、投資の有効性を経済効果のみで判断してしまうという過ちを犯しやすい、そういう分野でもあろうかと思えます。

今回は山都町のこの教育というものをしっかり見つめて、これから進むべき方向性というのを確認していきたいと思えます。

それでは、質問台のほうに移りまして、質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） まずは、学校教育の中の小中学校教育について議論していきたいと思っています。

山都町には、町立の学校が小中合わせて9校ございますけれども、その設置の目的というものを私自身、明確に確認していきたいと思ひまして、実は文科省のホームページに記載されていた学校教育法を少し目を通してみました。

そうしますと、その学校教育法の中に、2章、3章の中に、小学校、中学校の設置の目的と目標というものが掲載されていました。目的は、小学校は、心身の発達に応じて、初等教育を施すことを目的とする。中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを目的とすると書かれていまして、何か当たり前だなと思ひながら読んでたんですけども、次の目標、こちらのほうが、私は発見するところがあったなと思ひております。実は、小学校の目標は8項目書いてあったんですけども、その8項目の中に、例えば、日常生活に必要な衣、食、住、産業等について、基礎的な理解と技能を養うことと書いてありました。これは教科でいうと、社会に該当するものだなと思ひます。

それから、ほかにも、日常生活に必要な国語を正しく理解し、使用する能力を養うことと書いてあります。ここも国語と書いてあるので、国語のことですね。

それから、日常生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する能力を養うこととも書いてあります。これは算数ですね。

そういう形で、ほかにも、理科に該当する項目、生活、社会、体育に該当する項目、あと、音楽や図工に対するところも、法律の中にしっかりと目標として明記されていて、私の中で発見したのは、各学校で教科として授業で進められてる内容が、この学校教育法という国の法律にしっかりと明記されてるっていうのが発見でした。

そういうところにのっとって、学校というのは授業が展開されているんだなというふうに理解したところです。

ところで、これらの学習は、児童、そして、生徒に定着させて初めて、学校設置の目的、これを果たしていると言えるわけですけども、その見きわめというのは、授業の中だけで、先生と生徒のやりとりだけで、それを評価するというのはなかなか難しいと思ひます。

それがゆえに、中間テストでしたりとか、期末テストだったりということで、そういったものが実施されてるんだらうと思ひています。

そして、全国的な学力調査、そして、県の学力調査、こちらのほうも、教育施策の目的で行われています。実施要領には、こういうふうに記載されていて、義務教育の機会均等とその水準の維持、向上の観点から、そういった観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握、分析して、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るというふうに、実施要領には書かれています。

なるほど、学習の定着度合いというのをはかって、その後、改善するべきところは改善すると分析しながら、そういうことが書かれているんですが、義務教育の機会均等というのはわかるんですけども、その観点の中に水準の維持向上というのが書かれていました。学力水準の維持向

上ですね。これを観点にしなから、学力調査を行うという話なんですけど、この学力水準の維持向上というのをなぜ目指しているのか。そこに関する記載というのが、文科省のホームページに見当たらずでですね。ところが、これは記載されていない、一見当たり前の話でも、非常に重要な観点かなと私は思っていて、といいますのも、学習に臨む児童、生徒たちのモチベーションを維持するためにも、なぜ自分たちは先生が教えてくれていることを理解して、テストで反映しなきゃいけないのかというのをきちっと教えていく必要があると思ったわけですね。

そこで、教育長にお伺いしたいんですけども、山都町の学校教育においても、この学力の水準維持向上というのは目指して、当然いらっしゃると思うんですけど、なぜ、そこを目指されているのか。よろしければ、教えていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 議員、御質問の件、各種法に明記されておりますとおり、それをもとにしまして、本町内での義務教育についても、毎日の教育活動が行われていると認識しております。

本町におきましても、児童生徒は、将来の社会の担い手として活躍することが期待されておりますし、みずからの可能性を高めて、それぞれが持つ夢や希望を実現するために、必要な、つまり、よりよく生きる力の育成を学年や発達、成長段階に応じて計画的に行っていくということだと考えます。先ほどの全国学力調査の目標にもございました点は、水準の維持向上につきましても、それではそれに足りない部分等をみずから、本人、あるいは、その指導に当たる職員等が自覚をして、より高いところを目指す能力の高まりを求める。そういうために行われているものと認識しております。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 今、御答弁の中に、よりよく生きる力というふうなお言葉もありました。足りない部分を学力調査の中で把握しながら、指導なさる方及びその御本人が、そのあたりをしっかりと改善につなげていくための指標だというふうに受けとめます。

実は、学校教育法の中の第3章の中等普通教育の中で記載されているのは、学科だけでなく、そのあと三つの項目が書かれてました。中学校の教育の中で目指しているのは、社会の形成者としての資質、これをつくり上げること、そして、もう一つは、将来の進路を選択する能力、これをつくること。それと、あと公正な判断力、ここに関しても、これを養うことというのが書かれてまして、今、教育長の御答弁にもありましたよりよく生きる力といいますか、社会の担い手として、ふさわしい力をつくり上げていくことというのが、ここにはっきり示されているなというふうに思います。

今の教育長の御答弁、あるいは、私のほうでいろいろ調べていった中で、確認できたと思うのは、学力というのは、要するに、社会人として必要な総合力のことだということが認識できたなと思ってます。この学力水準の維持向上を目指すということは、すなわち、生きるための総合的な人としての力をつくり上げていくことだというふうには言いかえられると思います。

そんな中で、その学力水準の維持向上を目指すしていくために、今、学校、それから、教育委員

会のほうでは、どのような取り組みを行ってらっしゃるのでしょうか。具体的な何かがあれば、教えてください。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 学校では、校長の学校経営方針、そして、指揮監督のもとで、学校教育目標が掲げられ、全ての教育活動がその目標の実現に向けて、取り組まれております。学習、それから、健康について、体力など、児童、生徒の実態を把握して、課題解決に向けて、その取り組みの方向性を共通理解し、そして、全職員で毎日の教育実践に努めてもらっております。

それらの成果を披露するような機会としては、授業参観でありましたり、運動会や学習発表会、卒業式など、儀式的な行事など、節目節目の行事等で、皆さんで確認をしているところでございます。

特に、教師の指導力の向上につきましては、開催されます各種研修会への積極的な参加や、校内における校内研修の時間を設けての授業研究会等により、切磋琢磨をされています。

当方の教育委員会では、行うべきことは、予算措置等により、学校の教育環境を整備充実することが一番の使命であると認識しております。個性や多様性に対応して、きめ細かな指導により、学力を向上させるために、町単独で教諭補助の配置を行っております。学校教育指導員による授業改善に向けた指導助言に当たっております。研究実践校を指定しております、その公開事業、そして、町内の職員全員参加で研修を行うということも、本年度行っております。

実際の学校運営に直接当たります校長会と歩調を合わせて、実践や指導、そして、情報共有等に努めているところでございます。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 学校、教育委員会のほうで、連携をとりながら進めていらっしゃるということが確認とれました。

そうしますと、次には、今度はPTA、家庭との連携のことについてなんですけれども、学力そのものの全体を引き上げていくためには、当然ながら、その家庭の協力というの必要だと思えます。山都町のPTAは、私も去年PTAの会長を務めておりましたし、今、実際にPTAの中におりますけれども、やはりこの町のPTAというのは、活動が非常に熱心だなというふうに思っております。学校行事や中学の部活は、協働、学校と一緒に進めていらっしゃるし、そういうところでは、非常に他の地区にはない強みだなというふうに感じています。

実は、ここの部分、学校行事や部活は協働、非常に強くやっておりますけれども、学力水準の維持、向上、こういう部分に関しましても、今まで全然ないという話じゃないんですが、今以上に、学校と、それから、家庭、これが連携できるような何か仕掛けが欲しいなというふうに感じているところであります。

何かそういうところを具体的に今考えて、御検討なさっているところがあれば、お示しいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 家庭や地域の力を学校教育に生かすということは、今後ますます重

要になってきております。国が推進しますコミュニティ・スクールでは、学校課題の共有、そして、解決に向けた地域の教育協力など、地域全体で、子供の学習や健全育成にかかわることが、豊かな育ちによりよい影響があると考えられており、地域に開かれた学校の取り組みが、今まさに全国で推進されているところでございます。

町内におきましても、学校の実情に応じて、保護者ととともに、あるいは、地域住民とともに、各種体験活動や教科指導への協力、ふるさと学習への地域指導者の参加、そして、読書推進に向けた読み聞かせ活動、登下校時の定期的な見守り活動、教育環境の整備等に当たっていただいております。

家庭との連携では、家庭学習の定着や読書量の増加、学習活動に対する家族による励ましや承認ということは、学力向上に大きく関係すると考えられます。学校での一斉授業を補完したり、定着に向けた家庭学習の質の向上は、学力向上に影響が大きいと考えております。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 今、教育長から御答弁がありましたとおり、やはり家庭と学校で進めている内容の連携というのは、非常に重要だと私も身をもって今感じております。特に、家庭、親御さんが、保護者の方が、児童、生徒の頑張りや、やっている内容を認めて、関心を持つということも非常に児童たち、生徒たちの学習意欲につながってくると思いますので、何かそういった各家庭においても、授業内容に関心持てるような具体的な仕掛けというものを、学校単位というよりは、町単位で、教育委員会のほうで、できれば工夫いただいて、進めていただければなどというふうに思います。

続きまして、部活動について議論していきたいと思っております。小学校では社会体育に移りましたので、部活動がなくなっておりますけれども、中学校の部活動、特に運動部の部活動の実施の教育的意義について、少し考えてみたいと思っております。

まず、教育長に教えていただきたいのですが、山都町におきましては、まだ、中学校で部活動が存在してますけれども、特に運動部活動の教育的意義というのは、どのようにお考えでしょうか。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 中学校の運動部活動では、同じスポーツに興味、関心を持つ生徒の集団が、教育的配慮を持った熱心な指導者のもとで、学校教育の一環として取り組み、スポーツ振興を支えております。たくさんの子供たちが活躍する様子は、いろいろな報道でも、皆様御承知のことが多いかと思っております。体力向上とともに、人間関係の構築、学習意欲の向上、自己肯定感や達成感、責任感や連帯感など、多くの学びの場として、教育的意義が大きいと考えます。

また、資質、能力の向上とともに、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣の確立、健康保持や増進、豊かな学校生活を通じた知、徳、体のバランスよい成長を促し、生きる力を育む有効な機会になっていると考えます。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） そうですね。部活動、特に今、運動部活動ということで限定して話を

していただけてますけれども、体を動かすということ、運動をするということは、実は体力的な話だけではなくて、今、教育長からもありましたとおり、生徒同士、異年齢での交流の中におけるその生徒同士、あるいは、生徒と教師との好ましい人間関係の構築を図ったりですとか、あと、今、御答弁にもありましたとおり、自己肯定感、それから、責任感や連帯感、こういったものを醸成する上でも、非常に意義が大きいというふうに、私も捉えています。

また、体を動かすことによって、運動することによって、精神的な安定感も図れる効果もあるということも、私も確認しております。

では、今、御答弁いただいたとおりのところで、実はこの教育長が、今、御答弁いただいた内容というのは、文科省のスポーツ庁のほうで、運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインというのがあるんですけれども、この中でも、まさにそのことが書かれていまして、やはり我々山都町の学校が有する部活動も、非常に同じ目標に向かって進んでいるんだなということがわかったところなんですけど、実はこのスポーツ庁のガイドラインでは、熊本県には、各都道府県には、運動部活動のあり方に関する指針、これを策定しろと。そして、学校設置団体に対しては、設置するその学校にかかる運動部活動の方針、これを策定をしてくださいというふうに書いてあるんですけれども、県の指針は、ホームページ上で確認がとれました。山都町では、ちょっと確認がとれていないので、まず、その策定がされてるかどうかを確認させていただきたいのと、あと実は、スポーツ庁がつくっているガイドラインと、それから、県が持つてるその指針というのは、内容ほとんど一緒なんですよね。当たり前なんですけども、参考にしてつくりなさいって書いてあるので、似たような内容になるのが当たり前かなと思うんですが……。

なので、策定されていようが、されてなかろうが、どちらにしても、学校設置者として、スポーツ庁のガイドラインや県の指針、これを取り込んだ部活動運営というのは今現在できているというふうに御判断なさってるかどうか。その辺も確認させてもらえればと思います。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 山都町においての策定の状況ということでございますが、県の通知を受けて準用をするという、そういう通知で行っておりますので、山都町個別のものとしては、現時点では作成しておりません。

それから、スポーツを通した生徒の健全育成に向けましては、組織的、計画的に、年間を通じて、各学校長の指揮のもとで適切に行われていると認識をしております。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 今、スポーツ庁のガイドラインですけれども、かなり丁寧に策定がされていまして、細かい内容にまで言及が及んでいます。そして、競技志向、勝利至上主義に陥らないように、より多くの生徒たちが運動に楽しめる、スポーツに楽しめるような環境をつくろうという動きになってますので、そこを意識しながら、部活動のほうが進んでるといいなと思います。

それで、実を言いますと、次は、保護者との連携協力についてなんですけれども、県の指針の中では、部活動の活動方針や活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表することで、

保護者に理解を得ながら、連携、協力して活動を進めるというふうにあります。

文科省、スポーツ庁のガイドラインには、保護者と連携、協力するという文言が入っていないんですよね。この辺は地域性が出るのかなというふうに思っていますが、保護者の連携、協力というところを、教育委員会としては、どのように捉えていらっしゃるのかを確認したいと思います。

それと、これは運動だけでなく、部活動全般の話になると思います。保護者の家庭環境は多種多様ですので、なるべく負担が各御家庭が均一になるように、努力する必要があるなどというふうに感じているところです。その辺りも含めて、御見解をお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 子供たちの素晴らしい活躍、あるいは、充実した活動の裏には、学校の指導者、そして、また同じように、保護者の理解と協力があって成り立っているものだと認識しております。

部活動におきましても、その活動指針を共通理解して、送迎であったり、経費の負担であったり、生徒にとっての教育的意義であったり、心身の健康保持等で共同歩調をとりながら、取り組む必要があります。

そういった中で、部活動総会でありましたり、あるいは、機会を捉えての協議の機会、あるいは、個別の相談と、あるいは、その保護者の代表組織を設けるなどして、それぞれ会員の意見が反映するような体制をとって、最終的には学校長の指揮のもとで、個別に生じる、あるいは、予想される課題等の解決を図って、活動の充実が図られているものと考えております。たまに御相談等がある場合は、もちろんこちらで判断をして、学校につなぐ。あるいは、指導助言をする等の対応を行っているケースもございます。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 先ほどの学力向上の件と同じく、やはり部活動につきましても、特に山都町においては、公共交通手段というのが著しく限定されていますので、保護者の協力というのは必要になってくるかと思えます。ただ、先ほど申し上げたように、家庭環境というのは多種多様でありまして、3世帯、4世帯で同居なさってる御家庭もあれば、あるいは、2世帯で、さらには1人親世帯もあつたりしますので、そういったところで、家庭の差によって、保護者への負担というのが大きく変わってくるということがないように、今後も、教育委員会のほうできちんと把握しながら、進めていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

では、続きまして、次は、教育環境の状況について確認していきたいと思えます。

先ほどの御答弁にも、教育長の御答弁にもありました学力向上を目指すときの教育委員会のほうでなせることとは、予算措置をしながらの整備だというふうに伺っております。

それでは、今現状、これは学校教育課長のほうにお伺いしたいんですが、校舎、グラウンド、その他の学校施設、もう老朽化している施設が多くあると思えますけれども、こちらの状況、それから、今後の御対策の御計画について、細かいことを挙げれば切りがないと思えますので、大

きな部分だけでもいいですので、教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。校舎、体育館については、建築から30年、40年を超えるものが多く、大小の雨漏りが発生しております。また、校舎のひさしや外壁が剥がれる事例も発生しております。設備について、近年では、暖房器具や水道ポンプ、給食室の冷蔵庫に故障が発生しました。トイレも老朽化しているところがあり、学校からは、トイレ洋式化の要望を強くいただいております。体育館の照明が一部切れている学校があります。グラウンドにおいては、砂の流出や照明器具のふぐあいなどが生じております。

対策として、差し迫った危険が想定されるケース、学校運営に重大な支障が生じるケースについては、緊急的に修繕を行っております。その他、必要な整備箇所については、学校に優先順位を確認しながら、整備を進めているところです。

しかし、思わぬ緊急修繕が入ることもあり、十分には対応ができていないのが実情でございます。長期的には、建てかえや大規模修繕については、財政状況も考慮しながら、今後、計画的に進めていく必要があると考えております。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 丁寧な御説明ありがとうございます。今の御答弁で、私も改めて、何ていうんですかね、驚きを隠せない状況で、大小雨漏りやひさし、外壁の剥がれ、あと冷蔵庫、トイレ、実にさまざまな部分にわたって、問題、改善しなきゃいけない点があるのだなと認識いたしました。御答弁にもありましたとおり、財政部分も伴う話ですので、非常に早急に対策したくても、なかなかできないというところは理解をしますので、本当にテクニカルにいろいろ考えていかなきゃいけない部分だなというふうに思います。ここは山都町、政策一丸となって、取り組んでいく必要があるんだろうというふうに感じています。

今のは学校施設、校舎、グラウンド、体育館、そういったものに関する御説明だったんですけども、通学路、これにおける児童、生徒の安全面というのはいかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。通学路の安全確保については、これで万全ということはありませんが、学校や住民の皆様、各機関の皆様の御協力をいただきながら、取り組みを推進しているところでございます。日ごろから、各学校において、警察、民生委員、交通安全指導員、保護者、ボランティアや一般住民の皆様による交通安全指導、交差点や危険箇所等での見守り、自動車運転者への安全運転啓発などを行っていただいております。

また、各学校ごとに、先生や保護者等による通学路点検が実施されています。各学校で確認いただいた通学路の危険箇所等の情報については、平成30年度に発足した山都町通学路安全推進会議が、把握、整理に努め、年に1度、現地を全員で確認し、優先順位の高いものから、順次、整備につなげております。

その一環として、例えば、浜町商店街の歩行者通行帯のカラー舗装が行われたところでございます。なお、高速道路の整備に伴い、現在、矢部中正門が車両通行止めになっております。その

ため、現在、スクールバス通学生は、矢部中の裏門側と正門側の2カ所に設けられた臨時バス待合所から歩いて通学をしております。通学路の安全対策を学校、国交省や建設課などと連携しながら進めております。

また、ソーラー式の簡易ライトを裏門などに2基設置したところでございます。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 通学路での安全確保というのは、やはり非常に重要なテーマかなというふうに思います。特に今の時期は、もう5時半、6時になると、真っ暗になります。今、御答弁にもありました矢部中学校の裏門からバスの待合のところまでというのは、照明が何もないと、本当に真っ暗で、夕方は暗くて、何も見えないような状況でした。照明が今設置されているということで、安心いたしました。ありがとうございます。

これは学校周辺だけではなくて、実は、バスで通学をしている児童たちの地元の家の近くのバスの停留所から、さらに自宅までというところも、やはり危険箇所ってというのはあるかと思えます。今、会議のほうを設置なさって、地元からの情報のほうをもらっているというお話でしたので、そういった取り組み、今後も大きく広げていただいて、通学の安全確保ということには努めていただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

続いて、最後ですけども、新しい学習指導要領ですね。来年、再来年から始まってきますけれども、これに向けた学習環境の整備というのは、いかがでしょうか。こちらもお願いします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。令和2年度からの新学習指導要領全面実施に対応するため、小学校の英語について、上益城郡内の小学校では、平成30年度から本年度の2カ年の移行期間中に、総合的な学習の時間も取り入れながら、既に授業を実施しているところでございます。

本町においても、本年度、小学3、4年生では、外国語活動の英語として、年間35時間、小学5、6年生では、外国語科の英語として、年間70時間を確保して、授業を行い、準備を進めております。

令和2年度から始まる小学校のプログラミング教育の準備及び令和3年度から中学校で始まる新学習指導要領の指導要領の導入を見据え、町内小・中学校の各学級に、いわゆる電子黒板と呼ばれる大型掲示装置の設置を完了しております。また、昨年度からタブレットの配置とWi-Fi環境の整備を進めており、本年度、全小中学校で配置したところでございます。今回のタブレットの配置基準は、各校最大クラスの人数分で、購入総数は208台です。

ただ、インターネットがつながりにくいなどの課題も発生しており、セキュリティも勘案しながら、順次改善に努めているところでございます。その他、ソフトや機器の不足等については、今後、予算措置も含めて考えていきたいと思っております。

なお、来年度以降の小学校、新学習指導要領に対応する教師用教科書、指導書、指導用教材の購入予算等については、今回の12月補正でお願いをすることでございます。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 学習指導要領が変わってまいります。それに対する環境の整備というのは、今御答弁にもありました予算措置も伴いますので、町の財政運営の中では非常に工夫を必要とするところだと思うんですけれども、やはりこちらも、必要なものはきちっと整備をしていかなければいけないというところで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、話題を変えていきます。次は、運動と健康について、少しお話を伺いたひと思ひます。

運動と健康が密接に関係しているということは、もう皆さん、御承知のとおりだと思ひますけれども、そこで、健康ほけん課長、それと生涯学習課長にもあわせてお伺ひできればと思ひますが、住民の健康維持の増進に向けて、何か運動というのを奨励なさっているのは、課のほうとしては、事業として展開されているか、その辺を確認させてください。お願ひします。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答ひいたします。山都町では、40歳以上の国保被保険者を対象に、特定健診を実施しております。その結果において、受診者の約7割に血糖値の異常が見られ、内臓脂肪症候群予備軍の方が約2割程度ありました。生活習慣改善の柱である食事指導とあわせて、運動指導の必要性を感じています。適度な有酸素運動は、体重減少、血圧、血糖値、中性脂肪を下げる効果もあることがわかっているため、継続的な運動の指導を行っていくことは重要と考えております。

また、体力の維持向上や体の働きをよくすること、ストレス解消に効果があると言われております。現在、健康ほけん課では、健診結果をもとに、体の状態の改善を目指して、負担なく実施できる簡単な有酸素運動や筋トレ、ストレッチなどを紹介し、あわせて地域資源である総合型地域スポーツクラブの山都ふれあいスポーツクラブや、フットパス協会の紹介を行っているところです。

生活習慣病の予防だけでなく、日常生活の質を改善、維持する上でも、自発的な運動の継続実施を推奨しております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） お答ひいたします。町民が日々の暮らしの中で運動する時間を持つことは、健康長寿の点からも大変大切なことであると考えます。多くの町民の方がふだんの生活の中で、運動、スポーツを通して体力づくりができるように、各地区それぞれにあります町営体育館ですとか、グラウンドを開放しております。町体育協会では、各競技種目ごとに、多くの大会や練習会を開催する中で、町民の参加を広く呼びかけております。

また、町内に20名のスポーツ推進委員を委嘱して、町民に対して、体育スポーツの普及、広報活動を行っております。さらには、スポーツの得意、不得意や、性別、年齢に関係なく、誰もが継続的にスポーツに親しんでいただく環境づくりを目指す山都ふれあいスポーツクラブでは、健康卓球やノルディックウォーキングなど、生活習慣病の予防や介護予防にもつながる運動種目の大会や教室を開催して、広く参加を呼びかけております。

ふだんはなかなか運動する機会がない方々にも、例えば、例年実施しております町民スポーツ大会など、運動の参加を機に、日々の生活の中で体を動かしていただけるよう、引き続き普及活動を行っていくところです。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） ふれあいスポーツですとか、健診の後の運動の指導等で、奨励運動のほうを奨励なさっているということが確認とれました。これを継続してやっていただきたいと思っております。

次に、子供たちの全国の体力、運動能力、運動習慣調査というのが、平成25年に実施されたようで、この結果について、私もちょっとネット上で調べたりしてたんですけども、ここで課題として挙げられていたのが、中学生の運動習慣の、これも二極化というのが浮き彫りになっているようです。その解消も課題とされていて、今さまざまな研究がされ、各都道府県、あるいは、市町村で取り組みが行われているようですが、内容をちょっと簡単に説明しますと、中学生の特に女子が二極化が顕著らしくて、1週間の総運動時間、体育を除く1週間の中の総合運動時間が60分未満、これは1日に直すと8分以下です。これが実に29.9%、3割だそうです。その中の80%は、1日ほとんど運動しないという生徒もいたそうです。これが全国的に行われた体力調査の内容だったようなんですけども、山都町の状況がどうなのかなというふうに知りたいなと思ったところです。そのあたり、学校教育課長、何か把握なさってれば、その件お願いいたします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。子供の総運動時間に特化した調査は行っておりませんが、総体的な比較により、既存の各データを見つめ直して、浮かび上がってきた状況がございます。

まず、小学生についてですが、学校での運動時間はほぼ同じだと考えられるので、学校外の運動の習慣により、差が生じていると考えております。山都町には体協に所属する18の少年スポーツクラブがあります。本年度いずれかの団体に加入している小学校児童は延べ310人で、全児童570人のうち、約半分にあたります。クラブに参加する児童が、1回2時間、1週間に3回の練習をすると、1年間で約300時間の運動となります。単純に、帰宅後に動かない子供がいるとすると、ここで差が開きます。

次に、中学生についてですが、中学校の運動部活動に所属している中学校生徒総数は235人で、全生徒271人の約9割弱にあたります。部活に参加している生徒の中には、部活外の自主練習にも参加している子供がいます。

なお、文化部においても、体力強化のための一定の運動は実施しているようです。

また、部活動に参加していない生徒の中にも、専門のクラブチームに所属している子供がいます。

部活の練習が、御指摘のように、冬場は短時間しかとれないことは、どの中学校も課題として捉えています。全体として、かなりの生徒が週5日程度の運動に参加しているようです。現状

を見ると、特にクラブに所属しない小学生において、一昔前と比べ、帰宅後の運動時間の減少を懸念するところであります。少子化が進み、自宅周辺や野山で集団の外遊びをすることが難しくなっています。携帯ゲームの普及も相まって、体を動かす機会の減少につながっているのではないかと考えます。

総運動時間の二極化解消対策として、運動の質と量を高め、例えば、中学校の部活に対応できる体力と運動能力の獲得に努めることが大事だと考えます。各学校においては、スポーツテストの結果などをもとに、課題を明らかにして、重点を掲げ、体育の授業とともに、休み時間の外遊び活動の推奨等により、体力維持向上に取り組んでおられます。

本年度から、熊本県の小学校では、部活が全面的になくなったこともあり、小学校の放課後に、できれば、地域のボランティアの方に御協力いただき、遊びや軽スポーツの御指導をしていただくよう、学校から呼びかけも行っておりますが、人材の確保が課題でございます。

本町の小学校と中学校の体育主任の先生で構成する体育主任会では、連携して、子供たちの運動時間の確保について、研究を深める動きがあります。

また、学校だけで子供たちの体力、運動能力の底上げを図るには限界があるので、身近な環境でスポーツができるよう、家庭や地域の御協力を得たり、社会体育、スポーツクラブや山都ふれあいスポーツクラブなどとの連携をさらに深めたり、あわせて学校を含む町全体のスポーツ環境の整備も大切だと考えます。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 最後のほうにありましたふれあいスポーツクラブとの連携も、私も非常に大事ですし、実はさきの質問と連動してくるんですけれども、やはり高齢な方々と子供たちの世代間の交流にも、スポーツというのはつながってくるので、そのあたりをもう少し、今以上に広がりを見せられるようになればいいのかなというふうに思います。

特に、誰でも気軽に参加できるスポーツとしては、ビーチボールバレーですとか、あと、グラウンドゴルフとか、こういったものは子供たちも楽しく参加できる競技で、すぐれたものが開発されていますので、しかも、これは山都町の皆さんはもう既に浸透して楽しんでいらっしゃる分野ですから、こういうところに、小学生、中学生が積極的に参加していけるような、そういう環境づくりができたらいいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

続きまして、もう時間も大分なくなってきましたんですが、最後の質問に移っていきたくと思います。

町営中央グラウンド、この周辺整備計画についてです。まず、ここの整備状況というか、推進状況を確認していきたくと思います。地質調査、敷地内道路の設計計画ですね。このあたりの進捗状況はいかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） お答えいたします。現在設計しております中央グラウンド周辺の整備計画につきましては、これは敷地内道路の路線測量ですとか、グラウンドゴルフ場や体育館などの施設予定地の測量設計を行うものでありまして、既に現地測量は現在終えております。

現在は測量データをもとに、設計を行っている段階でございます。

御質問にありましたようなところの地質調査につきましては、体育館建設予定地のボーリング調査を行い、土質貫入試験の解析を行うものでございますが、現在、総務課で入札手続を行っております。この調査期間につきましては、今年12月末から3月末までを予定しております。

もう一つの敷地内道路につきましては、中央グラウンド周辺に整備する施設での侵入路となるものでございまして、県道からのグラウンド侵入路であります現在の町道の線形や拡幅の改良工事を行い、これを敷地内道路とするものでございます。

現在は隣接する地権者との用地取得に向けた協議を行っておりまして、この調整が整えば、かかる予算措置を今後行うこととしております。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 現在の状況を確認させていただきました。それでは、続きまして、グラウンドデザインの中で、6番ですかね。九州中央自動車道矢部インター（仮称）の開設を見据えた整備計画というページがありまして、その中に、町営中央グラウンド周辺ということで記載があるんですけども、ここの中で、開発の概要として、コンセプトとして、運動機能と憩いの場が一体となった公園を整備し、住民の健康保持増進を目指すというふうにございます。ここに書いてありますその概要の中で、体育館ですとか、グラウンドゴルフ場森林公園などは書いてあるんですけども、町営中央グラウンドそのものに関して記載がなかったんですが、この開発におきまして、中央グラウンドの位置づけというのはどういうものになっているのでしょうか。教えてください。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） お答えいたします。今回、中央グラウンド周辺に新体育館ですとか、グラウンドゴルフ場を整備することは、議員ありましたように、矢部インターチェンジ開通を見据えた町のグラウンドデザインのメニューの一つでありまして、今申し上げました体育館、グラウンドゴルフ場、アスレチック広場、これにこの中央グラウンドを含めましたこれら周辺一帯の施設を町の総合運動公園の施設と位置づけたいと考えております。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） その周辺一帯を今の町営グラウンドに集約させながら、一体となる公園を目指すという、そういう何ですかね、グラウンドデザインに書かれた内容をそのまま受け取ったようなことかなというふうに今、御答弁を判断しました。

私がちょっと感じておりますのは、せっかくここ周辺をしっかりと整備を進めていくというふうに位置づけてやられるのであれば、グラウンドの機能も、今よりもっと高い機能のものに改修していくということも視野に入れていただきたいなというふうに思っている次第です。

住民の運動の機会をふやす。先ほどの質問でも御答弁いただきましたとおり、機会をふやしたり、あとは、町外からの団体を呼び込む大会、こういったものもふやして、子供から高齢者の方まで、その運動の意欲というものを向上させるという観点から、やはり今のグラウンドそのものにも整備を施していく。例えば、人工芝のグラウンドを整備するとか、そういったことはとても

有効だと思いますが、この点に関しましてはいかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） お答えいたします。今議員ありましたような人工芝のグラウンドにつきましては、町民の運動意欲をかき立てられるような設備であろうとも思いますし、そのほかにも、雨天時などでも競技が可能となりますため、ほとんど天気にも左右されずに、予定どおりに行事が消化をされ、利用者のほうも日程変更、調整することが少なくなり、この結果、より多くの利用者や利用団体の増加にもつながるという予想はされます。

また一方で、土のグラウンドにおきましても、屋外で運動を行う上では、泥に汚れたりしますが、それはそれで味わいもあります。また、熊本地震で経験をいたしましたグラウンドでの車中泊というものを考えました場合に、この中央グラウンドが、今回整備いたします新体育館と併設する避難場機能というものを想定しておりますために、人工芝への車両の乗り入れというのが非常に厳しいかなというふうなことも考えます。

人工芝化につきましては、その必要性も含めまして、検討を今後もやっていきますが、まずは、その周辺に整備を計画しております体育館と、それから、グラウンドゴルフ場の早期完成に向けて取り組みたいというふうに考えているところです。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 人工芝に関しては、必要性についてはお認めいただいたということで、うれしく思います。

それでは、最後の質問になるんですけども、今、生涯学習課長の御答弁の中にもございましたが、やはり一刻も早い整備というものを、町内の皆さん、町民の皆さんは望んでいらっしゃいます。スポーツの場のニーズというのは、高まっております。グラウンドゴルフ場、これもやはり子供も楽しめるスポーツですので、いち早く整備して、供用開始をしてほしいと思っておりますが、最後に、町長のほうから、そこら辺につきまして、御答弁をいただければと思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） お答えします。先ほども、工藤課長から大体の説明をしたところでございますが、今の状況は先ほどの報告のとおりであります。今後につきまして、早い、もう少しスピード感を持った中で、体育館であり、グラウンドゴルフ場の整備を進めたいという思いでおります。

特にグラウンドゴルフ場につきましては、今、先ほどありますように、中央道の廃土を利用した中での用地の造成を計画をしておるところでありますので、明確な時期の想定はなかなか難しいというようなことでございますが、先ほどありました町道のつけかえ工事と、また、中央の新設等を計画的にしながら、特にグラウンドゴルフ場につきましては、早急な計画、完成ができるような計画をしていきたいという思いでおります。

これにつきましては、皆さん方にもぜひ、今の埋め立ての状況、グラウンド周辺の状況と、また、体育館建設の予定地の地域の状況等もぜひ見学をしていただきながら、いろんな御意見等もいただけるなラと思っておりますし、ありますように、グラウンドゴルフ場につきましては、も

う長年の懸案でありますので、早い時期の供用ができるような、これでは4年度末と、グランドデザインの中では明記をしておりますが、それよりもできるだけ早い時期の完成と使用が可能な状況に持っていきたいという思いであります。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 生涯学習課長からも、そして、町長からも、なるべく早く御整備を目指すということで、御答弁をいただきました。非常に心強く感じています。プレーヤーの皆さんは1日も早くということで、心待ちにしておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

内容盛りだくさんで、ちょっと走った質問、質疑応答になってしまったんですけども、以上をもちまして、きょうの私の質問を終わりたいと思います。きょうはありがとうございました。

○議長（工藤文範君） これをもって、1番、眞原誠君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） おはようございます。2番、西田由未子です。どうぞよろしく願いいたします。

消費税が10%に引き上げられて、私たち庶民の暮らしは、ますます厳しくなっていると感じています。12月7日の農業新聞にも、消費支出5.1%減少、増税響くとありました。消費税増税は、社会保障や福祉のためだったと。そういうはずだったということですが、もう医療費の窓口負担を倍にすると、政府は言い出しました。大企業、富裕層優遇政策のおかげで、地方創生どころではないと感じています。

臨時国会も、何もかもあやふやなままで終わってしまいました。正直に誠実に生きるということをお子供たちに示さなければならないのに、国会答弁の様子はその真逆でした。大人の責任とは何か。それぞれが胸に手を当て、私自身も戒めていかなければならないと思っています。

また、来年の1月下旬に、大矢野原演習場にて、オスプレイを含む日米合同演習が行われる予定と聞きます。8月にあっただけなのに、半年とあけずに訓練を行うとは、一体どういうことでしょうか。山都町が米軍基地化されることへの不安が募ります。報道にありますように、アフガニスタンの人たちの銃を農機具にかえ、砂漠に井戸を掘り、用水路を引き、農業ができる土地を取り戻した中村哲さんの命が奪われ、こんなに悔しいことはありません。

しかし、だから備えが要となるのではなく、武器では平和を守れない。平和の維持には戦争より勇気と忍耐がいるという中村哲さんの言葉を忘れずに、いま一層の覚悟を持ってまいりたいと思っています。

それでは、通告に従い、発言台から質問をいたします。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） まず初めに、第三セクター等の経営健全化方針のその後についてお尋ねをします。そよ風パークと通潤山荘については、赤字体質を長年解消できないことから、経営を健全化するための計画が9月2日付で作成されました。その中に、経営を立て直すための具体的な対応や取り組みが書かれていました。9月から3カ月たちましたので、この二つの施設がどのようにこの中身を検討されて、具体的な取り組みをどれくらい進められておられるのか。したことだけでいいです。これからしようと思うことでなくて、したことをお尋ねします。二つの施設についてお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、まず通潤山荘についてお答えいたします。議員からございましたとおり、9月の定例会で行政報告しました第三セクター等経営健全化方針に基づき、取り組みを進めているところです。

具体的には、宿泊部門の強化による売り上げ向上のため、客室稼働率と1室当たりの宿泊人員の向上に取り組みをしております。これまで手薄になっておりました営業活動の強化として、新たな販売チャンネルの開拓により、取り組み、九州観光旅館連絡会との連携を強化しております。九州観光旅館連絡会は、九州沖縄地区の旅館ホテル業の業績向上を目的に、旅行会社への営業や情報収集の発信を行う組織で、全国に拠点を有しております。

また、阪急交通社の国内パッケージブランドであります阪急トラピックスでの商品開発ですとか、九州フロントマーケティングの募集ツアー等の営業で、送客を見込み、新たな顧客の確保を行っているところです。

さらに、社外に営業代行を置きまして、大分県内の老人会の誘客ですとか、天草、九州管内の一般団体の営業に努めているところであります。それと、山都町管内の営業セールスに担当者を置きまして、宴会ですとか、法事等の利用促進のための営業を強化しているところでございます。

次に、そよ風パークにつきましても同様に、第三セクター等の経営健全化方針に基づき、取り組みを進めているところでございます。そよ風パークにつきましても、人材育成と人材確保が一つ大きな課題となっております。慢性的に職員の確保ができていない状況でしたけれども、マイクロバス運転手に1名、レストランスタッフとして1名、調理師2名を確保しております。売り上げ増加に対する取り組みにつきましても、客室にトイレや浴室が設置されていない不利な条件でしたので、現在、改修工事を行っておりますけれども、工事の完了後は一般ユーザーに利用される施設として、現在、整備を進めているところです。さらに、料金への反映も期待できると思いますので、客単価の向上を図ることとお次第でございます。

それと、これも以前から、数年前から取り組みをしてありますけれども、平日の稼働率を上げるために、数年前からシニア層の団体をメインに営業強化をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今お答えいただいたのは、この9月付で計画をされる。以前からもずっともうされてきたことだと思うんですね、何か。新たに、それももちろん含めながら、平成27年にも、熊本県中小企業診断士協会による財務診断が行われて、それもやっぱりなかなか生かされてこなかった。だから、いつまでに何をしていくのかを明らかにして、進捗状況を管理して、見きわめるために、町が指導強化するという説明も前回ありましたが、でも、いろんなところから言われているように、町行政はホテル業ということに関しては素人ですよ。

だからこそ、管理委託料を払って、経営をお願いしているわけで、今言われたようなことで、これもう5年間の管理期間はもう1年弱過ぎましたので、あと4年しかないんですよ。この中で、フローチャートに基づいて、今後どうしていくかっていうことをしていかないといけないわけです。

そよ風パークの経営改善のためには、トイレ改修をするとおっしゃいましたけれども、もちろんそれは大事なことだと思います。大事なことだと思いますので、そのことも質問内容にもう少し詳しくお尋ねしたいと思ってましたので、続けてお尋ねしたいと思います。

9,000万の予算をかけてあります。どのような工事に、どれぐらいの費用を予定して、もう工事は着工してるのでしょうかね。済みません、ちょっと確認不足でしたが、いつぐらいに終わるのかということ。具体的に言うと、車椅子で入れる部屋に改修されているところもある。共用の多目的トイレはどうするのか。グラウンドにあるため、多目的トイレも改修する予定だと聞いています。エコキュートへの改修が9,000万のうちの半分ぐらいだと聞いていますが、それでいいのでしょうかということ。それと、木製のアスレチックについては、今回いただいた監査報告の中にも書いてありました。危険なので、早急の撤去をしてほしい。その後の遊具の新設については、どう考えていらっしゃるか。以上、お尋ねします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） そよ風パークの給湯設備改修、宿舍トイレ改修についてでございますけれども、本年10月28日に契約を締結しまして、工事に着手しております。

工事概要を申し上げますと、そよ風パークホテルウィンディの客室11室にトイレが設置をされておりましたので、トイレの設置等、3室にはユニットバスの整備、それと、5室にはシャワー室を設置するものでございます。給湯システムはエコキュートを設置して、燃料費の削減を図るものです。それと、そよ風広場横のクラブハウスのトイレもあわせて改修をしているところでございます。

工事の完了につきましては、3月末を予定しております。それと、車椅子対応になっているかということでございますけれども、御指摘がございました後に、今回の整備で可能かどうかの検討を重ねたところでございますけれども、車椅子用に改修する部分については、部屋の客室の入り口から改修する必要がございまして、費用の面等を考えまして、今回は入り口等の改修はちょっとできないということで断念をしたところです。入り口が、現在ドアと手押しのドアというふうになっておりますけれども、間口を広くして、引き戸の入り口に変更する必要がございまして、そういったところで、費用の面で改修を断念せざるを得ない状況です。

それと車椅子、身障者の宿泊者につきましては、ホテルのスタッフが丁寧に介助することで、施設の不備を克服をしてきたところです。お風呂についても、浴室まで送迎をしておりますし、食事については、客室で食事をとっていただくように、配慮をして対応しているところです。クラブハウスの多目的トイレにつきましても、改修を行っておりますけれども、トイレのスペース等の関係で、オストメイトという人工肛門の洗浄の設置については設置ができないと、車椅子の回るスペースがないということで、断念せざるを得ない状況でございます。

以上でございます。

工事費の内訳についてお答えしたいと思います。まず、工事については、宿泊室の改修と給湯熱源改修工事というふうに二つに分かれておりまして、宿泊室改修につきましては、建築工事費1,699万円ほど、それと、電気設備工事320万円です。それと、機械設備工事が1,761万8,000円、諸経費318万円ほどで、税抜きの金額で4,099万4,000円になります。それと、給湯、熱源改修工事につきましては、給湯設備工事が2,687万9,000円になります。それと、電気設備工事236万8,000円。それと、建築工事103万9,000円、諸経費918万4,000円となっております。合計で3,947万円となっております。これも税抜きでございます。

以上でございます。

失礼しました。アスレチック施設については、今回の工事の中には含めておりませんでしたので、撤去等を含めて、現在、検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） この改修に当たっては、前の質問でもさせていただきましたし、図面ができ上がったところにもう一度お伺いして、庁舎にあるような、庁舎に多目的トイレがありますが、このようなものを目指してお願いしますと言っていました。オストメイトもできない、扉を引き戸にするのもできない。9,000万のうちの半分ぐらい、4,000万ちょっとをかけられる工事の中で、何を優先して、どういうものを施設……、どういうものを目指して改修するのかわかっていうのが、残念ながら見えなくて……。せっかくされるのに、せっかくされるのに、いろんな方たちが利用しやすい、スタッフの方がとても努力されているのは大変いいことだと思います。いろんな立場の方のお困り事をきちんとスタッフさんが、目の前にいらっしゃる方から学んでされる。それはとてもいいことです。それでも、せっかく施設設備改修をされるときに、そういう、またっていうのはできませんよね。またっていうのはできないのに、それをどうにか、この4,000万ぐらいのお金の中で融通してできなかったものだろうか。とても残念に思います。

多様性の社会、お互いに認め合う社会、優しい山都町づくりをしていくのに当たって、そういう言葉が具体的になるところだと思うんですね。今のお答えはとても残念でしたけれども、でも、改修をすることで、お客様のいろんなニーズに前よりも答えられるっていうことを、さらに努力されることを望みたいと思います。

もう一つですけど、12月補正に、そよ風パーク施設運営アドバイザー委託料66万っていうのが計上されていますが、どこに委託をされて、どのような役割を、これはいつまでこの予算で、い

つまでされるのかっていうことをお尋ねします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。平成27年に中小企業診断士の診断を受けて、経営改善に取り組んできたところでございますけれども、経費の節減等については、現在最大限に実施されているところでございます。しかし、財務診断報告書の中で、売り上げを現状の2割増すことや、レストラン等の原価比率の改善、効率的な人員配置による人件費率の改善について指摘があつているところです。

これを踏まえて、アドバイザーにはさまざまなホテルや旅館の再生に取り組まれた経験を持つ方に、現場での状況を把握した上で、売り上げ向上と利益の確保のためのより具体的な政策改善方策について、アドバイスを受けるものでございます。

先ほども申し上げましたけれども、現在、客室トイレの整備を行っているところでございますけれども、整備終了後には、宿泊料等の価格の見直しも必要と考えておりますので、収益向上のためのアドバイスを合わせて受けるものでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） いろんな方のアドバイスを受けながらということやっていかれるのだと、それに期待をしたいと思いますが、先ほども言いましたように、5年間の指定管理期間がもう1年近く過ぎました。私は、そよ風パークや通潤山荘をなくせと言っているのではありません。どちらも大事な山都町の観光施設であり、そこで働く方たちも大事にしなければならないからこそ、経営責任ということを明らかにして、税金は適正に使われるべきだと申し上げているんです。

ですから、今言われた経営、運営アドバイザーの方たちの提案を受けて、具体的にどんなふうになっているとか、経営者本人にも説明をしていただく機会っていうのをこれからつくっていただきたいと思います。その上で、民営化をするとか、経営者を変えるとか、いろんな踏み込んだ決意も、もしかしたら要ることもかもしれません。

なので、あともう4年間で、この4年間の推移、取り組み状況を見ながら、4年後には決意をされるだろうと思いますので、今決意を言えと言ってるのではありません。それに向けての町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） お答えします。通潤山荘、そして、そよ風パーク、通潤山荘におきましては、例年1月から3月のお客さんが少ないというふうなことで、赤字の大きな原因になっておりましたが、今年度につきましては、もうその手当てを今、大体できておるのではないかなという思いでありますし、今年度、単年度では、黒字化ができるんじゃないかなと期待しております。

そよ風パークにつきましては、今月の2日だったと思いますが、取締役会議を開き、上半期の決算の報告がありました。非常に厳しい状況下の決算の状況でありましたし、また、今回、改築

に入ったというようなことで、3カ月半ほどかかると。その間、営業しながらであります、宿泊客も減る、利用者も減るんじゃないかなと、大変厳しい見通しの中で、今年度の見通しもあったところであります。

これにつきましては、合併以来ずっと問題山積で、改善ができておらないのは事実でしたけど、27年に経営診断士を入れた中で、その取り組みが完全じゃなかったというのが一番の原因かなという思いであります。

今後につきましては、先ほどありますように、アドバイザーの導入も、先般の取締役会に報告をしながら、まずは経営の健全化といいますか、決算のやり方からやっていかなくは到底でんじじゃないかなという思いであります。

今後の取り組み、先般、9月の議会では、あのような形で提出をしましたが、あれを本当にまともに実行できるような計画じゃなかったなという思いであります。非常に申しわけないですが、今のフロントの、また、会社の状況下ではなかなか難しい部分があるという思いの中で、アドバイザーも入れたところあります。毎年三千数百万のお金をつぎ込みながら、今運営をさせていただいておりますので、私も西田さんと同様、この両施設を潰したり、なくしたりするわけはいかないという思いであります、やはりもう少し経営改善化をしていただきながら、あのような立派な立地があります。あそこに皆さんも行っていただきたいんですが、360度見える、あのすばらしい眺望の中での、もう少しやり方があるんじゃないかなと。先ほど、アスレチックもありましたが、バンガローもあります。グラウンドもありますし、いろんな部分を利用しながら、もう少し具体的な改善策を進めていきたいという思いであります。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） ぜひ部門ごとの決算報告とか、いろんな報告をしていただくように重ねてお願いいたします。

次に、教師の働き方改革の現状と超過勤務を解消する取り組みについてお尋ねをします。

まず、山都町の先生方の残業の実態についてお尋ねをします。残業がひと月に45時間以上の先生の割合を、小学校、中学校について、お答えいただきたいと思います。簡単に数字だけで結構です。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 小中学校教職員のことし10月の超過勤務の結果について、お伝えします。

全小中学校で、月45時間以上残業した教職員は67名、うち、特例とされる月80時間以上が18名でございました。ちなみに、昨年10月の80時間以上の超過勤務者は16名でした。小中合わせてです。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 済みません。パーセンテージとしてはわかりませんか。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 割合をお伝えします。対象は管理職を含む常勤の教職員100名

ですので、本年10月の45時間以上の残業の教職員の割合は67%でございます。昨年10月の80時間以上の超過勤務者は16%です。前後して申しわけございません。本年10月の80時間以上の超過勤務者は18%でございます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 思ったよりも、まだ多くなっていう感想を持ちました。県教委のことしの9月の調査では、45時間以上の残業した先生は全体で45.4%です。山都町は20%以上も多いということで、過労死ラインとされる月80時間を超える先生は13.8%。これよりも、山都町は多いと。人数的にちょっとパイが違うので、一概には言えないと思いますが、そういう状況だということですよ。

小学校は部活動が社会体育に移行したことから、負担の軽減も感じるという先生はふえておりますが、中学校はまだまだです。そして、今の数字は、家に持ち帰っての仕事時間は入っていませんので、実際の残業時間はもっとふえるということになります。

小学校では、英語の教科化、プログラミング教育の導入と仕事の内容はふえるばかりです。早く帰れと言われても、持ち帰っての仕事となったり、土日に出勤したりしてる先生も多いです。そして、土日に出勤しても、勤務時間に記録するのがはばかられたり、正しく記録すると、かなりオーバーになってしまい、指導を受けてしまうという、そういう感情から、在校時間も正しく把握されていないという実態も聞きます。

つまり、報告された時間よりも、実際はもっと多く残業しなければ、仕事が終わらないという状況になっている。そういう実態です。

先生たちの本来の仕事、子供たちに楽しくわかる授業をするための準備をする時間、子供たちとゆっくり話したり触れ合ったりするための時間、そのことを先生たちは負担とは思いません。そうでない時間を削減して行ってほしいわけです。

その業務削減の具体的な方策の一つを、今回は提案をさせていただきたいと思います。集団フッ化物洗口事業というのがあります。これは、小中学校の児童生徒の虫歯予防のために、週に1回、集団でフッ化ナトリウムの原液を薄めて、うがいをさせるものです。この事業は、山都町では平成26年からモデル校で始まり、29年から全校で行われています。まず、この事業の主体はどこでしょうか。また、薬を薄めること、児童生徒にうがいをさせることは、どの時間に誰がしているのかということをお尋ねします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。実施主体は、山都町及び山都町教育委員会でございます。業務の役割分担でございますが、基本的に教育委員会、学校、町、保健師の3者が分担して行っております。フッ化物の粉末を水で溶かして、フッ化物洗口液をつくる作業を教育委員会職員が行い、洗口液を紙コップに注ぐ分注という作業及び児童、生徒のうがい指導を、基本的に学校の教職員間で協力して行っていただき、町保健師が適宜アドバイスに伺っているという状況でございます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） この事業主体は山都町と教委であるということ。それから、教育委員会と学校と保健師3者で協力してやっているという実態をお聞かせいただきましたが、まず、この事業は導入されたときに、学校現場には負担をかけないということを前提に導入されたはずだと私は認識をしております。先ほど、3社の中に学校が入っているということはまず違うんじゃないか。なぜなら、学校におけるフッ化物洗口は、教育活動ではないからです。教育活動とは、虫歯や歯周病にならないように、自分の口の中を見つめさせ、歯磨きはどうしたら効果的かとか、歯にいい食べ物は何かとか、そういうふうにして学んだことを、自分の暮らしの中で実践できるようにしていくということが教育活動です。学校現場では、ずっとそのことをやってきました。フッ化物洗口をすればいいということではなく、きちんとした歯磨きがなくてはならないということは、教委としても言われています。そのとおりだと思います。

そして、山都町の児童、生徒の永久歯の虫歯の保有本数を見たときに、このフッ化物洗口が全校で実施される前でも、平成14年、平均の保有本数は1.84本です。2本ないということ。平成27年では、0.44本まで減ってきています。フッ化物洗口が始まって3年たちましたが、本年度の状況をお聞きしましたが、フッ化物洗口を実施したときには平均で0.31本。実施していない児童でも0.67本。どちらにしても、1本以下というふうになっています。

フッ化ナトリウムの原液というのは、鍵のかかる場所で、ほかのものと区別して保管管理されなければならない劇薬です。それを濃度1%になるように毎回薄めるという作業、それを教委でされると言われましたが、そうではないというところも聞いております。

そして、先ほど言われた、それをシュッシュという小さな紙コップに分けて、子供たちにうがいさせる。そのときに、やっぱり誤って飲み込まないようにするような注意を払ったりして、とても神経を使ってされているわけです。それは、今言ったことはみんな作業であり、教育活動ではないということを改めて申し上げます。

しかも、それを全校児童に対して、毎週実施しなければなりません。実施する全ての保護者から、毎年同意も必要です。万が一に事故が起きてしまったら、責任も問われます。今まで実施されたところで、何件か分注違いとか、濃度間違いとかいうのがあってるとも聞きます。それを、ほとんどの学校が教職員で行っているという実態ならば、この学校での負担になっている実施は取りやめるべきだと考えますが、いかがでしょうか。課長、お願いします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。フッ化物洗口の推進について、平成26年度に熊本県教育委員会から通達が出ております。その中で、市町村、関係部局、教職員及び学校歯科医等が連携、協力し、保護者の理解を得ながら、安全に実施するようにとの依頼を受けております。平成30年度にも同趣旨の通達を受けております。

本町での導入期には、校長会等では、慎重な意見を含め、さまざまな議論が交わされたと同っております。しかし、子供たちの虫歯予防のために、学校も協力して導入しようということで決定が決まったというふうに、聞いております。

各児童、生徒のフッ化物洗口の希望の有無については、教育委員会が毎年度当初に、各家庭に

学校を通じて、プリントを配布し、把握を行っております。希望される家庭の子供さんについてのみ行っているところでございます。今後も丁寧な意向調査を行っていきたいと思います。

フッ化物洗口液の安全性については、WHOや厚生労働省など専門機関が認めているところでございます。市販の歯磨き粉にも、フッ化物が入ったものがございます。40年以上にわたって、フッ化物洗口を実施されている新潟県でも、問題が起きていないところですが、本町においても、今後も、歯科医師会、健康ほけん課、福祉課等と連携し、情報の収集に努め、正確な判断、適切な対応、子供たちの健康確保につなげていきたいと思います。

各学校には、御負担をおかけしているところでございますが、今後も実施に御協力をお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 先ほど言いましたように、虫歯の本数を見てみても、1本以下という現状であるということ。それと、虫歯予防が目的なはずですよ。それは従来の、先ほど申し上げました教育活動をきちんと行っていけば、達成できている。実際にフッ化物洗口する前に、既に1本以下になっているのですから、フッ化物洗口するということが目的ではないはずだと思うんです。正確な判断をすると、先ほど答弁でおっしゃいました。正確な判断をされるのであれば、このように、虫歯予防、目的はほぼ教育活動をきちんとすれば、達成できているのであれば、この事業に固執される必要はないと思うんです。

この事業主体は、先ほど地方自治体の山都町と教育委員会と言われましたので、山都町が子供たちの虫歯予防の実態を見て、どうするかということは決められるはずですよ。学校の負担軽減をするために、ほかの自治体では、職員を雇用してされたりとか、保護者ボランティアをお願いしたりされてるところもあると聞きますが、やはり、それをすることよりも、そうすると、また、職員の方にも負担をかけますので、目的に沿った事業をしていただければ、もうする必要はないという判断をなさっても、しかるべきだと思うわけです。重ねて教育長のお考えをお尋ねします。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 私も導入前後のときに、学校にかかわりました経緯もございます。今、御意見をいただきましたように、その重要性、そして、学校での運営のあり方等については、今後もしっかり情報把握して、そして必要性についても、今後考えていきたいと思います。今の現状では、有効であるという認識のもとで、安全に進めさせていただいておりますので、御了解いただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 有効であると考えられる根拠がよくわかりません。その辺も、また論議いただきながら、私の思いとして先ほど言いましたように、教職員の負担軽減にもなりますし、子供たちの健康、虫歯予防に対しては、これをしゃんむりせんでもいいんじゃないかと。なぜ、これに固執されるかということで、継続して、今後もお尋ねしていきたいと思います。

そのほかの教職員の業務削減について具体的に考えておられることがあったら、簡単でいいですので、本当は簡単じゃいけないんですけど、時間がありますので、簡潔にお願いしたいと思

います。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。まずは、子供たちの教育の充実とあわせて、1人当たり、教職員の業務削減の観点からも、町雇用の教諭補助の確保に努めてまいりたいと思います。

中学校の部活の指導については、複数教員の配置や、外部指導者の養成等に取り組んでいるところですが、今後も取り組みを進めていきたいと思います。

全般的な業務では、学校への調査依頼の回答期限や回答時期について、余裕を持って対応していただけるよう、心がけたいと思います。

また、学校からの修繕等の要請に対しては、教育委員会として迅速に現地確認等の対応を行ってまいりたいと思います。

これらを総合的に取り組んで、先生方が子供たちと向き合う時間の確保ができるよう、努めてまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今言われたように、ぜひ進めていただきたいと思います。調査依頼については、その調査依頼の中身そのもの、本当に要るかということもあわせてお願いをいたしたいと思います。

次に、会計年度任用職員制度についてお尋ねいたします。来年度から、今までの嘱託、非常勤、臨時といった非正規の働き方をまとめて、会計年度任用職員とするという条例ができました。職種としては、事務全般、先ほどの先生方の業務削減にも寄与していただく、学校職員、給食調理員、保育士、保健師の方等ということになるかと思いますが、次の3点について、まとめて総務課長にお尋ねいたします。

フルタイム職員とパートタイム職員の配置人数はどうなるのでしょうか。フルタイム職員についての運用はどうなるのでしょうか。今までよりも待遇が悪くなったり、または、配置数が減ることではないのでしょうか。3点お願いいたします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、お答えいたします。現在、会計年度任用職員につきましては、令和2年度予算編成の中で、必要な職種や人数の精査をしているところでございますが、現在のところ、約120名程度を考えております。現在の会計年度任用職員に該当するという部分でございますが、フルタイムとパートタイムの職員の配置につきましては、現在、正確な数字はまだ決定はしておりません。今後、ヒアリングの中で精査をしていくというところでございます。

それから、フルタイム職員についての運用ということでございますが、フルタイムの職員と申しますのは、我々一般職と同じように、1日7時間45分、週5日勤務、週の勤務時間が38時間45分という勤務形態がフルタイム職員。それ以外は、全てパートタイムということになります。

業務の見直しを含めまして、必要な人数の精査を行いますが、真に必要な場合におきましては、フルタイムの会計年度任用職員の配置が考えられるというところでございますが、現状としては、

山都町では、パートタイムの方がほとんどではないかということで、予測をしているところでございます。

それから、待遇面のことでございますが、会計年度任用職員の給与、報酬等につきましては、本庁での同種の職務、あるいは、職務経験等を考慮しながら、それぞれ個人ごとに設定するという予定でございます。現在の様子で聞きますと、経験年数が3年以上ある方につきましては、現在より若干高い水準に設定されるということでございますが、経験年数が3年未満の方につきましては、現在より若干低い水準に設定されるという状況でございます。時給で申しますと、30円から50円、日額で180円から370円程度の減になるということでございますが、それとは別に、新たに、今、期末手当を支給するというところでございますので、経験年数が全くない職員の方でも、年収は増加するというところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 予定が120名というのは、8月現在のいただいた数字だと、確か127名という暫定の数字が出てたと思いますが、全体数が配置が減るということはないのかなというのをちょっと心配しております。

合併後14年で、人件費の削減のために、正職員が100人も減らされました。そして、非正規の職員の方が正規職員と同じぐらいとなり、それでも、この広い山都町で、人員不足で大変苦勞されながら、住民サービスを低下させないように頑張っておられる。でも、やっぱり人が不足しているという現実を見聞かいたします。

待遇を悪くしないために、ふえる分があるとすれば、予算全体を見ながら、減らさなければならぬところもあるのだらうと思います。その検討すべきところが、やっぱり先ほど最初にお尋ねしました指定管理制度になるのかなとも思っております。

熊日12月2日の報道にありましたが、同じ仕事内容でありながら、格差のある賃金を少しでも是正しようという今回の国の方針に基づく制度です。先ほど尋ねましたフルタイムとパートタイムの職員の数に見合う待遇改善された賃金額の要求を、国にされたはずだと思います。

保育料の無償化分についてもそうです。国の方針とした以上、国がきちんと予算をつける。これは当たり前のことです。苦しい財政事情を抱えた地方に負担増を強いるのではなくて、きちんと財政的な措置をするように、地方からの声を束ねて、国に言っていくことが大事だと思います。

今年度の予算編成にも、今、本当に最終段階の時期でもあり、町村長会等での国への要求などの動き等がありますでしょうか。町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 先般、全国の町村長大会がありました。その中で、交付税の増額の問題、いろんな問題が10項目にわたって、要求の項目を持ったところであります。その中で、特に、私たちが、私も、先般、職員組合の人にも話したところでありますが、山都町、数年前からだとお聞かしますが、18歳までの医療費の無料化を実施しております。この自治体には、国は交付税措置で対応するというようなことです。早く言えば、優良自治体には交付税を少なくすると。

これをしてもらっては困るという要求を1番に掲げたところでもあります。今、各自治体間で、人口増に対する施策であったり、子育て世代の対策等、いろんな部分でやっとなる自治体とやってない自治体があった中で、そのような今、国は挙げて、削減の方向に動いているのも事実であります。

また、今回の働き方改革でも、来年度からでも、うちだけ2,000万、3,000万、将来的には、億に近い、先般、熊本県では20億近い財源措置が必要という報道がなされておるところであります。今言われますように、これが国の措置の中で、どれだけ我々小さい地方自治体に反映されるか、なかなか難しいところではありますし、要求を今後とも、町村会を中心にした中で、せっかく、私もずっと、2年半過ぎたところでございますが、職員組合の方々とも、格差が同じ机を並べながら、格差があるのは事実だと言ってきましたが、やっと、このような働き方改革が出ました。これは国からの押しつけでなくて、やはり全体で考えなん問題であるという思いであります。

そのためには、痛みはみんなで分けにゃん部分もあるだろうし、また、効率的な行政運営もしていなくていけない。これはもう全ての分野じゃなくて、我々、地方公共団体はもうけをしきりません。削減をするか、辛抱するか、国の予算措置を持ってくるしかないという思いであります。そういう部分を含めながら、今後、国、県ともいろんな部分で取り上げられるような町村会活動等もやっていきたいと思っています。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 地方いじめのような国の政策に対して、きちんと地方から声を上げていくことは本当に大事だと思っています。よろしく願いいたします。

次に、コミュニティバスの今後の運営について、お尋ねをいたします。1便につき1名以下の利用の路線、つまり、空で走っていることがある路線で、デマンド式と言われる予約型の運行の実証実験が10月から12月まで行われています。まだ途中の段階ではありますが、やってみて見えてきた課題というのを、今後の交通体系網作成にどう生かしていくのかっていうことを、企画政策課長にお尋ねします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。実証実験は蘇陽地区におきまして、1便当たりの平均利用者数が0.8人から1.6人までという路線が6路線ございましたので、三つのエリアに分けて、運行回数は今までと同じ週2回とし、デマンド型による運行を行いました。

デマンド運行とは、予約があった場合のみ運行する公共交通で、利用される方に電話での予約をお願いしております。また、道路が狭く、かつ他の路線と統合が困難な路線におきましては、タクシーでバスの乗り継ぎ拠点までの運行を実施しました。

現在、実証実験中ではございますが、利用される方の目的としては、ほとんどの方が病院への通院でした。予約につきましては、全ての方が面倒であると答えられておりますが、利用される機会につきましては変わらない。運行回数については、問題ないと回答されております。また、少数であります。乗車場所が自宅近くになってよかったという意見も聞かれております。

デマンド運行を実施するに当たりましては、予約が面倒であるとの意見につきましては、予約の仕方について、住民の皆様にご認知していただけるよう、十分な説明を行う必要があると思っております。また、予約業務の効率化を図るために、システム等の導入も検討していく必要がございます。

また、課題の中で、耳が御不自由な方もおられますので、そのような方への対応だったり、御自宅に電話をお持ちでない方への対応などが課題であると考えております。こういう課題をお持ちの方に関しましては、現に地域で見守りをさせていただいているというふうなところも見受けられたところがございます。

今後の交通体系網にどう生かすかということにつきましては、まとまった需要がある場合につきましては、定時定路線のバスが適していると思っておりますけれども、利用者数の少ない路線においては、予約の運行が効果的であると考えております。予約をすることによって、現在、ルート上にない集落におきましても、要請があれば、自宅近くでの乗車も可能になります。今後は、利用者の少ないエリアに導入していく予定です。

山都ふれあいバスは、まず、小中学生の通学を支えるスクールバスとして始まり、高齢者等の移動手段の確保の必要性の高まりなどを背景に、日中の稼働していない時間を有効活用して、コミュニティ便を運行しております。現時点及び数年先のスクール需要をもとに、運行経路や車両規模を設定し、あわせて日中の高齢者のニーズに対応していく運行計画を検討しております。道路状況や利用状況に応じた車両規模も、今後検討していく必要があると思っております。問題点を把握しながら、改善を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 丁寧の実証実験をされていることがわかりました。ただ、この広い山都町で、財政も厳しい中で、私も軒先まで行くべきとか、何もかも公共ですべきとは思っていません。例えば、バス停まで歩くことができる人には歩いてもらうということも健康増進につながるし、隣近所で声かけ合っただけの助け合いというのも、安否確認ともなります。

今度の電話で予約するという事は、福祉課とも連携をされて、安否確認等にも役立てられるというふうにも聞きました。ただ、それでも、バス停までも遠いところに住まわれて、歩くのも難しい方がおられるという事実も知っておいた上でのよりよいものにしていただきたいと思っております。

そのためには、やはり先ほど言いましたように、福祉課との連携が不可欠だと思います。例えば、介護保険を使った民間福祉タクシーを走らせるとか、地域の中に送迎ボランティアグループをつくって、地域に1台の軽自動車を運用する特区をつくるとか、そういうところは、ほかの自治体にはあるそうなんですけれども、そういうふうに、交通体系網と一緒に、福祉の部分と十分連携をとって、やっていただきたいというふうに思います。これはお願いです。答弁は要りません。よろしく願いいたします。

時間がなくてはいってしまったんですが、最後に、高齢者、経済的弱者支援についてお尋ねを

します。プレミアム商品券の利用状況についてお尋ねをします。熊日報道では、申請率が16.2%とありました。現在の状況はどうでしょうかということと、あと3カ月、予算は3,352万でしたけれども、これは残ったらどうなるのかなということをお尋ねしたいと思います。

それと同時に、一緒に済みません。幸齢者ハピネスポイント制度についても、まだよく御存じない方もおられると聞きますので、周知の徹底をどうされていくか。活用状況をどう捉えるかをあわせてお尋ねします。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君） お答えします。まず、プレミアム商品券ですけれども、対象者のほうが、まず非課税世帯が207世帯ありまして、11月末現在で、713世帯より申請がっております。申請率としましては、26%ということになっております。商品券の交付枚数につきましては、非課税分が1,097枚、子育て分が241枚ということで、計1,338枚を交付しております。

商品券につきましては、現在1,266万8,000円の購入がっております。町内の取扱店が106店舗となっております。本事業につきましては、申請がなかなか伸びない状況にありますので、申請期限につきましては、今12月27日までとしておりましたけれども、2月21日まで延長することにしております。周知につきましては、広報紙及び防災無線等で定期的に行いまして、申請購入の促進を図っていきたいと考えております。

続きまして、ハピネスポイントですけれども、ハピネスポイントの周知につきましては、広報紙、防災無線及び集団検診や地域のサロン、老人クラブやボランティア連絡協議会、通いの場、30地区福祉会の代表者などへ説明を実施しております。11月末現在で724人の方が申請しております。

なお、今月から、ポイントがたまった方への商品券との交換申請を本庁及び各支所で受け付けておりまして、防災無線での周知を行っております。また、広報紙への掲載も予定しております。

今後、健康診断結果や介護認定結果などを活用して、事業の評価を行いまして、適切な事業展開や地域の課題の把握等の対応に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） どちらの制度についても、役場に申請をしに行って、引換券をもらうとか、いろいろ手間がすごくかかるという声をたくさん聞いています。公正に取り扱わなければならないということはわかりますが、例えば、今言われたポイントの交換については、そのカードそのものを商品券扱いにするとかということも検討する、柔軟な対応を考えていただきたいと思います。

介護予防事業として、いろいろ考えておられるのはわかりますけれども、都会の人が考えた制度をそのまま山都町に当てはめても、実態にそぐわないことがたくさんあります。まず、言葉が横文字だらけでわかりにくいという声をたくさん聞きます。来年度も継続される予定と聞いておりますが、全体の介護予防費が600万のうち、ハピネスポイント制度に350万、半分以上もかけてありますが、今言われた実績とか課題をしっかり検討して、私は減額すべきだと思います。

そして、前年まで333万実績があったにもかかわらず、150万に減らされた生きがいと健康づくり事業とのバランスを考えて、来年度の予算立てをしていただきたいと思います。生きがいと健康づくり事業は、住民の方々が自分たちで計画されて、いろんなことされてる。それを応援していただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

最後に、私自身の健康づくりとして、できるだけ自転車に乗るようにしていますが、バイパスの歩道を走ると、木の根がコンクリートを割ってしまって、でこぼこが激しくて、とても危険です。歩いていて、転んで、けがをされた方もおられます。このことは建設課にお伝えし、国道なので、町の管轄ではないけど、県や国とつなぐとっていただきました。

町民の皆さんの小さな声にも耳を傾け、やさしいまちづくりをともに頑張っていきたいということをお伝えして、質問を終わります。

○議長（工藤文範君） これをもって、2番、西田由未子の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時08分

再開 午後1時10分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福祉課長から、発言の申し出がっております。これを許します。

福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君） 先ほどの西田議員の質問に対する答弁の中で、プレミアム商品券の対象者につきまして、非課税世帯が207世帯と申し上げましたけれども、実際は2,702世帯の誤りでしたので、訂正させていただきます。申しわけありませんでした。

○議長（工藤文範君） 一般質問を続けます。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 皆さん、こんにちは。4番議員の矢仁田秀典でございます。

ことは、平成から令和へと年号も変わり、新しい時代となりましたが、その令和元年も残りわずかとなりました。ことは50年に1度、100年に1度と言われるような豪雨、台風が日本を襲いました。この災害により被害に遭われた方々の1日も早い復興を願うとともに、この災害により亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。

そんな中、日本ではラグビーのワールドカップが開催され、日本中が沸きました。今はハンドボールの世界選手権が開催されています。また、山都町では、蘇陽中の陸上の活躍、矢部中の村上君のラスト一周の追い上げによる優勝と、心躍るようなことがありました。

スポーツは、みんなの心を一つにしてくれます。そのスポーツの祭典、東京オリンピック、パラリンピックの開催も来年に迫りました。ことしの6月に、本町出身の山下泰裕氏がJOC、日本オリンピック協会の会長に就任されました。現役時代、外国の選手には1度も負けたことがなく、昭和52年から60年の引退されるまで、203連勝、ロサンゼルスオリンピックでは、足にけが

をしながらも、無差別級で金メダルという快挙を成し遂げられました。その快挙もさることながら、その人格、人間性を評価され、今回のJOC会長就任になったと思います。その本町出身の山下氏を応援しよう、オリンピック、パラリンピック応援をしようと始まったのが、一言一旗運動です。

この運動は山下氏の就任を記念して、祝賀会を開催するならっという梅田町長の思いがありましたが、パラリンピックが終わるまでは山都町に帰ってこれないという、山下氏の返事でできなくなりました。では、山都町で何かできないかっていうところでしたが、町の予算を使って、町がするのではなく、町民みんなで盛り上がり、応援するためにはというところで、副町長を筆頭に、メンバーを選抜され、JOC会長、山下泰裕氏に届け、山都の心実行委員会が結成されました。これに選抜された町の職員は、自分の仕事のほかに仕事がふえて、大変だろうとは思いますが、頑張っていたきたい。

山都町にも、山下氏を知らない人がふえました。小学校の5年生以上では、道徳の熊本の心、という教科書で習ったことのある人は知ってますが、知らない人たちに、山下泰裕氏がどういう人だったか知ってもらい、郷土の誇りとして、応援してもらうために計画したのが、この一言一旗運動です。のぼりを買っていただき、一言応援メッセージを書いて、のぼりを立てて応援してもらう。また、要望があれば、道の駅周辺に立てて応援しようという運動です。

この運動は、この一言一旗運動がうまくいけば、第2弾、第3弾が計画されています。そういう運動がなされているっていうことを紹介して、一般質問に移ります。今回は教育環境について、鳥獣害対策について、幸せに年を重ねる者の高齢者問題について、質問させていただきます。

では、発言台に移ります。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） それでは、山都町立小中学校の教育環境について質問いたしますが、1番議員と質問内容がダブリましたので、端的に結構です。

まず、山都町での学力テストの結果を教えてください。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。代表的な学力テストとして、例年、小学6年生と中学3年生を対象にした全国学力・学習状況調査が、4月に行われています。山都町全体について申し上げますと、全国平均や熊本県平均を上回っている年もあれば、若干下回っている年もあります。

ここ数年の山都町全体の傾向としては、おおむね全国平均並みに学力が定着していることが伺えます。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） その山都町内ですけれども、山都町内の小規模校と大規模校の差というのがありましたら、教えてください。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。一概に、大規模校、小規模校の間に、学力の

差があるとは言えません。全国学力・学習状況調査では、テストと同時に、児童、生徒と学校を対象にアンケートも実施しております。アンケート分析すると、学力は生活基盤の安定、学校、学級基盤の安定が基礎となる重要な要素であることがわかります。その上に、生活習慣、学習習慣、授業指導、本人の意欲などがかかわっています。

これらの差が学力となってあらわれる傾向にあり、大規模校、小規模校の間で差が出るというわけではないようです。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 安心しました。2年前は、大規模校のほうが平均的には下がってた、低かったんです。それが変わらんようになったというのは、安心したところでございます。

次に行きますけれども、この町ですけれども、学力の高い町には若者が住みたいと思うと思うんです。逆に、低い町には住みたくなくなると思うんですけれども、その辺については、担当課長はどう考えますか。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。住みやすいまちづくりの観点から、確かに教育の充実は、一つの重要な要素であると考えます。学力も含めて、総合的な生きる力を育む教育が大切であると思います。一人一人の子供たちを大事に育て、教育の質を高めるための学校教育施策をさらに進めていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 私は冒頭での挨拶で、一言一旗運動の話をしましたが、この運動に賛同する人は、自分のためではなく、人のために応援をするんです。そういう心の人、自分は後でいい、ほかの人を先にとする心の人がいっぱいいて、その上に、町全体の学力が高い町ってというのはすばらしい町だと思いませんか。

私は、町全体の学力や教養が高く、思いやりのある人がいっぱいいる町、そういう町をつくるのは教育だと思います。学力の高い町には、若者が住みたいと思う。また、そういう町には、やる気のある先生方がふえると思いますが、どうでしょうか。教育長。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 議員御指摘のように、今も取り組んでいるところでございますけれども、さらに魅力ある町として、子供たちが今後を担って、活躍するための教育活動にしっかり努めたいと考えております。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 先ほど、全国平均並みという話がありましたけれども、学力テストの結果がですね。それじゃいかんと思うんです。じゃあ、どうやって学力を上げるかっていうことなんですけれども、つい最近、会員制交流サイトSNSっていうのを利用して、小6の女儿を誘拐したという事件がありました。県内でも、小学生の7割以上、中学生の9割以上がスマートフォンなどのインターネット機器を持っていて、この事件は人ごとではないということです。また、ゲームのやり過ぎで、日常生活が困難になるゲーム障害っていう依存症がふえているそうです。ゲ

ーム障害の大半は、オンラインゲームという1人でゲームをするんじゃないでなくて、同時に多数、多くの人数が参加してやるゲームで、1人だけそのゲームから抜けるというのが難しいから、病的になるそうです。

調査では、1日6時間以上のゲームをする人の2割以上が、過去1年以内に、半年以上自宅に引きこもっていたと回答しています。また、ゲーム時間が長いほど、学校や仕事の遅刻、欠席、家族への暴力など、さまざまな悪影響が出ているそうです。このままでいいのでしょうか。

学力の話に戻りますが、ソフトバンクの孫正義氏は、6カ月で3,000冊の本を読むそうです。楽天の三木さんは、月に500冊。ビルゲイツは毎日1時間の読書を習慣にしているそうです。

山都町でも、読書量の多い学校は、学力が高いようです。学校の先生方は転勤とかがありますから、教育委員会が一つの指針として、学校教育にかかわり、今以上に、読書を学校と家庭で勧め、ゲームやスマートフォンの時間を減らすべきだと思います。もう、家庭の問題ではありません。山都町のために、教育委員会が動くべきときだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 課題認識につきましては、同感でございます。山都町におきましても、第三次の山都町子ども読書活動推進計画を平成30年度に作成しております。そのような中、今後も、学校、地域、家庭、町立の図書館行政が連携して、子供たちの読書環境を整備していきたいと考えております。子供たちが読書を好きになることが、いろいろな豊かな感性であったり、表現力、創造力などを育む上でも重要であると考えておりますし、結果として、先ほど、期待されます読解力の向上であったり、学力テストの得点アップ等にもつながるのではないかと期待しております。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） せっかくすばらしい町立図書館があるのですから、活用していただきたいと思います。

次に、今後の人権教育についてお尋ねいたします。今後の人権教育については、どういうふうに進めていくお考えなのかをお尋ねいたします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。まず、前提として押さえておく必要がありますが、部落差別の完全解消には至っていない実態があります。現在も、全国で差別落書きや身元調査などの事案が発生しており、インターネットの差別書き込みは、目を覆うような状況です。

平成28年に、部落差別の解消の推進に関する法律が施行され、地方公共団体は、部落差別解消のために必要な教育、啓発を行うよう、改めて明記されたのも、こうした差別の実態が背景にあるからではないでしょうか。

また、部落差別だけでなく、障害者差別、外国人差別、ハンセン病回復者や水俣病の方々への差別、いじめなど、さまざまな差別により、たくさんの人が悩み苦しんでおり、報道によると、尊い命が奪われる事件も起きています。

部落差別は、事実に基づかない予断や偏見、思い込みが原因ですが、このことはほかのさまざま

まな差別にも当てはまります。小中学校での人権教育は、これまでの同和教育の成果を踏まえ、同和問題の解決を柱に、さまざまな差別の解消に努める学校同和教育を展開しているところであり、今後も、この方針に沿って取り組んでまいりたいと考えます。

具体的な学校同和教育の進め方は、ことし6月の山都町同和教育推進協議会総会で決定した内容に沿って推進します。子供たちが部落差別を初め、あらゆる差別の解消に向け、認識を深め、問題解決を図るよう、育成を図ってまいりたいと思います。

また、人権教育は学校だけで完結するものではなく、社会全体で啓発に取り組んでいかなければ、効果が上がらないと考えます。なぜなら、差別や偏見は、保護者、家族、地域など、子供たちを取り巻く身近な社会環境の影響が大きいためです。

学校教育課としましては、社会教育、人権センターとの連携はもちろんですが、町民の皆様の御理解、御協力をいただきながら、町全体で子供たちの人権教育を進めていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 私は先ほども言いましたように、思いやりのある町にするためには、人権教育は大事だと思います。人間にはいろんな才能があります。成績が悪くても、足の速い子とか、足は遅いけど、成績はいい子とか、両方できないけど、美的センスのある子とか、障害のある子は感受性が高いといいます。何にもないけど、心が優しい子とか、それもない子、才能や優しさもない子は、そういう教育とか、環境になかった子で、本当は何かを持っているんです。いろんな才能があるんです。そういう才能を認め、伸ばし、その上で、先生を尊敬する。老人を敬う、親に感謝する、弱い人を助ける。そういう人権教育に、もっともっと取り組む必要があると思います。

次に、人権教育関係ですけども、この本町のように、お金のない町にしては、教育関係に占める人権教育の予算が高いと思うんですが、適正と思われますか、総務課長。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、お答えをいたしたいと思っております。予算につきましては、事務事業を担当します所管課におきまして、それぞれの職員が現状の分析や、あるいは、未来予測を行いながら、最小限の経費で最大限の効果を発揮するような必要な予算を積算して、執行しているというふうに思いますし、また、それぞれの地方自治体におきましては、地域の実情に応じた施策を立案し実行しながら、特色あるまちづくりを行っているというふうに信じております。

それぞれの視点ですとか、感覚があるというふうに思っております。予算額の大小で適正な予算配分かどうかの判断につきましても、多様性があることと思っております。

また、比較対象となるものにつきましては、同じ条件ですとか、あるいは、基準に照らし合わせる必要があるというふうに思いますので、御質問への的確なお答えはできないかというふうに思いますので、御理解をお願い申し上げます。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） トータル、適正だという話になるんですね。いろんな部分を考えれば、適正であると。ですが、近隣町村に比べてどうなのか。人口の割合、また、子供の数を考

えても、どうなのかっていう部分ですけども、この町の人権教育予算というのは非常に高い。近隣町村に比べたらですよ。それだけすばらしい講師を呼んで、人権教育の回数も多いだろうとは思いますが、いろんなものを合わせても、この町の予算からして2,500万というのはいかがなものかって思うところがあります。

この町はそれだけの金を使わないと、人権教育ができないんでしょうか。この2,500万円の一部でも足りないと言われてる学校の教材に回すことはできないんでしょうかという部分があります。そういう部分が考えていただけないかっていうところですけども、その答えを求めるのは、きょうの段階ではさっき適正だという話だったんで難しいかと思えますけれども、来年度からちょっと加味して考えていただけないものかと思うところです。教育に関しては、以上で終わりますが、その辺は考えていただきたい。

次に、鳥獣害についてです。イノシシとか鹿にぶち当たった、交通事故に遭ったっていう話が、今たくさんあります。もう農家だけの問題ではない。もし、家の近所にもイノシシとか鹿が出てきます。子供が出会ったら、どうでしょう。そういうところを考えたときに、今、町が行っている事業についてお聞きしたい。今、町が鳥獣害対策について行っている事業について説明していただきます。よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） それでは、現在、町が行っている事業ということで、お答えいたします。現在、町のほうでは、町の単独事業によります事業と、国の補助を使ってやってる事業が二つございます。

まず、町の単独事業につきまして御説明いたします。町の事業につきましては、受益者1名からでも対象となりますワイヤーメッシュ、電柵、箱わな等の事業を行っております。電柵の設置につきましては、事業費が7万円以上、ワイヤーメッシュ、わな等につきましては4万円以上を対象として、その2分の1を町のほうが補助している事業でございます。

平成30年度の実績としましては、103件の申請がございまして、1,100万を町の補助として出しておるところでございます。

次に、国の補助事業でございますけれども、これにつきましては、受益者が3名以上で、ワイヤーメッシュ等を広域に取り扱う場合の資材の購入費に対しての補助ということで、設置につきましては、地域の方が自力で設置するということになります。ただ、これにつきましては、国の予算等もございまして、定額補助になっております。

そういうことで、過去5年間の実績で申しますと、49地区がこの事業に取り組み、延長77キロ、事業費としまして5,310万の実施をされまして、補助率は平均しますと91.7%となっております。

また、本年度は新たに3地区がこの事業で実施予定でございまして、補助率につきましては、国の予算との関係で、86.7%となっております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 町の補助は2分の1、国の補助は定額なんで、いっぱい申請する人がおったときには、割合が減るということですね。わかりました。

では、今後、この獣害を減らす対策についてですが、先日、島根県的美郷町っていうところに行ってきました。ここに井上雅央さんっていう、山都町にも講演に来られたことがあるんですけども、その方に会ってきました。その中で、行政とJAは補助金を出して、資材を売るばかりっていう話がありました。私もそのとおりだと思ふところがあります。これはどういうことかという、張り方が正しくないとか、そういういろんなアフターといいますか、資材を売った後のアフターケアがちゃんとできてない。使ってる人も、電牧が外だったり、中だったりして、ちゃんと機能していないとか、そういう部分があるということです。

その中で、この方の話の中に、イノシシとか鹿をふやさない、近づけさせないということが重要っていう話がありました。この美郷町では、肉や加工品の販売をされております。イノシシ肉の加工とかの販売され、缶詰とかに販売されてるんですけども、イノシシ肉が足りなくなつて、山都町のイノシシ肉を今度から使うそうです。このふやさない、近づけさせないっていう方法のキーポイントは、女性と高齢者のようです。

この方法については、有志の役場職員とわかりやすくして配布する予定をしておりますけども、ふやさない、近づけさせない方法は、町全体で取り組む必要があると思ふます。

また、そういう対策の一環として、スマート農業の一環としても、AIを使ったわな、今、皆さんテレビとかで見られてると思ふますけども、そういうわな、あるいは、ドローンを使った対策等も、今後の対策となると思ふますが、どうでしょうか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） それでは、対策ということで、御説明いたします。先ほど、島根県的美郷町のことにつきましては、私も、出張しました担当のほうから、ある程度、話は聞いておりますけれども、それ以外にどういう対策があるかということでございます。

先ほど言われましたICTを使った対策ということで、先週の日本農業新聞にも、コンパクトな情報を連絡する通知ということで、1基5万円。そのあとの維持費は月々5,000円ということで、燃料は単3の電池が二つで、約2年間持つというような記事も載ってございました。

また、ドローンにつきましては、里山からおりてきた獣害等をドローンを使って、もともといた山のほうに追い返すというような技術もございます。

今後、そういった技術も検討しながら、町のほうで、どういったことが対応可能なのかということを検討していきたいと思ふます。

それと、もう一つの方法としましては、今までは、自分の田んぼとか畑に来るやつを防御するというので、電柵とかワイヤーメッシュを設置されておりましたけれども、それと、今からは、集落として取り組んでいく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

その一つの事業としまして、国のほうで、里山だったり、竹林等を整備する場合に、国のほうが補助する事業がございます。現在、熊本県では、県内36の団体がこの補助金を使って、里山整備を行われ、獣害の被害軽減が図られておるところでございます。

また、ことしから始まりました森林環境譲与税、これにつきましても、そういった里山林の整備には充当できるということでございますので、今後、町のほうで、そういったことで利用できないかということで、考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 里山ですね。それ、いいですね。竹山あたりも、これで減らしながら、獣害の駆除もできる。あるいは、そういう側に寄せない対策ができるということで、非常にいいことだと思いますので、そういったところは、ぜひもっともっとみんなに知らしめて、進めていただきたいと思います。

次に、この猟師さんですね。ハンター。猟師さんは高齢者が非常に多い。そういったところで、ハンターの育成が急務だと思うんですけども、どうでしょうか、課長。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） それでは、お答えいたします。ハンターの育成ということでございますけども、現在、山都町で、狩猟免許を持っておられる方の平均年齢を言いますと、銃のほうで67歳、わなのほうで65歳となっております。

今後、獣害対策をする上で、これからの高齢等に対応するためには、若い人の力が必要ではないかというふうに考えております。そんな中、昨年2月に、千寿苑のほうで、熊本農家ハンターということで、講演をされました。その方たちの取り組み等も今後参考にしながら、山都町で、若い方にもどしどし、将来のハンター担い手として入っていくような対策を、町として考えていきたいというふうに思っております。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） そのハンターですけども、育たない理由っていうのは何かって言いますと、見回りわなを仕掛けたり、見回りをする時間、それから、ガソリン代、餌代等が必要で、かなりの負担になるということです。そういう見回りについては、近所の人が見てあげたりする協力というのにも必要だと思います。

ただ、今言いましたように、AI、カメラを見たりとか、携帯にわなの状況が入ってくるような、そういうのもまた必要だろうと思います。

そういったところを、町が補助する部分は補助せないかんかもしれないけども、近所の人が見てやるっていうのは、自分たちの地域を自分たちで守るという意味からも、そういう啓発っていうか、みんなで協力しようって、ハンターさんたちに、猟師さんたちに協力しようって、そういう働きかけというのにも必要ではないかと思うところです。そういったところはありますけども、そういった働きかけはどうでしょう。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） お答えいたします。確かに箱わな等々をたくさんかけられた方につきましては、山都町は広範囲でございます。中には、朝から出て、半日ぐらいかかって回ってくるというような方もございますので、先ほど言われましたとおり、ICTを活用すると

もに、そのわなも、近所の方にどう協力をいただくかということにつきましては、今後、担当課のほうで考えていきたいというふうに思っております。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 次に、ジビエ工房についてですけども、ジビエ工房から一步進んだ事業っていうのが必要ではないかと考えるところです。これについては、先ほど課長のほうから、ちょっと話がありました農家ハンター。去年の2月、無理して来ていただいて、この農家ハンターというのは、熊本県の若手農業者が、獣害から地域を守ろうというところで始めたグループです。山都町にも、1人、2人参加されてる方がいらっしゃいますけれども、熊本県で100人ぐらいいらっしゃいます。

そういった方々が、農家ハンターっていうグループをつくって、獣害から地域を守ろうということをしてしております。その話を聞きまして、去年の2月、無理して、この3人の宮川さん、一瀬さん、稲葉さんに連絡をとりまして、来ていただいて、講演をしていただきました。急な講演でしたけども、300人ぐらいの方がいらっしゃってました。

こういったところを勉強することも必要ですし、ただ、この農家ハンターの彼らがこういう話をしていました。山都町は、ジビエの解体処理場があつていいですね。私たちは、地域のためにこうやって、イノシシとか鹿をとるんですけども、解体処理場がないんで困ってるんです。そういう話がありました。

ところが、この彼らがもう自分たちでつくったんです、そういう解体処理場を。クラウドファンディングっていうやつで、資金を集めたりしてしたんですけども、私も協力したんですけども……。そういうところで、自分たちでとったものを、自分たちで販売する。その上に、肥料とか、ドッグフードに加工したりして、売っていつているんです。そういったところっていうのを、この町も、ジビエ工房から一步進んだ事業っていうのが必要ではないかって思うところです。

けさの熊日新聞に、上村さんという女性の方が載っていました。この方は地域協力隊の人ですけども、ジビエ工房でイノシシとか鹿をさばいているんですね。解体しているんです。そういうことをされてますけども、それから、もう一步進んで、個人で本当だったら、残渣になる部分を利用してっていう、そういうことをされておるんです。それも、ジビエ工房から一步進んだ事業の一つだろうと思いますし、また、猟師さんが埋めたりする負担、そういう負担を減らすためにも、このジビエ工房から一步進んだ事業っていうのが必要になるかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） それでは、ジビエ工房の本部の事業ということでお答えいたします。まず、その前に、ジビエ工房の現在の運営状況でございますけれども、平成30年度に、イノシシ、鹿あわせまして、5,700頭が町内で捕獲をされております。そのうち、加工場への持ち込みが724頭、ことしの9月末現在で計算しますと、捕獲頭数が2,503頭、加工場への搬入が391頭となっております。

次に、販売の状況としましては、昨年度は724頭を処理しまして、精肉は10.1トン。そのうち

販売できましたのが8.7トンとなっております。また、ことしの9月現在で、精肉量が4.3トン、販売量は4.2トンと、ことしにつきましては、0.1トンの在庫ということになっておりますけれども、2年間のトータルしました在庫は現在1.4トンとなっております。

山都町のジビエ工房につきましては、平成29年10月から運用を開始して、まだ2年しかたっておりません。まずは、この運営の安定を図ることが大事ではないかというふうに考えておりますけれども、先ほど、矢仁田議員が言われましたとおり、関係法令の改正がありまして、ペットフード等、肥料、または、飼料として利用することが可能になりました。

今後は、捕獲された従来の処理、現在、山のほうで埋設されておりますけれども、そういった労力を軽減するためにも、いろんな取り組みが必要ではないかと思っております。

一つの例を申し上げますと、佐賀県の武雄のほうで、今までは加工場のほうで全て約2,000頭ぐらいを受け入れやとったと。そのうち処理できたのは、約5%ぐらいしか精肉できなかったということで、それ以外は佐世保の森産業のほうで焼却していたんですけれども、その焼却料が相当負担だということで、国では全国で初めて、自治体が出資して、肥料をつくる会社のほうが来年の4月から稼働されます。

そういったところの状況を踏まえながら、今後、山都町でどういう事業が必要なのかということを見きわめていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 山都町は課長が言ったように、5,700頭もとれておるということで、その活用というのは考えていってほしいと思いますし、肥料等にできるのであれば、有機農業に使う肥料になれば、これはまた、それはそれでいいことじゃないかと思っておりますので、その辺は早く取り組んでほしいと思うところです。

次に、幸齢者、幸せに年を重ねる人たちの交通問題についてですけれども、これについては、先ほど2番議員の中から、デマンド交通、その辺については企画課長から説明がありましたので、割愛したいと思うところですが、その中で、デマンド交通の実証実験の結果ですね。料金の設定はどうだったのか、あるいは、利用された方は、満足されたってということだったんでしょうか。お聞きします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。まず、料金の設定についてですが、この実証実験中におきましては、料金のほうは無料としております。また、利用者から、その点につきましては、アンケート等調査をとりながら、適正な料金、コミュニティバスと変わらない料金を続けていきたいと思っております。

満足度につきましては、先ほどありましたように、やはり予約ということで、予約が面倒だと言われる方が多くございますので、予約制のデマンド交通を導入した場合には、その予約の仕方になれてもらうということが一番大切だと思いますけれども、その点が課題となると思っております。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 予約の課題はあるかもしれんけども、大体満足されたってことだと思います。その料金ですけども、無料であれば、やっぱりそれはみんな喜ぶだけの話で、ただ、これがコミュニティバスと同じで運営ができるかってなると、町からの持ち出しがかなりふえてきやせんかっていう部分があるんですけども、それよりも、私はずっと言ってますように、車を持っていた人が、もう今持っている人もそうですけども、車の維持管理費というのは物すごくお金がかかるんですね。車を購入する、ガソリン代を払う、車検代を払うっていう部分を考えて、車の分がなくなって、その上で、交通費としてお金を払うっていうことであれば、幾ばくかの負担はやむを得ないと思います。

その辺は今のうちから丁寧な説明をすれば、わかっただけだと思うんです。そういう説明をしながら進めるっていうのも、今からの実証実験、あるいは、今からのデマンド交通については必要だと思いますので、その辺は加味してやっていただきたいと思います。

続きまして、似たようなやつですけど、親孝行タクシーっていうのがあります。実際に、熊本県では人吉のタクシー会社さんがなされとるやつがありますけれども、この親孝行タクシーについてはどう考えていらっしゃるか。親孝行タクシーっていうのは、地元にはいらっしゃる子供さんとか、そういう方々が、タクシー料金に自分たちが負担する、よそにいる人が負担するという部分の親孝行タクシーっていうやつなんですけども、それについては、どう考えていらっしゃるかをお聞きします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 親孝行タクシーについてですけども、議員がおっしゃったように、この制度自体は、人吉市のタクシー会社さんが独自のサービスとして導入されているものでございます。高齢者と離れて暮らしていらっしゃる御家族の方たちが、あらかじめ任意で登録されて、料金の支払い割合も、任意で設定されて、例えば、利用時に1,000円かかったとき、親は400円払います。子供さんは600円ということで、子供さんは1カ月間をまとめて清算されるっていうふうに聞いております。清算される際に、利用の日時や目的地も把握できるため、見守り機能も兼ねているということです。現在の登録者数は10組というほどで、10月31日の熊日新聞のほうに掲載されてございました。

これとは別に、人吉市のふるさと納税の返礼品の中で、親孝行タクシー補助券というの導入されているということで、返礼品としての、昨年度の実績は約20件とのことでした。

高齢者の個々のニーズ全てに、町が運行しております公共交通では対応できない部分もありますために、地域や家族の支援、協力は不可欠でございます。その際、このようなサービスを利用できれば、家族の方にも、いろんな支援の一環として担っていただけるのではないかとというふうに考えております。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 山都町でも、できるだけ早くこの幸せに年を重ねられた方々が、安心して暮らせるような取り組みをしてほしいと思います。

次に、この交通機関を利用されないお年寄り、高齢者の方、買い物にコミュニティバスだったり、今のタクシーだったり、そういったのを使っていく人もいるんですけども、もうそれも大変な方っていうのは出てくるわけですよね。

そういった中で、そういう方々が買い物をする、タブレット、オンラインを使って買い物をする、そういう注文をするっていう可能性についてはどう考えていらっしゃるか、お聞きします。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君） お答えします。まず、買い物支援策といたしまして、現在、社会福祉協議会におきまして、日常生活の中で、ごみ出しや買い物、電球交換などのちょっとした生活課題や、多種多様なニーズに応えることができるよう、住民同士の支え合い体制づくりを目的としまして、山都町生活サポートセンターを立ち上げ、運営されております。養成講座などを実施されまして、ことし3月現在で60名の協力会員が登録されております。

福祉課といたしましても、当センターの運営などに対しまして、積極的に協力していきたいと考えております。しかし、これからますます高齢化が進む中で、ひとり暮らしの方、免許証返納により車に乗れなくなる方、交通機関の利用も難しくなる方など、いわゆる買い物難民、買い物弱者と言われる人は、確実にふえていくと思われまます。

今後におきましては、住民の皆様の要望等を聞きながら、オンラインの活用なども含め、山都町においてどういった支援が必要なのかを社会福祉協議会はもとより、その他、関係機関と協議しながら、買い物弱者支援策を検討していきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 山都町の下矢部のある地区は、民生委員さんが取りまとめをして、そういう買い物をした人たちの注文を取りまとめして、注文して配達してもらうような取り組みを今度からなされるそうです。そういうことも必要かもしれませんけれども、民生委員さんの負担っていうのが、また、そこには発生するっていう部分があります。

総務省が2020年、来年からですけども、集落ネットワーク圏取り組みということで、半径20キロ以内の過疎地域をドローンを使った買い物支援を進めるそうです。これは、総務省がドローンを使って、店が配達するようになるんですけども、そういうことが今度始まるそうです。このときに、お年寄り、高齢者の方々が注文するのが、今度は問題になってくるだろうと思います。たびたび欲しいものを電話で注文して、受け入れるほうもたびたび受けていかなんということ、頼むほうも頼まれるほうも大変っていう部分が出てきます、これについてはですね。

そこで、タブレットを使った注文っていうのが、浮かび上がってくるんですけども、葉っぱビジネスで有名な四国の上勝町っていうところは、高齢者の方々がタブレットを使って仕事をされとるわけです。この葉っぱが欲しいと言われれば、そのタブレットで受け答えしたり、そういう注文したり、発送したりとか、そういったのをタブレットを使ってやってらっしゃるんです。これは多分、特殊なタブレットで、そういう簡単に使えるようなタブレットだろうと思います。

そういったところはあるんですけども、例えば、このタブレットを見て、写真を見ながら、こたつの中でピッと押したら、その店に、こういう物が欲しいっていうのが行くわけです。店は、

どこの誰々さんが注文さしたって。だから、週に1日か2日はこういうところで配送をします。じゃあ、ドローンを使って、配送しますとか。そういうふうに変わっていくんだろうと思います。

そういったところで、このタブレットを使った注文、または、テレビ電話のような活用で、安否確認ができるんですね。それと、テレビ電話のような使い方をすれば、顔色、話し方から、そういうのを見ながら、体調管理もできるっていう、そういう部分からすれば、非常にすばらしい話になっていきやせんかなと。せんかなって思うばかりじゃなくて、多分そういうふうにもう進みつつあるんです。

そのためには、タブレットとソフトっていうのが必要になるんですけども、山都町には、すばらしい会社があって、その道では、県内外で知られておる有名な会社が山都町にあるんですね。そこに聞きに行きましたところ、できますと。取り組もうと思えば、山都町が本気で取り組むなら協力します。そういう話をさせていただきました。もうこれは、先でこうなるだろうじゃなくて、そうなるんです。来年から予算が組まれたんです。だから、そういうふうになっていくんです。

ということであれば、すぐ取り組む必要がありやせんかな。試験的にでも、そういうとにに取り組むような地域を公募して、取り組んでいく必要がありやせんかなって思うところです。そういったことを思いますが、どうでしょう。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君） 確かに、今、議員がおっしゃったように、タブレットを使った買い物支援を含めた、いろいろ安否確認等ですね。必ず必要になってくると思います。それに向けて、いろいろ情報等を収集しながら、また、今後検討していきたいと思っています。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 検討するは、しないのと一緒っていう話がありますが、本当に私のレベルではまだ無理だろうって、そういうことは無理だろうと思うようなことが、もう現実として動き始めておるといことです。さっき、ドローンでイノシシを追っ払うとかいう話もしてますが、これももうできるんです。いろんなことがもうできるようになってるんです。私たちのレベルじゃなくて、そういうレベルがもう動くようになっているんです。それに乗りおくれんようにするため、また、乗りおくれんっていうことは、そういう人たちを助ける。幸せに年を重ねられとる、そういう高齢者の方々を助ける部分としては非常に大事な部分ですので、できるだけ早目に取り組んでください。検討するじゃなくて、取り組んでください。

一応、きょう予定しとった通告は終わりますけども、最後に、きょうの一般質問で、私が幾度となく話しました一言一旗運動について、副町長から一言いただきたいと思っています。

○議長（工藤文範君） 副町長、能登哲也君。

○副町長（能登哲也君） お許しをいただきまして、お答えさせていただきます。御紹介をさせていただく機会を頂戴いたしまして、ありがとうございます。就任直後に、山下さんがJOCの会長に就任されたということもあり、盛り上げようというお話がずっとございました。

その中で、なかなか、先ほど御紹介ございましたとおり、山都に帰ってきていただいての祝賀会等はできないということで、何か山都町、ふるさとで盛り上げることができないかということ

で、さまざまなお話がございまして、その中で、一つ、それぞれの御自宅なり、人が集まる場所に旗を立てて、山下さんの御活躍を支援していこう、オリンピック、パラリンピックを支援していこうということでのお話で、私が一応、取りまとめをやるということになっております。

私も小学校時代、山下さんと実際、御一緒に学校に通っておりまして、子供心ながら思い出がございまして。特に、物すごく大きな方だったことを思い出しますし、その後、就職して、その年でしたか、翌年でしたか、オリンピックがございまして、その際、エジプトの選手を破っての金メダルのテレビの画像をしっかり脳裏に刻みこんでおります。

そういう郷土の活躍されました山下さん。まだ現役で活躍をされてる山下さんを、何とかこちらから、私も新参者でございまして、支援したいということで、さまざまな活動させていただいております。なかなか力不足で、まだまだ、旗もいろんなところで立ってるところにはまいませんけれども、それでも、町内のいろんなところで立てていただいて、御協力をいただいております。

本当に皆様方には、お礼を申し上げさせていただきたいなというふうに思います。まだ、オリンピックまであと半年以上ございまして。ぜひ、この旗がこの山都町内にことごとく立つように、私も精いっぱい頑張っていきたいと思っておりますし、役場の中の職員を初め、さまざまな方からも御支援をいただいております。どうぞ皆様方にも、さらなる御支援をよろしくお願い申し上げたいというふうに思っております。

ちなみに、いろんな旗を初めとしました応援のグッズについては、やまと文化の森、道の駅通潤橋、さらには、教育委員会のほうでも取り扱っております。引き続き、御支援をよろしくお願いできればなというふうに思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。きょうはありがとうございました。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 今回の一般質問を終わりますが、若い人が住みたいと思う町にしないと、この町の未来はないと思っております。教養があつて、心豊かな町にするためには、教育が必要です。教育委員会が、学校、保護者任せにせず、率先して、人権教育も含め、変えていく必要があると思っております。若い人たちが住みたい、やる気のある先生が来なくなる。そういう町に変わっていきますよう祈念いたしまして、終わります。

○議長（工藤文範君） これをもって、4番、矢仁田秀典君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時18分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 皆様こんにちは。9番、吉川でございます。本日もよろしくお願いたします。

まずは、アフガニスタンで非業の死を遂げられた中村さんの訃報に接したときに、全くこの町の歴史を私は思い浮かべました。といいますのも、中村哲さんがアフガニスタンの乾いた大地に、石積みの堰を建造されている姿を思い出し、笹原川に建造された亀堰、その様子を思い浮かべたわけなんです。

人が生きる上で何より大切な水を運ぶために、みずから石を運び、重機を操って、陣頭指揮に立っていらした中村さんの姿は本当に尊いものでした。水不足にあえぐ白糸の人たちのために、水を引いた惣庄屋布田保之助の姿を重ねながら、御冥福をお祈りしたところでもあります。このような不条理な事件が二度と起きない平和な世の中であるようにと切に願っております。

さて、9月の定例会の後、収穫の秋、行楽シーズンの秋を過ごし、いよいよ寒い冬を迎えようとしております。お隣の五ヶ瀬町では、スキー場開きもありましたが、山都町から眺める九州脊梁山地にも冠雪が見られる日々がふえてまいりました。収穫祭、敬老会、文化祭など、地域の行事も滞りなく済んだのではないかというふうに思っております。

これから寒い時期を迎え、行事等は縮小の頃かと思いますが、この寒い冬に元気をつけようと、12月1日には浜町においては、新町にある寛政蔵を中心としたマルシェが開催されましたし、清和文楽邑では初めてのイルミネーションが飾りつけられました。こちらもマルシェや音楽のイベント等もあり、寒い中にも、親子連れで大変にぎわいました。

寒くなるとはいえ、各地でのマラソンシーズンも到来します。寒さに負けず、背筋を伸ばして、日々を送りたいものだと思います。

本日は、五つの質問を用意いたしました。時間内に終わりますよう努めてまいりますので、執行部の皆様の端的な答弁をお願いいたします。では、質問席に移ります。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ではまず、1番目の質問、各種審議会の意義についてというところでございますが、町長に最初にお伺いいたします。

町が事業を起こすとき、町民の意見を聞くために、各種委員会を諮問されます。審議委員会、あるいは、検討委員会などのたぐいですが、これまでに招集されたけれども、意見が吸い上げていられないんじゃないか。どういうふうにして、私たちの意見は反映されているのだろうかといった御意見を伺うことがあります。

町長が招集されるこの種の会議を開く意義と、その結果の反映をきちんと検証されているのかを伺いたいと思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今ありました各種の審議会の意義と、これにつきましては、今、吉川議員からありましたように、町民各位のいろんな意見を町の行政の中に反映をしたいという思いの中で、審議会が開いて、また、審議をお願いするのが事実であります。全ての委員の皆さん、また、審議会の意見が町行政に反映しているかという、なかなかそういうふうにも行きません。

また、ここにおられる14名の議員の皆さんのいろんな御意見、質問等についても、御意見等についても全て、町の行政に生かされるかと、全てではありませんが、やはり一人一人の思いを、審議会の皆さんの意見も同じでございますが、皆さんの意見もどうかして、町の行政の中に生かせるよう、生かしていきたいという思いであります。

検証について、全てできとるかっていうと、まだ全てはできてないんじゃないかなという思いであります。私も何回か、何回かの審議会に参加をさせていただきましたが、そういうものの中で発言したこともあります。当事者になって、なかなかそこ全て検証ができてないっていうのはもう事実かという思いであります。今後、検証しながら、せっかく多くの方々の御意見をいただいておりますので、町政に反映できるような形の中で、審議会の運営、そしてまた、御意見を賜っていききたいという思いであります。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） はい、ありがとうございます。ぜひそのようなことになるように、当事者意識というのが大変必要かと思っておりますので、町長も審議員であったころ、そして、今、町長となられて、やっぱ事情が違うんだなというふうなお気持ちを今ちょっと伺い知れたところであります。

また、各種審議会の最たるものが、この町の総合計画をつくるに当たります総合計画審議会ではないかと思っておりますが、どのような基準で審議員の方々が選考され、会議はどのようなタイミングで開催されているのかなど、大まかなことを教えていただきたいと思えます。

また、この会議は、公開されているものであるかということもあわせてお伺いしたいと思えます。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） はい、お答えいたします。総合計画審議会におきましては、町民の町政参画と協働のまちづくりを進めます上で、多様な意見や価値感を有する町民の方、学識経験者、各種団体の代表者の皆様、議会の代表の方に委員をお願いして、御審議をしているところです。

総合計画は、おっしゃるように総合的なまちづくりのための計画であり、長期的なまちづくりの目標とそれに至るプロセスを示す基本方針を示したものであります。住民、関係団体及び行政が一体となって、目指す将来像の羅針盤となるものです。総合計画審議会は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、計画の策定やその実施に関することについて、審議を行うという役割を担っていただいております。

公開、非公開ということでのお尋ねですけれども、今まで公開という形では実施しておりません。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 公開されていないというのは大変残念なことだと思いますので、今後は公開、やはり傍聴をお許しいただけるならばというふうに思っております。また、この会議は非常に大事な、今、課長からも御説明があったように、中長期的な指針にかかわる問題です。それを、皆さん、町民の意見を吸い上げるということで、各種団体、各種役職、学識経験者等々が

招集されるということだと思いますが、果たして、その方に対する、この会議がどのようなタイミングでっていうところにかかわりますが、招集したはいいが、その結果がどういうふうに反映されているのか。また、これがどういうふうに行われているかということのフィードバックというふうなことは開催されているのかというふうに思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。まず、今年度につきましては、今年度は総合計画の後期計画の見直しということで、現在まで2回開催しているところです。1回目は5月に開催しまして、第2期山都町総合計画の後期基本計画の策定方針及び策定スケジュールの説明を行っております。2回目は8月に開催しまして、総合計画前期計画、山の都総合戦略、地方創生推進交付金事業につきまして、町としての検証を報告させていただきまして、御意見をいただいております。

総合計画審議会につきましては、毎年実施しております、総合計画等の進捗状況等について御報告申し上げ、御意見をいただいております。なかなか全ての御意見を取り入れることは困難ではございますけれども、できるだけ施策に反映できるように努めております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ぜひ、そのように進めていただきたいというふうに思います。

また、この3番目に書いてありますが、せっかく時間を割いて、そういうふうに町長から諮問を受け、委員に委嘱され、会議に参加される方々に対しまして、また、どのような過程で、町の大きな計画の策定がされるかということ、今、課長の説明ではちゃんと検証の部分、見直しの部分、折々に会議を開いて検証しているというふうな話でございましたが、やはり広く町民にかかわる会議だというふうにも思っておりますので、今後、こういう流れを公開していただきたいということをお願いしたいと思います。

この総合審議会だけではなく、各種の、先ほど申し上げました審議委員会、あるいは、検討委員会の内容をホームページでもアップしていただけると大変助かるというふうに思うんですが、もちろん職員の方々のお仕事もまたふえ、忙しい間にその議事録を起こすというのは、非常にまたプレッシャーになるのかもしれませんが、やはり、できれば町民広くに知らしめる、知っていただくというふうなことで、情報の公開をお願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 各種会議ということですので、私のほうから答弁をさせていただきます。各種会議等の内容につきましては、原則公開するものというふうに考えております。

しかしながら、個人情報の保護の観点、あるいは、審議の過程にある内容等で差し障りがあるものにつきましては、不開示とする場合があると思います。

議員から御提案がありましたとおり、開示の方法につきましては、その手段はいろいろありますので、考えていきたいというふうに考えております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ぜひ、前向きに取り組んでいただきたいというふうに思って、1番目の項目を終わります。

続きまして2番目、学校規模適正化委員会についてですが、これも、今お伺いした各種の審議会というふうなものの中に入ってくるのかもしれませんが、今回、教育委員会のほうから、この学校規模適正化委員会というふうなものが招集されました。

今回の質問の中に、委員会の構成はとか、2番、3番のところに会議の期間はどのぐらいかというふうなことを書いておられますが、それにつきましては、ホームページを見ましたところ、載っておりましたので、このところは読み上げをいたします。

山都町学校規模適正化検討委員会の開催について。

目的。少子化が進む山都町において、子供たちの望ましい教育環境を考え、小学校、中学校の将来像を検討することを目的とします。

委員は27人、地域住民代表、保育所、保護者代表、小・中学校長代表、PTA代表、大学教授、民生、児童委員代表というふうになっております。

開会。会議開催期間は令和元年度から令和2年度にかけて、数回程度実施を予定しています。本会議は公開にて行います。一般の方も傍聴できますということで、第1回目が令和元年10月24日午後7時より、千寿苑で行われたところです。

この種の質問は割愛しますけれども、まず教育長には、この会議の、今、目的というところを読み上げましたが、この適正化という学校規模適正化っていうのは実際に何なのか。少子化が進む中でと書いてあるので、何だかこう縮小されるのかなっていうふうなニュアンスが私には感じとれるんですが、一体、この適正化っていうのは何なのかというところをお聞かせください。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 御質問にお答えしたいと思います。本年度から来年度にかけて、山都町の学校規模適正化委員会を開催、予定して、第1回を開催したところでございます。

適正化と言いますと、その意味はということでございますけれども、つまり、現状のまま、1番は、少子化が進む中、山都町内では、平成30年度が60名の出生者、今年度も、先月までで三十数名、33名ぐらいでしたかっていうことで、1年間の町内の同一学年の子供たちの数が60名前後という予測がなってきております。

こんな中で、当然この広域な山都町にある学校が、今のままでいいのか。あるいは、一つは、繰り返しますと、少子化が進む中で、学校規模はどうあった方がいいのか。それから、広い面積を有する、子供たちにとっての適正な通学路等を確保するにはどうしたらいいのか。

そして、もう一つは、先ほど来、お答えしております校舎の年々老朽化する施設の維持管理をどうしていくのか。

こういった主な課題のある中で、山都町の子供たちが学びながら育ち合うところにとって、望ましい教育環境はどうしていくか。そして、教育効果を上げていくにはどうしたらいいのかという観点を据えて、山都町の学校の将来像を描いていく。そういうために開催するものでございます。

先ほど御案内いただきましたように、町民の皆様にも大いに関心を持っていただきたく、そして、会議は原則公開でやっていくところでございます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ありがとうございます。単純に、今お話を伺ったところ、単純に少子化が進むので統合していきたいということでもないというふうなニュアンスを受け取らせていただきました。大変このことにつきましては、招集された委員の方々も、大変困惑されてる方もいらっしゃると思います。行った途端というか、この10月の会議の際の資料を若干見せていただいたんですが、本当に人口が縮小していく。そして、校舎を建てかえるにはこんなこんなお金がかかるという、いかにもコスト面での教育というものを考えているかのような資料もございましたので、やはりあれをごらんになった方々の中には、それに対する反発もあったかのように思っています。

しかし、今、教育長がおっしゃったように、いろんな現状を把握した中で、判断をしていただきたいというのは本当に切実な思いです。今、本当面積のこともおっしゃいました。ただ、人口が少なくなっていくので、点在させるのには運営コストがかかるとかですね。教員の数がどうであるとか。そんなことだけを考えると、少人数というところに適正化というのが、いわゆる国が言っているような、本当に人を集めないで、その本来の教育ができないのかと。先ほど、4番議員への答弁でしたか。さっき学校教育課長が、学力の差がその規模に左右されるものではないというふうなこともおっしゃいましたので、多分、今、国が推し進めているというか、今度の新学習指導要領の柱の中には、主体的、対話的で深い学びというふうな大きな目標が掲げられているわけなんです、この主体的なとか、対話的なとか、または、深いというものは、どちらかというとい私は少人数体制で構築される部分があるんじゃないかなというふうにも思っています。

もちろんそれは私の個人的な考えですので、そういったいろんな考え方を本当にこの平たいところで、より深く、本当に追求をしていていただきたい。例えば、これは何回でやりますよということではないですが、令和2年度まで続けますということなんです、やはり、審議委員の皆様方にも、より深いというか、より多様なやっぱり資料を提供していただき、そして、皆さんにも、地域の代表、あるいは、その参加団体の代表であるというお立場をちゃんと思いやっただいて、本当に持ち帰って話し合いをして、また、その会議に臨んでいただくというふうな工夫を非常にお願したいというふうなところです。

少人数だからとか、多人数だからとかっていうところだけではなく、本当、先ほど、教育長もおっしゃいましたが、今、お聞きするところによりますと、一番遠い子供がスクールバスで50分かかっているというふうなことも伺っております。それがさらに延長されるということになれば、本当に体と心の負担というものも考えなくてはならないでしょう。そして、いずれにしても、現場の先生方には、いろんな負担が大きくなっていくような気もいたします。

カリキュラム等々に縛られることなく、深い懐で児童、生徒を包み込むような教育ができれば、山都町らしい、山都町で育ってよかったなというふうな学力の基礎、その人生を生き抜いていく基礎が養われるんじゃないかというふうに思っているんですが、今後の進め方について、今度は1月に開催というふうなこと、ざっくりした予定を聞いておりますが、今後の進め方について、

今のお考えがあれば、お伺いしたいんですが。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） この会議を御理解いただきまして、ありがとうございます。まさに山都町らしい教育を進めるには、どうあったらいいのかということを考えてまいりたいと思います。第1回では、各委員の皆様、各界を代表しての御参加でございましたので、共通する資料をもとに、御確認をさせていただくようなことから始めさせていただきました。その会議の中で、発言、あるいは、アンケート等の中に、次に知りたいこと、あるいは、次に準備してほしいこと、そういった要望もいただきましたので、委員の皆様の御意見を反映して、この会議の充実を図っていきたく考えているところでございます。何度も繰り返しますけれども、山都町らしい、何も一つにすることだけが、例えば、集約することだけが今時点での目的ではありませんし、子供たちにとっての最適な学習環境、教育環境というのをどうあるかというのを考えるところでございます。

ただ、現実の学習内容を展開しようとするときに、ある程度の子供たちの規模が必要であるということは、今の指導内容等からしますと必要だと思います。例えば、複式学級におきましては、例えば、外国語活動と何か違う活動が一緒にやっていると、社会科の学習と生活科の学習が一緒にやっていると、そういった複式学級ならではの御苦勞もいただきながら、指導にも当たっていただいているところでございます。

もちろん町としては、町の複式の支援員を配置して、それらの負担が軽減するようには執り行っておりますけれども、本来の教科や道徳等の本質に迫るような指導のために、どういった規模やどういった指導が必要、あるいは、どういった町の人員配置が必要かということは、今後も検討してまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ぜひ、前向きにお願いしたいと思いますし、他町村のことを言うと、余り好きでない方も中にはいらっしゃるのかもしれませんが、お隣の五ヶ瀬なんかは縮小しないということを決めていらして、一つの中学校、三つの小学校、そして、今おっしゃるような、やっぱり多人数でなければでき得ない教育であるとかというときには、スクールバス等を準備しながら、学校1カ所にその子供たちをまとめて、取り組みをするというふうなこともありますし、お隣の高森では、例のICT教育ですか。そういった活用もされているところですので、この町内、そして、他町村の研究も大いに進めていただきながら、それをまた、各審議委員さん方にも資料として提示をしていただきながら、ぜひ前向きに取り組んでいただきたい。本当に誰も思っています。きょうは教育長、教育委員会に結構質問が集中しているんですが、それはやはり私たち議員も、本当に山都の教育、未来を担う子供たちのことを一生懸命考えているからというふうな反映にほかならないんじゃないかなっていうふうに、私はきょうは思いながら、教育委員会にも期待が大きいですので、今後ともどうぞよろしく願いして、この質問を終わります。よろしく申し上げます。

さて、3番目の予算編成についてなんですが、今、予算の各課の取りまとめが盛んに行われて

いるところだというふうに思っています。合併以来、もう15年になろうかというところなんです、合併特例債の措置もとっくの昔に終わりました、今や一本化された地方交付税は縮減の一途です。こんな現実の中で財源がないんです、苦しいんですというふうなことをよくお聞きいたします。

しかし、そのことを言っている、ちっとも将来が楽しくないわけですよ。楽しいまちづくり、先ほど、4番議員も言われましたが、やはり若者にとってとか、やっぱり勢いのある施策をしていかないと、そこにお金を絞って使っていないと、総花的なことをやっていっても、なかなか若者が住み続けたいという町になっていかないんじゃないかなというふうに思っているところなんです。

まずは、町長に、次年度の予算編成についての主眼は何かというところをお伺いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 予算編成の大綱といいますか、基本方針につきましては、まずは前年度からしております重点プロジェクトの推進を進めてまいります。グラウンドデザインを書いた中で、ほとんどの分が重点プロジェクトの中に入っておりますので、その部分を重点的という思いであります。まだ、詳細については詰めておりませんが、このような思いの中、そしてまた、災害からの復旧復興を最重点課題と、予算については、もう今年度で大体予算措置ができるわけですので、最終的には、来年度は早く完成をして、受益者の皆さんの安心のための工事の完成を目指します。

そのために、なかなか、県、施設関係、いろんな部分での土木関係の公共工事の新規の部分には、少しスピードが落ちる部分はあるかなという思いでおりますが、そのような思いで進めてまいりたいという思いでおります。

やはり先ほどからありますように、人の問題が一番だという思いでおります。これはもう、町民の皆さんにもいろんな情報の提供をしながら、やはり一緒にやって考える町になりたいという思いでおりますので、いろんな部分を提供しながら、こちらからも提供しながら、皆さんの意見も聞きながらという思いでおります。

そういう中で、体育館の建設であったり、グラウンドゴルフの建設であったり、早急に進められる部分、そしてまた、来年度でどうにかめどをつけないといけない部分については、後で各課からもあるかなという思いでおりますが、進めてまいりたいという思いでおります。

先ほどありますように、予算がないというばかりではありません。今年度の補正予算につきましても、先般、国、県から大幅な予算措置をするからというようなことでありますが、なかなかすぐ手が挙げられる事業がないというのも実情であります、先般、取りまとめをしまして、県のほうに提出をする今段取りをしておりますが、この補正予算につきましても、今まで、今年度に予定をしなかった分を上乗せしてするというようなことでございますので、そういうものも含めながら、来年度の前倒しができる分については、そのような形で、来年度予算の前倒しができればという思いの中で、今、先般来、取りまとめを今しておるところであります。

今後につきまして、まだまだ最終的には決まっておらず、皆さん方の御意見等も伺いながら、先ほど言いましたように、教育予算等々もありますが、やはり予算は見つけてこなくてはならないんじゃないかなという思いであります。

先ほど、買い物支援の話もあっておりますが、できないじゃなくて、できるような形で、前に進めるような予算編成もしていきたいという思いであります。また、皆さんからいろいろな提案もしていただきたいなという思いでありますので、よろしくお願いします。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ぜひ頑張ってくださいと思います。また、今お話の中にもありましたですね。県からプランがというか、お金が来るときに、当てはまるものがないとかいうことじゃなくて、やはり日ごろから、そういう方向性で、来たら、さっとつかみとれるような体制が必要だと思います。県や国との緊密な連絡を、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

そして、以前にも何回か御質問したところなんです、この予算編成のときには、必ずやはりこのいわゆる事業見直しというふうなことがどこでなされているのか。以前伺ったときには、いわゆるPDCAサイクルを回していくのは、企画政策課であるというふうな御答弁をいただいています。今、その課の中でどういうふうな取り組み、そのPDCAを回していくために、どのような取り組みをされているのかをお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。PDCAサイクルを回すために、事務事業の見直しを行っております。財政環境及び社会情勢の変化の背景を踏まえまして、現在実施している事業の目的及び役割が現状に即しているかを検証し、限られた予算と人員の中で、財源の効率的、効果的な活用につなげるため、平成30年度において、事務事業評価を実施しております。

今までしてきたことをそのまま続けるのではなく、役割を終えた事業はないか。今の仕事のやり方で効果は得られているのか、見直し改善につなげるとしまして、422事業について評価を行っております。

その中で、やり方改善、統廃合連携、廃止と評価された事業につきまして、各課のヒアリングを実施いたしまして、重複している事業につきましては、事業の統合や改善が必要な事業については、具体的にどう改善するのか、検討を行っております。

また、補助金の見直し、制度の廃止など、住民に直接関係する事業もございますので、住民の皆様へ御説明し、御理解、御協力をいただくことも必要となります。

事務事業の評価に当たりましては、自分たちの仕事を改善し、次の仕事に役立たせるという意識を持って取り組むとともに、予算や組織機構の再編、人事配置等に反映できるよう、構築してまいります。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 今、お忙しい中に、データを紹介していただきました422の事業についての見直しを行っているということでした。もっとたくさんのものであるのかもしれませんが、

今まで漠然とした中でお答えをいただいておりますが、このような事業、お仕事が課の中で行われているということは、大変評価に値することじゃないかというふうに思っていますし、まずは、自分たちの身を切る改革とでも申しましょうか、無駄な事業、今おっしゃったような重複のものはないのか、廃止すべきものはないのか、目的を果たしているのではないのか。そういったものが本当に大事なことだと思いますし、それから、2番目におっしゃいました。町民に対する補助金等々の制度の見直し、これも非常に厳しいこととは思いますが、できれば、町民にかかわる部分はそんなに厳しくしてもらっても困るなあという感じもしますが、でも、まずは、やはり身を切る改革、そして、町民に理解をしていただけるものに着手していくというのが順番ではないかというふうに、私なりに思っているところですので、今後も、このお仕事、地道に続けていっていただきたいと思います。

さて、中で、以前から問いかけております病後児保育については、予算の割にというと、おかしいんですけども、もちろん病後児なので、余り利用がないほうが良いとは思いますが、余りにもやはり利用度が少なかったのではないかというふうに思っております、病児保育に取り組むべきではないかというふうに御提案申し上げてきましたが、この研究、進めていらっしゃるか、担当課長にお伺いします。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君） お答えします。現在実施しております病後児保育につきましては、平成29年9月から開始しております、ことしで3年目となります。登録者につきましては、年々増加しております、現在40名の保護者の方が登録されております。

まずは、今後も地域に根差し、保護者に寄り添った病後児保育の継続、さらなる周知と利便性の改善に努めていきたいと考えております。

しかしながら、今後につきましては、保護者のニーズ等を十分に把握しまして、関係機関などとの協議も重ねながら、病児及び病後児保育のあり方を考えていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ぜひ進めていただきたいんですが、今、御答弁の揚げ足をとるようで恐縮ですが、その利用者の利便性、寄り添ったとか、保護者ニーズを考えるっていうふうなところの具体的な方法は何でしょうか。例えば、今利用されてる方にアンケート等をとってらっしゃるか。あるいは、まだ使われてない方に、どうすればより使いやすくなるのか。やっぱり手続きがすごく煩雑といいますか、前日に完了しなければいけない問題とか、いろいろあると思うんですけども、そこら辺をもうちょっと具体的にお聞かせいただける部分があれば、お願いします。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君） お答えします。まず、保護者に寄り添ったニーズ等の把握ということですけども、これにつきましては、今、議員のほうからもおっしゃられましたとおり、保護者の方へのアンケートとか、そういうのを要望等を取りながら、何が山都町にとって、今、病児なのか、病後児保育なのかということ聞きながら、今後これを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） アンケートを実施されたのか、今からされるのか、よくわかりませんでしたけれども、ぜひこういうことは実施をしていただきながら、先ほどの審議会等々もそうですが、やはり一般的な当事者の意見を深く追及すべきじゃないかというふうに、各人々が当事者である時間というのは、非常に短い。子育てなんかも、本当にいわゆる義務教育みたいなのは、どんどんこう年数が経って行って、私たちが改革だとか、いろんなこう再編だとか、いろんなことを考えている間に、子供はどんどん大きくなっていて、当事者という時間がなくなってきます。

そしてまた、私たちの年代になると、今度は介護の現場が目に見えてきます。いろんな当事者、当事者の視点があると思いますので、そこを丁寧に拾い上げながら、今後の施策に生かしていただきたいというふうなことを要望しておきます。

さて、先ほど、午前中の質問にもあったと思うんですけども、新年度から始まる英語教育、そして、プログラミングの取り組みについての予算措置、先ほどの御答弁の中で、1番議員の御答弁の中に、電子黒板を揃えました。そして、タブレットも配置いたしました。最大クラスの人数分で揃えましたというふうなところがありました。今後、令和2年度から始まっていくわけなんですけれども、現場の、例えば支援をされる方とか、そういった人員配置とか、教師の研修、そして、サポート体制、そういったものについての予算立ては何か考えていらっしゃるのかを、お聞かせください。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。新学習指導要領の準備のための予算として、国の補正予算の動向も伺いながら、教職員の英語やICT研修等にかかる費用、英語やICT教育をサポートしていただく支援員、また、町支援教諭の確保についても検討を進めているところでございます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 滞りなく、遅れのないように取り組んでいただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

では、4番目、ホームページの活用策というところに移りたいと思います。これも以前に、何回もお伺いしている件なんですけど、進んだかどうかをお伺いしたいというところなんです。

町の行事予定表をホームページ上に公開していただくならば、町の人たちがいろんなイベントを開催するときに、あら、これが重なってしまったということが、あるいは、重ねたほうがよかった。いろんな計画を立てるときに、町のイベントっていうのは影響が大きいわけなんですけれども、そういったふうなものをお願いをした経緯がございまして、これについていかがでしょうか。少しは進捗した部分、あるいは、やはり無理なんだということがありましたら、お知らせください。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。前回の御質問の中でも、年間カレンダーを使って、担当各課で入ってきた行事を掲載し、公開していただきたいとの御要望をいただいた

ところでございます。

イベント行事につきましては、町主催型、地域限定に限らず、多様な行事がふえてきているところで、広報紙や防災行政無線等での周知も行っているところです。町内外の皆様幅広くPRする必要のある場合につきましては、ホームページの新着情報やイベント情報において、掲載をすように推進しているところです。ホームページにどの情報をどのように掲載するかにつきましては、山都町ホームページ運用管理規程に基づきまして、行事等の内容や対象者に応じて、各担当課において柔軟に対応しているところでございます。

また、企画政策課でも、広報誌に記載されている情報やイベントなど、ホームページに掲載したほうがよい情報がありましたら、担当課に掲載を依頼するなどの対応を行っています。さらに、ホームページのイベント情報の掲載が活発に行われるよう、各課にホームページ取扱主任を配置するとともに、研修会も開催しているところです。

今後も、ホームページによる町内外への情報発信が適切かつ活発に行われますよう、掲載の呼びかけや研修会の開催等に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 御丁寧な御答弁でしたけれども、私が前から申し上げているのは、その新着情報とかで載ってくるタイミングではなく、年間にいろいろ決まっているものがありますよね。例えば、福祉まつりだったり、例えば、人権講演会だったり、年間行事として決まっているものを先もって教えてもらえないかということなんです。いろんなやっぱり企画するときに、1カ月ぐらい前に、ホームページでチェック、あるいは、広報やまと確認ということになっても、あらあら、もう重なってしまつとるというふうな状況です。

なので、いろんな各種団体、それを全部載せるということではないんですが、せめて、町が計画しているものを、もっと簡単な方法で掲載ができないかというふうなことをお願い申し上げます。

そして今、一つ、前向きだった情報は、各課にホームページ取扱主任を配置するということでした。これは2番目の質問にも当たってくると思うんですが、2番目じゃない。済みません、ホームページ上の情報が、大変古くなっているというクレームを最近受けました。やってないところがやっつてるように書いてあったりとかです。そういったものの、それは各課にお伝えしたところで更新されてると思うんですが、そういったものの更新をどういうふうな、今から主任というような人たちがそれを担当していかれることになるのでしょうか。そこら辺もあわせて、もう一歩進んだ御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） ホームページの記事につきましては、年1回の更新を実施することとしておりますけれども、議員がおっしゃるように、古い記事もあることは事実でございます。今年度はリニューアルのタイミングで、各課に時点修正や内容の見直しを依頼していたところでございます。

しかし、最終更新日が余りにも古いものがありまして、閲覧者の方が、現在も同様の内容であ

るか疑問に思われる可能性もあります。また、数年前のイベント、観光施設等の情報は、更新や削除が必要なものも現在も残っていますことから、早急に各記事の時点修正及び内容の確認を実施し、新しい情報を提供したいと思います。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ぜひお願いしたいと思います。この間の国がやった名簿の削除じゃございませんが、こういう終わった行事は、本当に簡単に削除してもいいものではないかと、終わったものをまた次年度の参考にとつとくということは、ホームページ上は要らないっていうふうに思いますので、すっきりとしたホームページの作成をお願いしたいと思います。

それから、次の施設予約の簡素化の検討の件なんですけど、これも以前から定例会で指摘をさせていただいているところですけども、公民館等の施設の予約の簡素化、タブレット等を利用して窓口で簡単に、より簡単に、利用者への煩雑な手続を簡略した方向に向かってほしいというふうに申し上げ、これは施設予約ということで、生涯学習課が直接の担当課かもしれませんが、今、御答弁いただきました企画のほうでも、ホームページの管理はしてらっしゃるので、そこが連携しないと、よりよいものができないんじゃないかというふうに思っているところですので、できましたら、それぞれの課から答弁をお願いしたいところです。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。企画政策課におきましては、予約システム導入の検討に向けて、益城町など他の自治体のシステムの調査や他自治体で導入実績があるシステムの開発業者に問い合わせを行いまして、説明の場を設けるなどの支援を行っているところです。

郡内の自治体の導入システムの例を見ても、会員登録制となっており、仮予約を行い、利用料金を窓口で支払うことにより、予約が確定するというシステムで、窓口までは足を運んでいただいて、確定するっていうふうなことで、課題は少々あるように感じております。

また、本町では高齢者も多く、パソコンが使いえなかったり、ネット環境にない方も多数おられ、その方たちの予約方法についても配慮する必要があると考えます。

そのような点も含めまして、便利にしていく必要がありますので、引き続き、町民の方々が使いやすい予約システムの構築を進めてまいります。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） お答えします。現在、町のホームページ上では、体育館など、社会教育施設等の空き状況を確認はできているものなんですけれども、これを正式に予約するためには、一度御来庁いただいて、申請書を記入され、許可書とともに受け取られた納付書を会計課窓口等で納付していただくこととなっております。

この一連の一つの施設を予約完了するまでには、多少なり時間がかかるものでございます。施設予約におけます一連の手続のこうした非効率性というものを考えた場合に、利用者の方、あるいは、利用団体の方もそうでございますが、やはり事務職員、お互いの負担軽減等による利便性の向上の観点からも、本町内に社会体育として開放しております体育館ですとか、町が管理して

おります公民館、それから、町立図書館ホールなどの施設を全て一元化したような予約システム、この導入に向けて、これを進めていく必要があるというふうに考えますので、現在も財政当局とも協議を重ねている状況でございます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） それぞれに研究を進められているというところで、安心いたしました。特に、公民館利用等、体育館もそうなのですが、各施設の耐用年数とか設備等にもかかわり、金額が違ったり、その申し込みの利用方法が違ったりするところがあります。なので、今、山都町ということで、それぞれに、本当に横断的にいろんな施設を利用するわけなんですけど、あそこではこうだった、ここではこうだったというふうな不都合もございますので、今、生涯学習課長がおっしゃったように、調べて一律化できるシステムの構築をぜひお願いしておきます。よろしくお願ひいたします。

それから通潤橋史料館のことについて、ちょっとお伺いをします。何か最近、通潤橋のことをよく質問させていただくんですが、通潤橋史料館の情報が大変不足しています。通潤橋は町の宝という割には、その取り扱いが非常に薄いんじゃないかというふうに考えております。

今年度も9月から11月までの間に、県内の4年生が社会科見学で通潤橋を中心に、円形分水、白糸台地、そして、通潤橋史料館を訪れました。その数は1万1,092名です。小学校の数は180校、通潤橋史料館見学の要望も高く、180校中146校が見学を申し込みます。

今年度、利用が一番多かった日は10月29日の火曜日、11校、653名という膨大な数でした。9月から11月といえば、行楽シーズン真っ盛りであります。小学生の学習のほかにももちろん、県内、県外から観光客がたくさんみえます。私もことしから通潤橋ボランティアガイドを始めましたので、このシーズンに何回もあそこにお伺いしましたけれども、この史料館の利用数ですけれども、大変希望が多いんですよ、180校中146校というふうに申し上げましたが、これは、申し込んだけれどもだめだったというところも、残りのほうには含まれているというふうに思われます。

そして、その小学生が見学で史料館を利用している間、観光客は中に入ることがとても厳しい状況になっております。いろいろランドセルっていうか、荷物が置いてあり、史料館の中は40人ぐらいの子供たちが入っておりますので、一般の観光客が中に入って見るということが非常に厳しい状態になっております。

そして、なお、ロビーあたりに通潤橋について語る資料がほとんどございません。観光パンフレットなんでしたっけ。山の時間、山の時間が置いてあるんですけども、山の時間にも、いつも通潤橋のことが載っているとは限りませんので、今置いてある分には、通潤橋のことが1ページ目に載っております。

観光客に知らせるパンフレット等の作成というものも急務だと思うんですが、予算立ても必要なことと思ひ、まずは、町のホームページ上に公開している通潤橋復旧工事の様子など、史料館に展示する資料として活用することができないかなというふうに考えております。

通潤橋前の各施設については、観光協会が指定管理者として委託されているわけなので、協力というものも大変必要かと思ひますが、町としてはどのような対策をお考えなのか、お伺ひした

いと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。通潤橋史料館のことにつきましては、6月の一般質問でも御指摘を受けたところでございますけれども、史料館の横に、現在、通潤橋の被災状況の写真の展示、改修中の写真を掲示させていただいているところでございます。

それと、観光ガイドブックの山の時間についても、印刷前で行ったので、改修工事中の写真、放水休止に関する情報を掲載させていただいたところです。御指摘がありましたとおり、通潤橋に関する説明資料については、現在、通潤橋探訪という冊子が一つあるだけで、資料が不足していることは認識しております。御提案のありましたホームページに載っているような裏築状況の写真ですとか、通潤橋の立面の写真等、すぐに対応できることについて取り組みをしていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ぜひお願いしたいんですが、今おっしゃった工事現場の写真ですね。皆さんも御存じかと思いますが、あれが史料館の先、トイレの手前。ということは、トイレに行かない人はなかなか見ません。なので、あれをどうにか史料館の中に展示をする工夫が必要ではないかというふうに思っています。大変興味深い資料でもありますので、今でしかありえない資料でもありますので、町の広報紙、広報やまにも、1ページ目に、今回、町長室のこっち側に載っておりましたが、ああいうふうなものを、あのページだけでも増刷をされて、あそこに置いていただくとか、拡大して、コピーをして、掲示板といいますか。あそこも本当に担当者の方が1人しかいらっしゃらないので、史料館の展示のかけかえなどは非常に厳しい状況かとは思いますが、本当に観光協会と御相談の上、別に町だけがやれっというわけではありません。観光協会とちゃんと相談をしながら、あその改善を図っていただきたいというふうに、お願いを申し上げておきます。

それから、最後になりましたが、暫定条例についての町の対応をお伺いしたいというふうに思います。町の例規集の最後に、合併時に整理された各町村の条例の中に、とりあえず暫定的に保存してきたと思われる暫定条例というボックスがあります。その中には13項目が並べられているんですが、条例がつくられたのは昭和32年の清和、蘇陽における町有林の財産管理についての条例から、平成元年の矢部町時代のスクールバス管理規約など、平成元年からしても30年が経過してしまいました。

合併以来、約15年、何かなければ取り出すことのないこの条例たちです。今回、補正予算の中に、蘇陽町時代の柏小学校の学校林の処分をした収入を二瀬本自治振興区に入れるという予算措置がございました。柏小学校が閉校になって以来、地元の自治振興区が管理してこられたという歴史があることはわかりますが、そのような古い条例が今明るみになる。今暫定的に保存されている条例は、今後どのような取り扱いになっていくのかを、この機会にお伺いしたいと思います。総務課長よろしく。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。暫定の例規につきましては、今、議員のほうから紹介があったものでございますが、今後の部分でございますが、本町で暫定、施行している規則にはありましており、原野使用料とか、あるいは、町有林、分収林と、それぞれ旧自治体ごとの部分を多く残しているというところでございます。

さまざまな条件等がありますので、なかなか一つに整理できないという現実がありますが、本年の、31年の1月に、各課のほうに、いわゆる暫定条例があるけども、こういった新たな条例でいくと、制定するまでは有効だということでございますが、新しい町になったので、どうしても見直す必要があるんじゃないだろうかということで、問い合わせをしているところでございます。

今後にも必要に応じまして、暫定例規の廃止等も含めまして、新規条例等の制定に向けた、整理は、今後とも進めていきたいというところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） そうですね。主にほとんどが清和と蘇陽に関する、今、課長がおっしゃった土地に関する条例の数々です。わずか13項目というふうに申し上げましたけれども、やはりこの当事者にとっては、非常に大きな問題を抱えてございますので、これも先ほどのホームページ担当者ではございませんが、きちんと担当の割り振りをしていただきながら、早急に整理をし、新しいものが必要なものについてはきちんと山都町の条例ということで、考え直していただきたいというふうに希望を申し上げまして、一連の質問を終わります。きょうは本当駆け足でございましたけれども、済みません。訂正が入りました。柏小学校と申し上げましたが、二瀬本小学校の誤りでした。大変失礼いたしました。一連の質問にお答えいただき、ありがとうございました。きょうの質問はこれで終わります。

○議長（工藤文範君） これをもって、9番、吉川美加君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後3時15分

12 月 11 日（水曜日）

令和元年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 令和元年12月5日午前10時0分招集
2. 令和元年12月11日午前10時0分開議
3. 令和元年12月11日午後2時28分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第3号）
 - 日程第1 一般質問
7番 甲斐重昭議員
 - 日程第2 議案第53号 山都町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
 - 日程第3 議案第54号 山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
 - 日程第4 議案第55号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理について
 - 日程第5 議案第56号 地方自治法施行令第152条第1項第3号及び同条第4項第2号の法人を定める条例の制定について
 - 日程第6 議案第57号 令和元年度山都町一般会計補正予算（第4号）について
 - 日程第7 議案第58号 令和元年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第8 議案第59号 令和元年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第9 議案第60号 令和元年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
 - 日程第10 議案第61号 令和元年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
 - 日程第11 議案第62号 令和元年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について
 - 日程第12 議案第63号 町道認定について
 - 日程第13 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 梶 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	梅田 穰	副町長	能登 哲也
教育長	井手 文雄	総務課長	荒木 敏久
清和支所長	渡辺 八千代	蘇陽支所長	飯星 和浩
会計管理者	緒方 功	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田上 るみ子	健康ほけん課長	河野 君代
福祉課長	高橋 季良	環境水道課長	増田 公憲
農林振興課長	山本 敏朗	建設課長	佐藤 三己
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	上田 浩
学校教育課長	嶋田 浩幸	生涯学習課長	工藤 宏二
そよう病院事務長	藤嶋 厚美	監査委員	志賀 美枝子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本 靖也 外2名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（工藤文範君） 日程第1、一般質問を行います。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 皆さん、おはようございます。7番議員の甲斐重昭です。

けさ、旭化成の吉野彰さんがノーベル化学賞を受賞されました。日本人として、27名ということで、本当にうれしい限りでございます。

さて、令和元年最後の一般質問になります。ことしを振り返ると、5月1日に、徳仁天皇が即位され、令和は平穏な元号になるかと期待していました。しかし、7月18日に、京都アニメーション放火で36名の犠牲者と、33名の重軽傷者が出る悲惨な事件が起きました。8月27日には、九州北部豪雨が発生し、佐賀市で、1時間に110ミリの大雨を記録しました。9月9日には台風15号により、千葉県で、大規模で長期に及ぶ停電が発生しました。10月12日には、台風19号により、関東、甲信、東北に多大な被害が発生しました。その被災面積は、あの東日本大震災を超えるものでした。また、10月31日には沖縄の首里城が火災となり、ほとんどの建物が焼失してしまいました。

このように、自然災害や凶悪犯による事件等、近年にない事件が続出しましたが、9月20日か

ら11月2日まで行われたラグビーワールドカップや、現在、熊本で行われている女子ハンドボール世界選手権大会など、わくわくする競技が催されています。特に、ラグビー日本代表チームが使っていたワンチームは、ことしの流行語大賞にもなりました。

災害や事件は、本町にとっても教訓とし、ラグビーのワンチームは、過疎化が進む本町の進むべき道しるべとなるよう、行政も議会も住民も一体となって、ワンチームでまちづくりを進めていきたいものです。

それでは、発言台から質問を行います。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） まず、本町の防災、防犯についてお尋ねします。

去る11月24日に、全町民を対象に総合防災訓練が行われました。昨今の災害の甚大化を考えますと、非常に有意義な訓練であったと思います。

そこで、この訓練における実施率及び反省点はどうか、お聞きします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、7番議員の御質問にお答えしたいというふうに思います。

御案内がありましたとおり、11月24日7時過ぎに、無線放送等による、あるいはメール等によりまして、職員の参集訓練を実施しております。

また、自主防災組織、これは自治振興区も含みますが、それぞれの地域によりましての安否確認、避難訓練等を実施されております。

それから、8時半からは、熊本県の総合防災訓練と連動いたしまして、災害対策本部の設置及び、課題想定に対する机上訓練を実施したというところでございます。

実施状況でございますが、まず職員参集訓練につきましては、一般行政職員を対象に、191名中152名の出勤と、約8割の職員が出勤することができました。出勤できませんでした職員につきましても、安否確認で、いわゆる生存を確認したというか、ところを実施しております。それぞれの勤務地へ出勤した状況でございます。

自主防災組織関係でございますが、28団体の中19団体ということで、これは自治振興区を含みますので、28ということでございますが、訓練の実施率としましては68%、前年が約25%でしたので訓練の参加率は上昇しております。現在、参加人数につきましては集約中でございますが、約2,500名ということで、仮の集計を行っております。

それから、災害本部の立ち上げということで、自衛隊、警察、消防機関からも連絡員として参加をしていただきました。

その中で、訓練の中で、確認できたことということでございますが、全体的には、今現在、集約をしておりますが、まず、出勤訓練におきましては、出勤状況の確認を各課で行いますが、その後、集約の部署をどこかということがまだ特定できなかったこと。それから、メール発信をしておりますが、着信までのタイムラグ、いわゆる時間差が、今回、約3分あったということができました。ということは、3分以降に着信、未着信を確認しないと、メールを発信したからとい

って、すぐさま確認では、まだ到着してないという新たな部分がありましたので、これは非常に有効なことだったのかなというふうに思います。

また、機種によりましては、そのメールをはじく機能があったということで、従前、報道等で流されましたので、職員のほうには従前にブロックを解除するような指示はしておりました。

それから、急な出勤への対応ということで、やはり、子供さんの養育が非常に課題かなと。今回、訓練とわかっておりましたけれども、やっぱりなかなか迅速な出勤ができない。子供さんの病気等もあったということがありましたので、今後、非常時に備えての大きな課題かなというふうに考えております。

それから、自主防災組織関係につきましては、現在集約中でございますが、訓練自体の意義を確認いただきたいこと。それから、この訓練は継続性を浸透させること。そして一番大事なのが、自主的な訓練機運の醸成が必要かなというふうに思っております。

今回、職員の出勤訓練と同時に行いましたので、発災直後に、町職員が地域ではないということがわかりましたので、やはり住民の皆さんには、いわゆる公的支援、いわゆる公助機能が全くないことを理解いただけたかなというふうに思いますので、自主防災組織あるいは地域の住民の方々におきましては、やはり、自助、共助の行動ということが、今後も大事な課題として浸透させていきたいなというふうに思います。

それから、災害対策本部の運営関係でございますが、熊本県との初めての連携ということでございましたので、業務の運営の手順を確認しながらということでしたので、やはり想定した時間よりも少しオーバーをしたようなところでございます。

それから、運営指揮者の明確化と申しますか、その部分がもう少し、誰がどうという部分がまだまだ十分でなかったかなと。

それから、いわゆる設備資材、これはもう電話回線なり、あるいはパソコン等の資機材というのが、不足と言いませんけど、足りない部分かなとありましたので、やはり非常時に備えまして若干の備えなり、あるいは、共用なりする必要があるかなというところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） よく内容を把握されておるかというふうに思っております。

メール発信とか、そこあたりは今から先、どうしても、停電したりとか、そこあたり出てきますので、ここあたりはちゃんとならないでいくようにしていただきたいというふうに思っております。

特に地震のとき、電話は通じなかったんですね、熊本地震のとき。しかし、ラインの電話は通じたんですね。SNSですけれどもですね。そういうことも考えながら、やっぱり幅広く、今の携帯あたりを使うような形でもっていってもらいと助かるかというふうに思っております。

また、訓練等は緊張感を持って、どこに問題点があるのかを考えておくということが一番大事なことでございまして、今現在、全家庭に配布されております総合防災マップがありますけれども、これを山都町内のほとんどの住宅地は、何らかの災害をこうむることが予想されるような形にな

っております。前もって避難を呼びかけることは大変重要なことでございます。

また、防災マップを見て、避難しても仕方ないと思う人がいたら、もし、避難しなければならぬときはどこに行けばよいのかぐらいは覚えておいてほしいというふうに思っております。

また、それぞれの地区においては、具体的な災害を想定し、いろいろな災害が発生するかと思っております。どのようなルートでの避難をしたらよいかというのを考える必要があるかというふうに思っております。

例えば避難所までの行く途中で、危険な箇所がかなりあります。そういうところを通っていかなければならないというところがあったならば、その避難はやめるということも考えなければいけません。

特に、急傾斜地あたりでの崩壊危険区域がありますけれども、私が一番心配するのは、土砂が流出すること。それによる被害、これのほうが一番大きいんですね。家が壊れたとかそういうところは何件か出てくるかと思えますけれども、その下敷きになるところもあるかと思えますが、全体的に、水というのは川を流れるということは考えないでください。水は低いところを流れるんです。川じゃないんです。川は埋まるというふうに考えてください。橋があればそこが埋まったときどうなるか。そこを、通れない。じゃあ、橋のところ、ダムみたいになってせきとめられる。木が、長い橋であれば20メートル以上の間のスパンが出てきますけれども、小さい川であれば10メートルか15メートルぐらいの川幅のところなんか特に、そこに木材が流れてきたら、橋で詰まってダム化してしまうわけですね。そうしたときに、どういうふうな形で浸水をするのか。そこあたりは地区地区で全部違いますので、地区におられる方、指導する方々が、どのような状況が想定されるかということ、やっぱり前もってみんなで話し合っ、研究して、避難の方法等を検討するというのをよろしくをお願いをしたいというふうに思っております。

それから、また、こういう訓練というのは続けていかなければなりませんので、行政のほうで毎年、年に1回は最低でもこういう形で続けていってほしいというふうに思います。それじゃあ、次のほうに進めてまいります。

次に、消防団員の減少によって、初期消火を含めた地域防災が問われております。自治振興区を対象にした自主防災組織とは別に、消防団を保管するための機能別消防団組織がありますが、この加入状況はどうなっておりますでしょうか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、お答えいたします。消防団員の減少ということがございましたので、少し数字を紹介したいと思います。

山都町発足しまして、消防団が発足しまして、平成17年当時で約890名の消防団員がおりました。ことし、令和元年につきましては、約570名ということで、3分の1、大幅な減少ということでございました。

議員からございましたとおり、特に、平日、昼間の火災発生時における消火活動力の低下を補うことを目的に、この機能別消防団員ということで、平成27年からそれぞれ募集をしてきたというところでございます。現在員が331名、年齢で最年長の方が67歳というところでございます。

それから、自主防災組織との併任もされているという状況でございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 自主防災組織と別に、機能別消防団というのは、これは充実させなければならぬというふうに私も考えております。ただ、中身として、以前から問題だった、消防活動に欠かせないはっぴ、ヘルメット、長靴の支給は十分であるのか。これをお聞きしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 機能別消防団員への処遇と申しますか、被服等でございますが、いわゆる合併前の消防団のヘルメット、団服を活用していただきたいということで、特段、被服等の対応は行っていない状況でございます。

ただ、一部に、自主防災組織等で整備されましたもの、ありましたとおり、ヘルメット、団服、長靴ということで、下矢部西部地区とか、あるいは木原谷地区におきましては、コミュニティーの助成事業を活用して、そういった資材を活用されてるところでございます。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） はっぴがちょっと問題になってくるんですね。ヘルメットは確かにおっしゃるように1,500円ぐらいで安いから実際あります。長靴はふだん実際持っておりますけどもですね。

ただ、はっぴ関係は、やっぱりどうしても火事の現場において、何か着ていかなければ、燃え移ったりして自分が危険になりますので、やっぱりそこあたり、機能別消防団を充実させていく上においては、行政のほうで予算措置等を行いながら、そこあたりは手当てをしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

機能別消防団があるということに住民の方々もわかってくれば、もともと消防団員であった人たちが組織するような機能別消防団でございますので、住民が一番安心するような形になります。住民に、若い人たちの実際の消防団員が昼間あたりいないというのがもうほとんどのところであらわれてきておるわけでございますので、機能別消防団というのは今から先、高齢化していったときに、一番活動を、助勢をする消防の組織の一部になるかと思っておりますので、予算的な配分は、そこあたり十分よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは次に、昨今のニュースを見ますと、小学生が被害に遭うケースが目立っております。特に、昨年11月に新潟市で起きた事件で、下校途中の小学2年生の女の子を車で後ろからはね、事件隠蔽をもくろむため、その子を電車の線路に放置し、電車にひかせたという悲惨な衝撃的なことがありました。

スクールバスを使わない小学生は集団登校をしていますが、帰りはばらばらで、特に学童保育を受けていない子供たちは、一人での下校も見受けられます。これには非常に危険を感じます。まして、その通りがスクールバスの路線でもあるのに、乗せてもらえないようです。これはいかがなものでしょうか。

学校教育課長に、学童の登下校時の安全対策と、スクールバスの運用方法についてお尋ねいたします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。通学路の安全確保については、学校や住民の皆様、各機関の皆様の御協力をいただきながら、取り組みを推進しているところでございます。日ごろから各学校において、警察、民生委員、交通安全指導員、保護者、ボランティアや一般住民の皆様による交通安全指導、交差点や危険箇所等での見守り、自動車運転者への安全運転啓発などを行っていただいています。

また、学校ごとに先生や保護者等による通学路点検が実施されています。各学校で確認いただいた通学路の危険箇所等の情報については、平成30年度に発足した山都町通学路安全推進会議が把握、整理に努め、年に一度、会員全員で確認し、優先順位の高いものから順次整備につなげています。

なお、通学路安全推進会議のメンバーは11名で、学校及び保護者代表、山都警察署、県、上益城地域振興局の道路担当職員、山都町役場の道路防災担当職員、教育委員会職員等により組織しているところでございます。

スクールバス登校の安全対策についても、バス事業者、学校、各機関の皆様の御協力をいただきながら取り組みを進めているところでございます。バス利用のマナーを含む安全指導、見守りなどについては、日ごろから学校、バス事業者、警察、民生委員、各機関の皆様の御協力により進めています。バス停周辺、また、自宅からバス停に至る危険箇所も各学校で点検されているところでございます。

なお、スクールバスの運行については、企画政策課やバス事業者、学校と連携を図りながら行っています。スクールバス乗車対象者については、自宅から学校まで一定の距離以上の児童生徒を基準としておりますが、御指摘のように、特に安全が懸念されるケースについては、基準を外れる場合であっても、学校と協議しながら、また、バスの運行状況とも勘案しながら丁寧に対応していきたいと思えます。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 確かにその見回りのな形、登校時よりも私は下校時が一番心配だというふうに思っております。登校時はみんな同じような時間帯になりますから、いろいろ民生委員の方々とか地区の方々あたりも見回り、見守り等ありますけれども、帰るときはそれぞればらばらになって、特に子供たちの学童保育とか、そこあたりに行ってる子供たちは、またそこでの送迎とかいろいろありますからいいんですけども、それを使わない子供たちはばらばらに帰ってくるわけですので、そこがもう……。スクールバスの路線の通りであるならば、少なくともそこあたりは乗せてもらうような形を考えていってもらいたいというふうに考えております。

今から先、本当、子供の少子化を考えたときに、一人一人の子供が自分たちで動かなければ帰ってくるのも一人で帰らなければならないというような状況が今から多々出てきますので、そこあたりは少ないが上の教育のそういう、優しさといいますかですね。そこあたりは頑張ってもら

わなければいけないというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次のほうに移ってまいります。次は高速道路関係でちょっとお尋ねをいたします。

九州中央自動車道が山都中島西インターまで開通して、快適に通行できることを喜んでおります。これが矢部インターまで開通すれば、ますます熊本市への所要時間が短縮され、通勤圏になるものと期待されます。

また、矢部、蘇陽間が計画段階評価対象区間となり、現在、第1回アンケート調査が行われています。計画への意見聴取は山都町を代表して町長が出席されていますが、その中でどのような点を述べられているのか。また、矢部インター開通予測日は、令和何年度と考えられておられるのか、お聞きしたいと思います。町長、よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 中央道の要望活動につきましては、まずは今年度の3月の初めに中央道の概算の状況が国交省のほうから示されました。5億から50億の範囲内というようなことでびっくり。ほかの道路につきましては、40億から50億とか、50億、60億という形でございましたので、早急に県とも相談をしながら国交省のほうにも出向いたところでございますが、そのときは心配せんでいいというふうなことでございました。最終的には60億強の予算が今年度、矢部、北中島、矢部間についたというようなことであります。

その後、県とも協議をしながら、熊本県独自で国交省、財務省への要望活動、また、先般も皆さんへの今議会の説明会の日でございましたが、急遽、県の田島副知事と増永県議と、同行しながら、先ほど言いました国交省、また、財務省への陳情をしました。

これにつきましては、矢部・蘇陽間の計画段階評価のお礼の意味もありましたが、それと同時に蘇陽・五ヶ瀬間の事業化を早急に進めてほしいというようなことで、それがメインでありました。しかしながらまだ、蘇陽・五ヶ瀬間については、希少生物があるというふうな形の中で、まだ事業化が進んでないと、今、そのような状況であります。

今後につきましては、先般も新聞の報道の中で、建設課長のほうから山都町北中島、矢部間軟弱地盤対策として、98億円の予算がついたと。ついたではありませんが、予算措置をするという報道がなされましたのでびっくりしました。これは今言われます、令和元年度はもう非常に無理と思っておりますが、あと2年半後にはどうにかして開通していただきたいなという思いの中で、ランドデザインもそれを見越した中で今、計画をしておるところであります。到底これはことし60億で、また余分に98億もつくなら3年4年延びるとじゃないかなという思いで、国交省熊本工事事務所にも電話をしたりしたところでございますが、全体の、嘉島ジャンクションから延岡までの難工事等々が発生をしておるという形の中で、高千穂もトンネル等々もありますが、また、矢部のほうも難工事区間があるというふうなことでございますので、そういう部分を含めた中で、98億の予算措置がとられたというようなことで、少しは安心したところあります。

端的に言いますと、あと2年半後にぜひここまで開通ができればなという思いの中で陳情活動等々も今後も進めてまいりたいという思いであります。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） ありがとうございます。私も大体あと2年半、令和4年度ぐらいにはどうにかめどが立つんじゃないかなというふうな見通しで見ております。

また、次に清和地区にインターをと、清和地内の4名の自治振興区会長と、及び、清和地区出身の4名の議員連名で要望書を6月13日に提出しております。

内容は、国道218号線沿いには道の駅清和文楽邑があり、トイレや物産館、レストランが備わっており、近くにはガソリンスタンド、自動車修理工場、スーパーマーケット等が、ここはサービスエリア的機能を持った場所だといえる。ぜひともここにインターチェンジを建設してほしいとしております。地形的に清和は南北に長く、その中心地区である道の駅周辺にインターチェンジを接続するのが一番望ましく、清和地区の発展のためにはぜひとも必要な施設だと考えます。

私は、インターチェンジとは、地元の者が乗り入れることに重点を置くのではなく、通行する他の地域の方々がおりてみたいと思うところでないといけないと思います。でなければ、単なる通過点となってしまいます。

町長としてはどのように国交省につないでおられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） お答えします。これにつきましても、陳情のたびに、そのような形で要望をしております。特に、農産物につきましては、JA上益城の選果場が清和地区にあるというようなことでありまして、町外に一番金額的には、出荷されてるんじゃないかという木材製品の製材工場も清和地区にあります。

ほとんど、県外等への出荷。両方とも、農産物、林産物ともそのような形ということで、事あるごとに、清和のインターの必要性は訴えとるところであります。

それと同時に今、福岡・延岡間の高速バスが運行されておりますので、今、矢部のほうで1回とまっていたいておりますが、ぜひ清和の文楽館等々へ、まだまだ全線開通までは随分時間がかかると思っておりますが、まずはそのような形の中で高速バスの停車場等も今要望しております。

先般も交通網の会議の中で、運輸省のほうからも来ておりましたので、そのような話をしながら、どのような形でできるかなという思いでおります。そのためには、高速道路ができたときの受け皿として、早い時期に、そういう部分も少しずつ進めながらという思いでおります。

オープンハウスのときも、清和地区の方々にもお願いをしました。書いとってくださいと。清和インターチェンジが大事だと。町民の皆さんにもはがきによるアンケート用紙が来ておりましたので、ぜひ皆さん方からもそういう清和インターチェンジ、蘇陽インターチェンジの必要性を皆さんから、町民の皆さんにも、議会の皆さんにも、お願いをしながら、ぜひ、出しておられない方につきましては、ぜひその必要性をお書きいただいた中で提出をしていただくよう、皆さんからもお願いをしたいなという思いでおります。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 本当にありがとうございます。

浜町までインターがつながったときに、それからの工事としては、蘇陽まで一度にするという

ことは距離が長すぎて経済効果が生まれません。やっぱりその中間の清和にインターをつくって、早急にそこをつくったところを通す。それが工事をした後での経済効果をまた生み出すということになりますので、どうしてもやっぱりそこを。長い、蘇陽までは20キロぐらいありますから、その中間点の清和につくって、10キロぐらいできたときにそこをまた通すというような形になってくると一番助かるかなというふうに思っておりますので、どうかそこだけまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、企画政策課長にお尋ねいたしますけれども、今、矢部・蘇陽の計画段階評価対象区間の第1回アンケート調査後の検討について、どのようなものが行われるのか。知られたところで結構でございますので、教えていただくと助かります。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。今、第1回目の九州地方小委員会が開催されまして、おっしゃるように意見聴取がされているところです。この意見聴取の内容を受けまして、第2回目の九州地方小委員会が開催される予定でございます。

この中で、地域から聴取された意見内容の確認、今後の政策目標等の設定がなされまして、また、第2回の後、住民の皆様、沿線自治体等の皆様に、再度意見聴取がされる予定でございます。

その後、第3回の九州地方小委員会を経まして、対応方針、概略ルート、構造等との決定がなされる予定でございます。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） ありがとうございます。それじゃあ次にまいります。

次に、山の都創造課長にお聞きいたしますが、道の駅通潤橋を国道218号線上、矢部インター出口付近に移設する計画を持っておられますが、その整備内容はどのようなことを予定されておりますのか、お聞きしたいと思ひます。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それではお答えします。まず、道の駅の建設につきましては、移転か新規の建設かについてはまだ決定をしていないところでございます。国土交通省熊本河川国道事務所によりますと、現在の道の駅通潤橋の移転であれば、道の駅の名称をそのまま引き継ぐ必要がありますし、新規の建設であれば新たな名称の道の駅となります。認定済みの道の駅の廃止は基本的にできないということでございますので、移転または新規の設置で検討しているところでございます。

施設の整備方法につきましては、道の駅の認定要件として、十分な容量の24時間対応の駐車場、清潔なトイレ、授乳やおむつ交換ができるスペース、道路情報・地域情報の案内状、休憩所等の整備が認定要件となっております。

現在、基本計画の策定に着手しているところでございますけれども、どんなコンセプトを持って、どういう機能を持った道の駅にするかについて、受託事業者と役場の若手職員に協力をいただきながら協議を進めているところでございます。コンセプトや機能が明確になったところで施設の規模や配置等も固まってまいりますので、その時点で議員の皆様にも御意見を伺いたいとい

うふうに思います。

また、高速道路の出口付近につきましては、警察本部との交差点協議が必要になりますが、現在、国と警察との協議が平成21年に終了をしております、今回の道の駅の整備によりまして、敷地内への乗り入れ方法について関係機関と協議を進めているところでございます。

今後のスケジュールについては、本年度中に基本計画の策定を終了し、平成2年度に、基本設計、実施設計を行い、平成3年度に工事着手、年度内の完了を予定しているところでございます。残された時間はわずかでございますので、スピードを上げて取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

失礼しました。令和3年度中のオープンを目指しております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 時期まで言っていただきまして、本当にありがとうございます。

高速道路から国道に出るときには、あそこは高速道路に入るのがメインの道路になってきますので、信号機が当然ついてまいります。信号機がついてきたときに、あそこあたりも商店に入る道というのは、どうしても交差点の近くになって、ちょっと危険を感じるような形になってきますので、総合的にあそこの道の出入りというのは、警察も入れたところで考えていかなければならないかというふうに思っております。

道も今2車線と、その進入路が入っておりますけれども、国交省のほうにそこあたりの道の幅も、もうちょっと広げるようなことも考えながら、完全に3車線分ぐらいとれるような形で、右折、左折がスムーズに行けるような道をつくるとか、そこあたりも話をしていかなければならないというふうに思っておりますので。できたら、そこあたりの計画の図面を急いでつくっていただいて、そこあたりの地元との協議、警察との協議、そこあたり、国との協議ですね、そこあたり急いでもらいたいというふうに思っております。

それじゃあ、令和大体3年ということでお聞きしましたので、それに合わせて高速道路が開通する前にはどうかオープンするように頑張ってもらいたいというふうに思っております。

次に、清和地区にインターを設置するという要望を先ほど言いましたけれども、現在ある道の駅清和文楽邑の、そのための充実が必要でございます。山都中島西インターの開通により、現在、土曜、日曜や祭日には昨年より二、三割の方が多くとめられております。駐車場が足りない状況になっております。入り口にある第1駐車場には、普通車53台、大型車が4台、障害者用3台、EV充電用が1台、また、東側の橋を渡った第2駐車場には、普通車が約30台とめられます。しかし、文楽の予約公演が重なれば、大型車の駐車スペースが全く足りなくなります。

また、第1駐車場では、北側からの侵入路が急勾配のため、大型車が下の道の駅の駐車場にいるときに、大型車の前面部や尻が駐車場に、舗装につかえて、舗装を削っております。しかも、大型車進入禁止の標識もありません。

また、第2駐車場は未舗装のため、駐車する区画線もなく、雨の日はお客さんも敬遠し、そのまま帰られる方もおられます。このことは、お客を受け入れるための配慮が足りないと言える

思います。

道の駅の整備は、山の都創造課が担当ですけれども、課長いかがお考えでございましょうか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。御指摘のありました清和文楽邑周辺の整備につきましては、以前から御指摘をいただいていたところでございます。

駐車場の整備につきましては、5月のゴールデンウィークですとか、秋の行楽シーズンなどの繁忙期には、第2駐車場、施設内の芝生広場まで活用して駐車場を確保しなければならない状況であることはもう認識をしているところでございます。

今後、矢部インターが供用開始になった場合に、大半の車両は清和・蘇陽方面へ進み、阿蘇・高千穂方面へ向かう車両が増大することが予想されますし、道の駅駐車場の大型車の乗り入れ口の改良とあわせて、道の駅としての機能を十分果たせるように、対策を講じていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 一番最初、冒頭でも述べましたけれども、沖縄の首里城が10月31日に焼失しましたけれども、本当に残念なことです。聞くところによると、この首里城には、スプリンクラーがなかったとのこと。文楽館には4棟の建物がありますが、ここにも、スプリンクラーがありません。建物上、平屋のため、消防法では設置義務はないと思いますが、文楽保存会の貴重な頭や衣裳など、金額にかえがたいものもたくさんあります。現在、文楽の頭や手足は耐火倉庫に入れてありますが、衣装類はそのままです。少なくとも耐火倉庫の増設は必要ないのでしょうか。

また、建物は空間が広いので、一度火が出たら消えません。スプリンクラーの設置ということまでは申し上げませんが、今の屋外消火栓が一基、確かあったと思います。しかし、手前のほうの物産館あたり、そこあたりは、厨房もございまして。火を使う場所もあります。やっぱり、屋内消火栓とは言いませんけれども、屋外消火栓をもう少し整備するとか、そこあたりを考える必要もあるんじゃないかなと思っております。課長、どんなふうにお考えでしょうか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） ただいま御指摘がありました、文楽人形の頭ですとか、衣裳、そういったものの価値、高価なものでもありますし、そういったものを守るという意味でも、清和文楽の里協会と協議をしながら、その対策を今後考えていきたいと思っております。

屋外消火栓についても、現在は整備がされていない状況でございますので、それについても検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） よろしくお願ひしたいと思います。

それから、文楽館の芝生広場から大矢川をまたいでかかっておりました翁橋が崩落して10年近

くが経過しております。その経緯と、架橋計画はどうなっておるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 道の駅清和文楽邑の敷地の河川にかかっておりました翁橋につきましましては、平成23年に崩落をしたというふうに伺っております。

これまで、議会の中でも再建築に相当の費用が必要となるということで、優先順位が低いという回答をさせていただいたところでございますけれども、駐車場の整備とあわせまして、今後方向性を出していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） あそこの翁橋というのは、ちょうど文楽館から対岸の米生地区につながる遊歩道的でございますけれども、本来、米生地区に行くためではなく、ちょうど向かい側に展望所がございます。地元では、城野公園としてしておりますけれども、そこに登るための遊歩道を農林振興課のほうで整備をされております。登ったところに東屋がございまして、そこからの眺望というのはなかなか見晴らしがいいところでございます。

しかし、ちょうどその東屋の下のところががけになっておりまして、がけに木が茂って、上のほうに、昔は見えてたんですけど、伸び過ぎて、切ろうにもなかなか切れない。眺望が妨げられております。そこあたりを、切って、眺望をよくしなければならないというふうに思っております。その眺望がよくなれば、文楽館あたりは真上からきれいに見えるような形になってまいりますので、どうかそこあたり、木を切るようなことも考えてもらいたいと思っておりますけれども。

一応、私は知り合いの特殊伐採業者というのがいらっしやいますけれども、見積もりをとってみました。木の廃棄処分まで考えて、税込みで約90万円ぐらいかかるということでございます。この金額が高いか安いかは別にして、その遊歩道を整備するのであれば、その東屋からの眺望を確保したいというふうにも思っておりますけれども、そこあたりのことについてどのようにお考えでしょうか。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） それでは、お答えいたします。ふれあい公園につきましましては、文楽邑に来られました観光客の方々が散策をしながら景色を楽しむために展望所を設定しております。ただ、周辺の景観にも配慮しながら、先ほど言われました遊歩道であったり、階段のほうを整備しております。

現在、展望所の防護柵と木製のベンチについて本年度の工事でやっております。来年度につきましましては、見晴らしの小道、散策ルートの見晴らしの小道のほうを、入り口から、舗装とベンチを整備する計画になっております。

今、議員も言われましたとおり、遠くは阿蘇五岳を望み、文楽邑初め清和の中心地を一望にできる展望所でございます。それにつきましましては、現地を確認しながら、来年度は予定しておりますので、令和3年度からの事業でどうにかできないかということで県のほうに要望していきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） それはまたよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは時間もありませんので、次にまいります。

町や県に対する陳情書や要望書の処理方法についてということでお伺ひしております。町の中には今、いろいろ、団体から陳情書や要望書が提出されておりますけれども、その取り扱いと申しますかですね。農林振興課、特に建設課あたりが一番多いかと思ひますけれども、時間も余りありませんので、その処理方法として、どういふふうな形で住民につないでおられるのかということをお聞きしたいというふうに思っております。

私としましては、陳情書や要望書っていうのは、提出する方々がせっぱ詰まって、その地域では、住民だけでは対応できないので、行政にどうかしてほしいという思いで提出されております。その一つ一つが、地域の思いが込められているわけございまして、行政として、ただ受け付けましたで済まされないものではないかというふうに考えております。数が多くて対応できないような事案もあると思ひますけれども、少なくとも受付をしたならば、年に1回程度は行政からどのようなになっているのか、返答を行うべきではないのか。

また、代表者の名前を変更しなければならないような書類も確かにあるかというふうに思っております。要望に応えられないなら、その旨説明をして、取り下げることもしなければならないというふうに思ひますけれども、それぞれの課長にその取り扱いについてお聞きしたいと思ひます。

○議長（工藤文範君） 建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） お答えします。町に対しての陳情や要望書の処理方法はということで、まず件数から説明をさせていただきます。

建設課のほうで所管しております道路河川の改良維持に関する要望件数ということですが、平成17年から、合併当初から31年までの間に、725件の申請書が提出されており、施工済み箇所が410件です。

このうち、平成26年から平成31年までに、矢部、清和、蘇陽全体で267件の申請があつており、施工済み箇所が56件、未施工箇所が211件となっております。

申請の流れといたしまして、まず、地域の区長さん、また、関係受益者の代表の方の名前で土地所有者の同意書を添付していただき、申請書を提出してもらいます。その段階で担当が現場を確認し、緊急性の高いものは別として、次年度の予算編成の時期に優先順位を精査し、予算要求という流れで処理しているところでございます。

これ以外にも、住民からの通報によるものが、年間、平均で50件ほど寄せられております。緊急性の高いものについては随時補修、修繕等で対応しているところです。

それから、県の管理する河川、道路、砂防事業についても、建設課のほうで受け付けております。これも緊急性の高い案件については、随時、振興局の土木のほうにつないでいるところです。

それ以外の改良、それから改修系の事業については、毎年9月に要望事業のヒアリングがありますので、そこで河川、道路、急傾斜、砂防等の工種ごとに要望しているところです。

本年度の要望の内容ですけれども、道路改良系で14路線17地区、維持管理系で14カ所、河川改良系で16カ所、砂防事業の急傾斜対策事業で6地区を要望しております。

参考にですけれども、2019年度の上益城地域振興局土木部の山都管内での主要事業で、公表されているもので、10工種で50件、総事業費で約20億の事業が予定されています。

それから申請の段階で、議員のおっしゃいました申請者に対するレスポンスといたしますか、そのことについてですけれども、まず、申請の段階で緊急性の高い場所は別として、優先順位、それから、着手時期については明確な回答ができないということで理解していただいております。

優先順位については、当該路線の交通量、それから、危険箇所や離合箇所の有無等から判断をしています。類似したような状況であれば、申請年の早いほうから着手しているところですが、特に改良系は測量設計から着手しなければなりませんので時間も要しますし、事業費も大きくなります。中には測量設計まで完了し、工事には入れてない場所もありますし、延長の長い箇所については、何期かに分けて着手し、工事が中断している箇所もあります。

一方で、申請受付後5年以上が経過し、未着手の要望箇所もありますが、こういった箇所については、問い合わせがあれば優先順位の説明をさせていただき、順番を待っていただいているという状況でございます。

それから、ここ数年、特に平成29年度以降、未施工箇所のストックが特にふえている一番の要因は28年の震災、それから、豪雨災の影響であることは御承知のとおりです。

今後は、申請受付後、3年くらいをめどに着手できなかった路線については、その理由を説明し、再度要望されるのであれば、再申請をしていただき、3年分ぐらいのストックの中で事業化していくような進め方を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） それでは、農林振興課のほうの御説明をいたします。

農林振興課におきましては、平成17年度の合併当時に、全体での取りまとめが行われております。それ以降の要望書としましては744件の要望がっております。

そのうち、現場状況とか、地域性等を考慮しまして、予算の範囲内で現在411カ所が完了しております。残り333カ所と、相当数の路線等が残っておりますけれども、これにつきましては平成23年から始まりました農地水対策のほうで、各自治振興区のほうで5年間の計画に基づいて実施されております。

また、ことし、これから5年間についても、約、農道で35キロ、水路につきましては20キロの5年間での整備計画が出されておりますので、全てとは申しませんが、ある程度の整備がこれで行えるのではないかとこのように感じております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） ありがとうございます。

たくさんの件数が残っておりますけれども、住民に返していくというのが一番大事になってき

ますので、よかったら、そこが工事ができるできないということは関係なく、出した方々には年に1回ぐらい、これはどういうふうになってるんだということを文書で通知をしてあげるというような行政の優しさといえますか、そこあたりは出していくべきじゃないかなというふうに思っております。

それでは時間もありませんので、最後の本町の働き方改革ということで、端的にお願いをしたいと思っておりますけれども。

現在、総務課長でつかんでおられるかと思っておりますけれども、一般職員の有給休暇の取得率、そこあたり、管理職を除く方々の時間外勤務、代休をとった時の最大の時間、その消化率というのをどういうふうにとられておられるのかをちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、お答えをしていきたいと思っております。まずは年休取得率ということで、これは平成30年でございます。国の目標的には14日ということでございますが、山都町では9.1日、熊本県の平均としては10.3という数字が出ております。

それから、超過勤務の状況ということでございますが、30年の実績から見ますと、月45時間を超えた超過勤務が起こった職員は3名おります。農林振興課2名、それから建設課が1名ということでございます。

働き方改革関連法の中で、原則月45時間、あるいは年360時間というところに照らし合わせました数字でございます。

また、年間の総時間外が360時間を超える職員というものが、年間360時間を超えた職員はおりませんでした。年間100時間を超えた職員が10名いました。

それから、代休の処理でございますが、代休の処理につきましては、各課の管理でございますが、おおむね指定期間内、勤務日の前4週、後8週で振りかえでの状況でございますが、やはり町を代表します各種イベント等、それから、行事というのが土日に重なりますので、山の都創造課、それから、生涯学習課等におきましては、なかなか代休取得ができないような状況ということでございます。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） ありがとうございます。

問題になるのが、代休ということでございますけれども、日曜日に出て、その分を平日を休むということになれば、それから、休日手当というのが本当は実際出てくるわけでございますけれども、それを出さないという形で実際行っておる代休でございますので、これはもう100%をとらせるように、行政のほうでも努力してもらいたいというふうに思っております。

ほかの時間外についても、サービス残業という形にならないような形で、職員のそこあたりの負担にならないように頑張ってもらいたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、支所の人員の配置のことでございますけれども、なかなかですね。今18名がそれぞれの清和支所、蘇陽支所におりますけれども、地元の出身の職員が少ないというところで、住民から何か行きづらい、行っても知った者がいないというような形がございます。よ

ければ、その配置の中での半分ぐらいは、今から先もっと減ってくるかと思しますので、半分ぐらいは地元の職員がいるような形で、少数精鋭といいますか、そういう形で頑張ってもらうような形をとってもらうなと思いますけれども、総務課長、そこあたりいかがお考えでしょうか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。人員の配置につきましては、本庁、支所間の業務の部分がありますので、なかなか調整は難しいところがあるというふうに思います。本庁機能を維持しながら、今後の人口動態、あるいは事務事業の見直し等で、本庁、支所の人員配置を考えていく必要があると思います。

採用につきましても、旧町村ごとの採用は特に、人数的なことがございませんので、やはり、合併をして山都町になりましたので、職員一人一人は山都町全体を見ます職員としての資質の向上と、能力を発揮する必要があるかというふうに考えております。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） なかなか、職員の数も減ってきております。しかし、職員の働き方改革的な形もありますけれども、体を痛めない、病氣的な形にならないということが一番大切でございます。

先ほどから年休とか、そこあたりをお聞きいたしましたけれども、この間のワールドカップのとき、ちょうど私も議員が関西のほうに行きましたけれども、新幹線の中で外国の方がたくさん乗っておられて、我々が外国に行ったんじゃないかと思うような形で来ておられます。そういう方々はほとんど最低でも2週間、長い人は1カ月以上滞在しておられます。日本列島は新幹線が通っておりますので、どこに行くにも時間をきちんと守る列車が通ってることによって安心して観光旅行をされておるわけでございますが、山都町を見ておったときに、それだけの長期的な休暇をとるような雰囲気はほとんどないというふうに思います。

少なくとも、10年に1回でもいいですけども、その2週間程度ぐらい連休が取れないか。リフレッシュ休暇と言いますが、そういう形でもやって、外国に行くにしても2週間ぐらい実際にいるわけですね、欧米に行ったときには。そこあたりの時間の余裕というのも与えてやるべきではないかなと思っております。

今回、来年は東京オリンピックがございますけれども、オリンピックに行って、一つだけ見て終わったではないので、行ったものは最低でも1週間以上はそこあたりの滞在をしていくかと思っておりますけれども、そこあたりの心のゆとりといいますか、それも行政のほうの中で見てあげる必要があるというふうに考えておりますので、どうかそこあたりの配慮もよろしく願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（工藤文範君） これをもって、7番、甲斐重昭君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案第53号 山都町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第2、議案第53号「山都町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） 議案第53号について御説明いたします。

議案第53号、山都町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について。

山都町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年12月5日提出、山都町長。

提案理由。

社会において旧姓をしやすくするという女性活躍推進の観点から、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となることに伴い、旧氏による印鑑登録を行うことができるようにするため、関係条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。

次のページは、山都町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正に関する案文でございます。今回の改正についての概要を説明いたします。

政府は女性活躍推進の観点から、婚姻後も旧姓で仕事を続ける女性がふえているという方がふえている中、さまざまな理由で旧氏を使用しながら活動する女性が増加しつつある状況を捉え、全ての女性が学業や仕事、子育て等で旧氏を使用しやすくするための取り組みとして、住民基本台帳法施行令等の改正を行い、本年11月5日から、申請した方に限り、住民票や個人番号カード等に旧氏を現在の氏と併記する取り扱いが開始されました。旧氏とは、いわゆる旧姓のことですが、婚姻等により氏が変わられた方が、過去に称していた氏で戸籍に記載されているものを指します。

住民票や、個人番号カード等に旧氏を併記できるようになったことにより、戸籍関係の書類を提出しなくても、契約やいろいろな手続など等で旧氏を証明する身分証明書として今後活用できることになると考えられます。印鑑登録事務と住民基本台帳は密接に関連していることを鑑み、本条例を改正するものです。

印鑑登録証明事務につきましては、町が定める条例によって運用が図られておりますが、市町村間の事務の統一を図るため、国において印鑑登録証明事務の準拠すべき事項を定めた印鑑登録証明事務処理要領が示されております。今回の住民基本台帳法施行令の改正に伴い、この印鑑登録証明事務処理要領についても改正がなされているところです。

次に、主な改正点でございますが、3点ございます。

まず1点目です。住民票に記載された旧氏を表した印鑑の登録を可能にするというものです。

登録できる印鑑に旧氏を表した印鑑を追加するということです。

2点目が、印鑑登録原票の登録事項に旧氏を追加します。印鑑登録原票には印影や登録されている方の住所、氏名などの事項を登録しており、住民票に旧氏が記載された方の印鑑登録原票には必ず旧氏が登録されることとなります。

最後に、3点目です。印鑑登録証明書に旧氏を併記することというものです。

施行期日につきまして、本条例を改正し、運用を開始するためには、印鑑登録システムの改修を行う必要がございます。改修にかかる予算につきましては、今回の12月補正でお願いするところでございます。年度内にシステム改修を実施し、令和2年4月から運用することとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第53号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 女性活躍推進の観点からということで、改正されることに異議はありませんけれども、運用の仕方がすごくわかりにくいです。だから、私たちは年配なのであれですけど、今から婚姻される方々、特に女性が旧姓を使いやすくすると。本当だったら別姓をきちんとするということができればこんなことはしなくていいと思うんですけども、まず、差し当たってということでのことであるならば、住民登録をするときからこれが始まるんですかね。

印鑑登録というのはいろんな、例えば住宅を取得するとか、そういう人生の大きな時にしか印鑑登録というのはしませんよね。それが必要になるっていう時に。なので、なかなかなじみのないものであると思うんですけども、最初の手続は何をしなければいけないのか。住民票から変えていくことが必要なのか、印鑑登録をする時にそれが発生するのか。若い人たちにとって、これはいいことだと思うので、差し当たりとして。旧姓を使いやすくするっていうことに寄与するのか、その辺をお尋ねしたいです。

○議長（工藤文範君） 税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） お答えいたします。まず、印鑑登録に旧氏を併記するためには、まず、住民票に旧氏を併記する請求をする必要があります。

請求する手続としましては、住所登録地の市町村役場のほうで、旧氏が載っております戸籍謄本、抄本を、旧氏から現在の氏までの戸籍をそろえていただくことと、それから、身分証明になる印鑑、運転免許証など、それと、個人番号カード、もしくは個人番号の通知カードを添えて手続をしていただく必要があります。

使える場面としましては、例えば、銀行の口座の開設でありますとか、生命保険の契約請求等に、一般的にはまず考えられるものはそういうものがございます。

あとはDVとかの関係で、住民票上のがなかなか使えない場合、そういうときに、旧姓でそういう手続を行う場面もあるかというふうに想定します。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由美子君。

○2番（西田由美子君） 今、実際にどういうところに使えるかということで、銀行口座開設にも使えると言われましたので。

例えば、私は旧姓はオオタグロと申しますが、これを申請して、私の場合じゃなくて、娘の場合。娘が結婚しました。姓が変わりました。変わることで本当にいろんなところの姓を変えないといけない。手続きがすごくたくさんあるんですね。でもそれを、これをしてあげれば旧姓のまま、だから、銀行口座もそのまま使えるっていうことになるということですかね。

○議長（工藤文範君） 税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） お答えします。先ほど例を出しまして、銀行口座、もしくは、生命保険等の手続ということで申し上げましたけれども、そういういわゆる民間における手続については、多くのところでまだ全体的に使用できるっていうことではございませんで、これから政府のほうでも使えるように進めていくということを聞いておりますので、今現在としては、各金融機関等での取り扱いということになりますので、必ずしも旧氏が載ってるからということでそれができかどうかというのは各金融機関の取り扱いになるかと思いますが、今後はそういう使用できる範囲が広がっていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑。

2番、西田由美子君。

○2番（西田由美子君） 今申し上げましたように、女性は婚姻をした場合に姓を変えるということになれば、本当にいろんな手続をしないといけないんですね。幾つも。男性はそのことをされないのだからわからないと思いますけれども、そういうことが今後解決されていくという…。養子さんの場合はそうですね。そういうことも確かにあると思いますが、大多数の男性は経験されない。女性はそういうことを経験しておられる方は、この制度がそういうふうに、印鑑証明だけでなくいろんなところで活用できるようになるっていうことになれば歓迎できると思いますし、そのようにしていただけますように、行政としても働きかけていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 13番藤澤です。ちょっと私の勘違いだろうと思いますけれども、結婚するに当たって旧姓でも婚姻届はでくるという解釈でええんかな。これは違うだろうと思いますけど、いかがですか。

○議長（工藤文範君） 税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） お答えいたします。婚姻届を提出する際には、双方どちらかの氏を選択することになります。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 素朴な疑問でっていうことでお話したんですけれども、私が一番問題なのは印鑑登録だろうと思うとですよ。なぜかという、やはりキャリアウーマンをつくりたいということで、旧姓で仕事ができるようにということで、印鑑登録まで認められてると思えますけれども。

実際、その方がマンション買われる、そのときにやはり印鑑登録とかが要りますけれども、そのときにはまた、旧姓でそういうのができるのかというのもあるかと思えますけれども、印鑑登録を、結婚しているときは山下なのに、旧姓は田中だったと。田中で通したいと。ところが、いろんな印鑑登録を二つ持つことはできないと思いますので、そういうところの使い分けというのがあるのかどうかということで。一つしたらそれをずっと、結局、旧姓で全てが通っていくのかとか。まだ未完成ではないかなと思えますけれども。とにかくお願いします。

○議長（工藤文範君） 税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） お答えいたします。印鑑登録できるものは、一人印鑑は一つになります。今回の改正で、現在は今の氏の登録を皆さんなされてるかと思えますが、今後は旧氏での印鑑の登録もできるっていうことになります。

ただ、その後、印鑑登録を改印することは可能ですので、旧氏で登録されたものを、また現在の氏の印鑑に改印することは手続していただければ可能であります。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 後学のために教えてください。印鑑登録する字は、苗字でないといかんわけですか。登録の様式というか、そういうのは、多分おっしゃったことだろうと思うんですけど、印鑑自体は旧氏か今の氏かどっちかじゃないといかんわけですか。

○議長（工藤文範君） 税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） お答えいたします。登録できる印鑑は、現在の氏、旧の氏と、氏と名前が一緒、フルネームになっている印鑑、それから、名前だけ。苗字がなくて下の名前だけの表記の印鑑でも登録できます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） さまざまな御意見が出てると思う。多分これが非常にわかりにくいと言いますか、先ほど13番議員からもあったように、今、別姓というものが認められていない中でこういう制度が始まってしまっているっていう感じがします。そして、やはり私たちが必要……。

今、私は旧姓を名乗っているわけではありませんが、やはり女性にとっては大変大きな問題で、それが、多分、これから先の人たちが結婚するときに別姓はないわけであって、今のところですね。そういった諸手続のときに、それを登録したからといって、通称ということで、職場でも旧姓を名乗ってらっしゃる方はたくさんいる現実がありますので、そういう正式な手続のときにこ

れが要るんだろうと。

さっき、2番議員もおっしゃったように、やはり窓口に来られた方にいかに丁寧にわかりやすく説明をさしあげるのか。今みたいに、たった今の問題だけでも各種の質問が出てきた。この場所ですね。なので、現場の職員たちにしっかりその伝達指導といいますか、わかりやすい説明を心がけるような研修といいますか、そういったところはどういうふうに進められてらっしゃるのかお伺いします。

○議長（工藤文範君） 税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） お答えいたします。議員おっしゃりますとおり、今回の改正はわかりづらい点もございますので、運用を来年の4月からすることとしておりますので、その間、この改正の趣旨、あるいは制度内容につきまして、広報、インターネット、窓口での説明等によりまして広く周知をしていきたいというふうに考えております。

また、職員においても、本庁、支所、隔月事務の研修会を行っておりますが、その関係職員の中でも学習を積んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 改正の新旧を見てもみますと、第4条ですね。この提案理由に属さない改正がここに載っております。と申しますのは、代理人の本人確認ということなんですが、この改正をするのであれば、やはりこの提案理由の中に改正する要綱も併記してほしいと思います。

今回、代理登録というのはこれまでもですね。第3条は略してありますが、第3条で代理登録ができるようになっておりますが、第4条にいきますと本人確認だけ。印鑑登録をしようとする本人の確認だけを明記してありました。

今回、この改正に伴いまして、代理人の本人確認をすること、審査をすることがここに書いてありますが、代理人は、それこそ、印鑑登録というのは財産も動くほど重要な印鑑登録でございます。これまで代理人の審査確認ができてなかったもので、しなくてよかったのか。今回、代理人の本人確認の審査をするっていうふうにならざるを得ない経緯を教えてくださいたいと思います。

○議長（工藤文範君） 税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） お答えいたします。これまで、印鑑登録につきましては、登録申請者の方が役場のほうにおいでいただけない場合は、役場のほうから本人宛てに印鑑登録に関する関係書類を送付して、それを代理人の方が持ってきていただいて、町の窓口のほうで受け付けをするという事務処理をしております。

また、代理人につきましては、本人確認をしなくてはいけないということは明記してなく、これまでも代理人が本人から申請書を預かってこられたということで、本人と同様に受け付けをしておりました。

今回、条例を改正するに当たり、代理人が本当に代理人が本人であることを確認することを、これまでより確かにするために、今回、改正にあわせてこの文言を入れたところであります。

説明が足りなかったと存じますが、そういうことですので、御理解いただきたいと思います。
以上です。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 多分、これまでもそういうふうにされておりましたね。単なるこれまでの条文の遺漏だったかなと思いますが、窓口でのトラブル等が発生して、こういうふうに審査を厳しくするようになったのかなとも思いましたので、お尋ねをしたところですよ。

ところで、昨日、係のほうから議員全員に、マイナンバーカード、個人番号カードをぜひつくってくださいということをお願いがありました。もう私のほうは済ませておりますので、もらった方の書類を見てみますと、それをするとコンビニ等で交付ができますよとか、そういうことを書いてありましたが、今は山都町の方はコンビニでの交付はまだできないのでしょうか。お尋ねをします。

○議長（工藤文範君） 税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） 現在のところ、山都町ではコンビニ交付は実施しておりません。今後はコンビニ交付も検討していく必要があるかと思いますが、山都町の個人番号カードの交付について、全人口の約10%にとどまっている状況でありますので、税務住民課としましては、マイナンバーカードの交付の普及にまずは力を入れていきたいというふうに考えております。
以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号「山都町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第54号 山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第3、議案第54号「山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは説明いたします。

議案第54号、山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について。

山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年12月5日提出、山都町長です。

提案理由です。

令和元年人事院勧告に伴い、山都町一般職の職員の給与に関する条例及び関係条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

次のページは、条例の公布文等でございます。

それから、給料表、新旧対照表が添付されておりますが、配付いたしました資料をごらんいただきたいというふうに思います。今回の概要について説明をさせていただきます。

1の給与改定の考え方というところでございます。

国は人事院勧告、県は人事委員会、それぞれによる民間給与等との比較検討を行い、改定が行われるような状況でございます。本町におきましては、情勢適応の原則、あるいは均衡の原則等を考慮した判断によるものということで御理解をいただきたいと思っております。

給与の改定でございますが、一般職の場合をとりますと、初任給は高卒で2,000円、それから、大卒で1,500円の引き上げと、若年層の改定を予定しているというところでございますが、本町におきましては、およそ35歳まで該当します。引き上げ額は2,000円から100円というところで、対象者は約3分の1の職員というところでございます。

期末勤勉手当につきましては、国及び周辺自治体の動向を踏まえまして、年間支給額、4.45月分を4.5月分へ引き上げるものでございます。町長を初めとする3役、議会議員等の特別職につきましては、期末手当を一般職に準じまして0.05月分引き上げまして、年間支給分を2.65月から2.7月へ引き上げるものでございます。

条例文におきましては、第1条から第3条で職員、任期付職員に関しまして、4条、5条で町長との3役に関しまして、それから附則4条と5条で議会議員に関する引き上げを行うものでございます。

その他、住居手当につきましては、支給基準の引き上げは手当上限額の引き上げを行うというものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第54号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 人事院の勧告に基づいてということで、職員の方の給料を上げるのは仕方がないと思いますが、議員等も一緒に出されると何か妙な感じで、議員のことは議員で判断を仰ぎたい。仰ぎたいというか、自分たちが判断したいと思っておりますので、今後は別に出してもらいたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 御質問にお答えいたしたいと思っております。町におきましては、情勢の判断と、あるいは近隣町村との均衡等もございまして、それに基づきまして今後も適切に判断していきたいというふうに考えております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号「山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第55号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理について

○議長（工藤文範君） 日程第4、議案第55号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは説明いたします。議案第55号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理について。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和元年12月5日提出、山都町長です。

提案理由です。

成年被後見人等を資格、職種等から一律に排除する項目を廃止し、制度ごとに必要となる能力の有無を個別に判断する制度へ改めるため、関係条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

次のページをお願いします。

条例の公布文が記載されております。最後に附則がございます。

「この条例は令和元年12月14日から施行する」とございますが、これは国の法律で、市町村における施行期日が示されているというものでございます。

概要を説明いたします。

成年後見人制度につきましては御承知のとおり、認知症などによりまして判断能力が十分でないために、財産の管理、あるいは契約等の法律行為を行うことができない方々につきまして、後見人等が本人の利益を考えながら、財産管理や福祉サービス等の手続を行い、本人の利益を保護し、また、その支援を図るという制度でございます。

ところで、この成年後見制度を利用した人が、各種法律の規定によりまして、公務員や、弁護

士、社会福祉法人の役員といった資格を失ったり、建設業や貸金業の許可を取得することができなかつたりと、当該法律において、一律に規定されている欠格条項が人権侵害につながっているのではないかということで、これまで多くの批判があったところでございます。

こういったことを背景に、本年6月14日、このような各種法律の欠格条項を一括して排除する整理法が公布されたというものでございます。

最後のページに、資料をつけているというところでございます。

全体で187件の法律につきまして、当該欠格事項が削除することとなりました。

その結果、今後は心身の故障等の状況を個別かつ自主的に審査し、その上で、それぞれ制度ごとに必要な能力の有無を判断していくということになるものでございます。

本町の条例におきましても、改正前の各種法律の規定を根拠に欠格条項を定めているものがございます。

資料の裏面にありますとおり、5件の条例というものでございますので、今回これを整理するというのが改正の趣旨でございます。添付しております新旧対照表にそれぞれの改正文があるというふうに思います。

法律の中で、文言の削除等で、いわゆる号ずれなどの影響についても整理をしているものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第55号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 成年後見人の人ではなくて、だから、もう判断能力がないとみなされてしまう人の権利を守るための改正ということですよ。だから、成年後見人になる人ではなくて、後見をされる対象になる方の権利を守るという条例改正というふうに受け取っていいということですね。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 議員がおっしゃったとおり、成年の被後見人ということでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関

係条例の整理について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第56号 地方自治法施行令第152条第1項第3号及び同条第4項第2号の法人を定める条例の制定について

○議長（工藤文範君） 日程第5、議案第56号「地方自治法施行令第152条第1項第3号及び同条第4項第2号の法人を定める条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは説明いたします。

議案第56号、地方自治法施行令第152条第1項第3号及び同条第4項第2号の法人を定める条例の制定について。

地方自治法施行令第152条第1項第3号及び同条第4項第2号の法人を定める条例を別紙のとおり定める。

令和元年12月5日提出、山都町長です。

提案理由です。

法令により、経営状況の報告を義務づけられています第三セクター等について、その出資比率の基準を引き下げするため、この条例を制定する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。

条例の公布文が示されておりますが、お手元に資料もございますのでそれとあわせながら説明をしていきたいというふうに思います。

地方自治法第243条の3、第2項の規定によりまして、町長は町が出資している法人や、町がその債務を負担している法人で、いずれも政令で定めるものにつきましては、毎年度、議会に経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出しているというところでございます。

山都町におきましては、毎年6月の第2回定例会において、議会に報告をしているような状況でございます。

具体的には2分の1以上の額の出資等を行い、2分の1以上の額の債務を負担している法人が対象ということでございます。

本町におきます第三セクターにつきましては、前回の報告につきましては、出資比率がいずれも2分の1以上を超えている法人ばかりでございましたが、御承知のとおり、出資比率は常に変動を伴うものというものでございまして、例えば、有限会社虹の通潤館におきましては、本年1月に第三者からの増資が行われ、その結果といたしまして、町の出資比率は40%となり、2分の1という要件を下回るということでございます。

先ほどの、町が出資を行い、または、債務負担している第三セクターについてということにつきましては、その経営状況を十分に把握しておく必要があるという趣旨に基づきまして、地方自治法施行令第152条におきまして、条例で新たに規定することによりまして、これら出資比率等

を4分の1以上、2分の1未満まで拡大できるというものになっております。

今回提案しておりますこの条例は、これまで2分の1以上という法令の要件に加えまして、さらに下限を4分の1以上、2分の1未満まで拡大させるために制定するものです。配付いたしました資料の一番下のほうに図示をしているということで御理解をいただきたいというふうに思います。

条例案におきましては、まず第1条におきまして、町が資本金、その他これに準ずる者の4分の1以上、2分の1未満を出資している一般社団法人、一般財団法人、株式会社を新たに規定することによりまして、4分の1以上の出資比率の第三セクターについても、経営状況について報告をすることを義務づけることとなります。

第2条におきましては、債務負担ということでございますが、同様にそういう拡大ということでございます。

山都町におきましては、債務を負担している法人は今のところございません。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤文範君） 議案第56号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 今、課長のほうから、1月に虹の通潤館のほうに増資があって、この条例を改正というようなことでございますが、今まで12月まではちょっと、厳密に言えば違法とか、経営状況の提出を求めたのは、違法と言えども違法ととられても仕方ないというような解釈でよろしいでしょうか。それは違法ではないというふうに捉えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 報告につきましては事業年度ということになりますので、特に違法ではないというふうに考えております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 私も今、10番議員からのことを疑問に思っておりましたが、なぜ1月にも出資というの私たち全部周知のことでしたけれども、今、法令の改正といいますか、それに合わせたところが、今の段階になったのかという理由が知りたいところです。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 先ほども説明したかというふうに思いますが、やはり町が出資等を行いまして運営をしております第三セクターの経営状況につきましては、十分把握しておく必要がありますし、住民の皆さんにも広く周知する必要があるという趣旨に基づきまして、この出資比率の条件の拡大というものに至ったということでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号「地方自治法施行令第152条第1項第3号及び同条第4項第2号の法人を定める条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時0分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 議案第57号 令和元年度山都町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（工藤文範君） 日程第6、議案第57号「令和元年度山都町一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明いたします。議案第57号、令和元年度山都町一般会計補正予算（第4号）を説明いたします。

歳出から説明いたしますので、14ページをお願い申し上げます。

歳出でございますが、2節給料3節手当等4節共済費につきましては、先ほど可決いただきました給与手当等の改定に伴うものでございますので、説明を省略させていただきます。よろしく申し上げます。

15ページ、2款1項総務管理費でございます。

1目一般管理費です。本庁宿直業務の委託料の不足額でございます。最低賃金の改定に伴うものというものでございます。11万円でございます。

5目財産管理費の負担金につきましては、県道改良工事に伴いまして、流木補償分につきまして契約に基づきまして二瀬本校区、現在の二瀬本自治振興区へ収益負担金として支出します13万8,000円でございます。

6目、庁舎管理費は、蘇陽支所の浄化槽の浄化膜洗浄の委託料52万8,000円と、大型印刷機の更新に伴いますリース料というものでございます。

16ページをお願いします。

11目企画費です。

令和2年度から4年度までのコミュニティバス等運行事業者選定に係る委員会運営に必要な経費を計上しております。

12目地域振興費は、地域おこし協力隊の募集事業の不用額というものでございます。

16目地籍調査費は、事業費の確定に伴います調整というものでございます。

18ページをお願いします。

3項1目、住民登録費です。

13節は、印鑑登録システム改修費91万8,000円と、18節は、個人番号交付事務用の備品、プリンターの購入費というものでございます。財源の33万円は、国からの事務補助金でございます。

20ページをお願いします。

3款1項社会福祉費です。

2目の国民年金事務費は、13節に2件のシステム改修委託料35万8,000円を計上しております。財源は国の事務委託金でございます。

3目障害者福祉費は、平成30年におきまして、それぞれの事業費の精算に伴う処理を行うものというものでございます。

6目老人福祉施設費は、東竹原老人憩いの家に関する経費でございます。

7目保険事業事務費は、事業費の精算に伴う返還金と一般会計からの繰出金を計上しているというものでございます。

8目介護予防費は、地区交流館に関する経費を計上しております。

2項児童福祉費3目児童福祉施設費は、町立保育園における未満児等の入園増によりまして、嘱託保育士、保育助手の報酬の増額780万1,000円です。その他の財源につきましては、保育園副食費を充てております。

25ページをお願いします。

3款3項1目災害救助費は、災害援助資金システムの導入経費33万円です。

4款1項2目母子保健費は、システム改修委託料105万6,000円でございます。国の補助金70万4,000円が交付されます。

26ページをお願いします。

6目衛生費です。19節補助金は、合併浄化槽7基分の設置費補助金368万円と、地域で運営されております小規模水道設備に係る町単独の2分の1補助金でございます。3地区合わせまして、312万3,000円。

28節は、簡易水道、上水道、それぞれの会計への繰出金321万9,000円です。財源としましては、浄化槽設置分に係ります国から県からの補助金を合わせまして176万8,000円を予定しております。

2項1目塵芥処理費です。小峰クリーンセンターの電気料の不足料を計上しております。

27ページ、5款1項農業費です。

3目の農政費につきましては、19節は農業用ハウスの補強資材への県補助金158万8,000円です。3戸分の追加補助でございます。

それから、農地中間管理機構を経由した農地集積に対する協力金の補助でございしますが、23万

3,000円でございます。

13目中山間地域総合整備事業です。換地委員の報酬追加と事業実績に基づく精算を行うものでございます。財源につきましては、県補助金並びに受益者の負担金というところでございます。

24目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業費は、国からの交付金の減額による財源の組みかえを行うものでございます。

2項林業費2目林業振興費です。

19節は、山都町内七つの団体が取り組みます竹林整備等の事業につきまして、補助事業主体でございませ森林山村多面的機能発揮対策協議会への町の負担義務でございませ。負担割合としましては、事業費の25%というものでございませ。

続きまして、30ページをお願い申し上げます。

6款1項商工費3目観光費です。通潤橋災害復旧工事が年度内に終了予定となっておりますので、九州を初めとしました西日本エリアを中心とした放水再開をPRし、ツアー企画の提案や、誘客のための広告宣伝費、総額で505万6,000円を計上しております。

4目観光施設費は、そよ風パークの施設運営改善を目的としたアドバイザー委託料66万円です。

15節工事費は、工事費の402万7,000円につきましては、猿ヶ城キャンプ村への進入路の整備や、落石防護柵の補修を行うものでございませ。

5目山の都づくり事業費は、上寺にあります県教職員住宅を短期滞在施設としごとセンター事務所として活用するための工事費161万6,000円と、土地区画の購入費で69万円を計上している部分でございませ。

続きまして31ページの、7款1項1目土木管理費です。

19節は県工事分の町負担金の912万4,000円と、いわゆるレッドゾーン、土砂災害の危険区域からの移転による住宅再建への国補助金300万円、1件分でございませ。

2項道路橋梁費の2目道路維持費です。

8節の報償費は、会計年度任用職員制度への移行に伴いまして、現在の道路管理人が廃止されますので、その退職報償金835万5,000円でございます。

32ページをお願いします。

11節は融雪剤の購入費等、14節は除雪作業機械の借り上げ費用、15節は道路等の維持工事費、16節は工事材料費をそれぞれ計上しているところでございませ。

4目から7目につきましては、それぞれの事業で補助金等の確定により、事業費の調整を行っているというものでございませ。

35ページをお願いします。

4項の住宅費です。

4目住宅建設です。寄附をいただきました下市町有地の測量委託料とPFI事業の可能性を検討するための委託料、合わせて344万円を計上しております。

7目応急仮設住宅費は、原団地の整備に要する経費をそれぞれ計上しております。

9目木造仮設住宅移築事業費は、他の自治体で建設されました木造仮設住宅3棟を移築しまし

て、町営住宅として再利用するものでございます。

13節は移設敷地の測量設計費と、解体移築に伴います再設計料1,110万円でございます。

15節工事費として4,550万円を計上しております。県の補助金と町の熊本地震復興基金を活用するものでございます。

37ページ、8款1項の消防費でございます。

3目の消防施設費は、消防長より町消防団への小型ポンプ付積載車貸付に伴います保険料重量税を計上しております。

4目の災害対策費は、職員の待機手当でございます。9月までの待機手当でございます。

38ページをお願いします。

9款2項小学校費です。

1目の学校施設費は、清和小学校特別支援教室内に、排泄支援のためにシャワーユニット設置工事分112万2,000円でございます。

2目学校振興費は、5年に1度の学習指導要領改訂に伴いまして、教師用の教科書、指導書、指導用教材2,614万8,000円と、13節はデジタル教科書の更新委託料40万5,000円でございます。

40ページをお願い申し上げます。

4項1目社会教育総務費です。成人式開催に伴います経費、8節と14節に計上しております。

5項2目体育施設費は、総合体育館建設予定地の流木伐採と、現在、解体工事中であります高齢者活動センター分で、アスベスト処理が必要となりましたので追加工事費1,623万9,000円でございます。その他の財源につきましては流木売却代金でございます。

10款の災害費でございます。

1項1目の現年度農業施設災害復旧費は、67件分の測量設計委託料550万円と、過年災で今回増配いたしました4カ所分の工事費4,200万円を計上しております。

3目現年度林業施設災害復旧費は、林道災害1件分の工事費670万円を計上しております。

3項3目重要文化財復旧費は、現在施工中の通潤橋災害復旧工事におきまして、新たに壁石垣等の修理、それから、保存等に係る工事経費としまして、8節から15節まで、4,662万9,000円を計上しているというところでございます。

43ページ、11款公債費につきましては、財源の組みかえ、13款の予備費は調整です。

44ページ以降は給与明細でございます。

次に、歳入について説明しますので、8ページをお願いします。

13款の負担金から17款の財産収入につきましては、歳出予算におきまして財源として説明した分がございますので省略をさせていただきます。

11ページをお願いします。

19款の繰入金です。過年度分の公共土木災害に伴います国負担金が、いわゆる施越という形で入ってきましたので、財政調整基金への繰り戻しを行う分、それから、熊本地震復興基金からの繰り入れを行うものでございます。

21款の諸収入につきましては、今説明申し上げました2億1,648万円が入ってきたものでござ

います。

22款の町債です。今回の補正に係ります財源として地方債の変更を行っております。

続きまして、戻ってきまして4ページをお願いします。

第2表の債務負担行為の補正でございます。

コミュニティバス運行等業務委託料として、令和2年度から4年度までの分でございます。年間1億5,274万円、3年間で4億5,822万となるものを計上している部分でございます。

続きまして表紙の次のページをお願いします。

令和元年度山都町一般会計補正予算。

令和元年度山都町の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億2,900万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正による。

令和元年12月5日提出、山都町長です。

よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 議案第57号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 初めに、4ページの債務負担行為補正のところ、コミュニティバス運行等の業務委託料が出してありますが、毎年1億5,274万の、どういうふうにしてこの金額が出てきたのかをお尋ねします。

それと、16ページの地域振興費の地域おこし協力隊報償金が減額されていますが、募集をかけたけれども、その募集に満たなかったということかなというふうに聞いておりますが、地域おこし協力隊そのものの意味というか、どうして募集かけたのに、必要だということで募集かけたのにそれだけの人数が集まらなかったのはどうしてかということをお尋ねします。

それと、35ページの住宅建設費のPFIという導入可能かどうかを調査されるということですが、このことについてどういうことなのか御説明をいただきたいです。

それと、学校振興費39ページで教師用の教科書等を出してありますけれども、IT教育を進める上で、全学校にデジタル電子黒板等を配置したというふうに言われていますが、それを活用するためのいろんな手だてがまだ不足してると思うんですが、それが計上されてないので、今後計上する予定があるかということをお尋ねしたいです。

以上です。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） まず、コミュニティバスの運行の委託料につきましての積算の内容についてお答えしたいと思います。

まず、運転業務としまして、運転士さんの賃金としまして約7,000万を見込んでおります。この算定基礎につきましては、厚生労働省が実施します調査で賃金構造基本統計調査の中から、民間の営業用バス運転士さんの時間単価を参考にさせていただいているところです。

それと、デマンド受け付けにつきまして150万。その他、法定福利費等を、1,500万。あわせて8,768万を、人件費としております。

それから、車両管理としまして燃料費とか修繕料、そこを含めまして約3,000万車両費で組んでおります。

あとは運行管理費としまして、運行管理者の手当が900万。その他、いろんなバス運行に係ります諸経費が1,170万。

あと、臨時の運行を対応していただく場合がありますので、そこを90万。

あと、消費税が1,388万程度になりますので、あわせて上げさせていただいております1億5,270万ということをお願いしております。

それから、地域おこし協力隊についてでございますけれども、これにつきましては当初予算において、任用中の3名と新たに募集を行います6名の9名分の報償費を計上させていただいたところです。

新たに募集を行う方につきましては、地域自治振興区のほうから要請がっております企画のほうで2名、山の都のほうで観光関係で4名の任用を一応予定していたところです。

募集を行った中で、6名の中で2名の応募がありまして、4名については4カ所については、応募がなかったという状況でございます。平成元年度中の執行は困難ということから、今回、落とさせていただいたところです。

なかなか地域おこし協力隊の方も、他町の事例とかも見てみますと、応募に対して、再応募だったり1年間継続してかけていらっしゃる場所もあると思いますけれども、一つは、今までのやはり任用の委嘱の中で、町としても、きちんとした役割、ミッション等が明らかでなかった点というところがあるということは反省しておりまして、令和元年度におきましては、任用を希望されるいろんな団体さん、例えば自治振興区であったり、町内であっても各担当課から事業計画書をきちんと出してもらって、必要性をきちんと確認した上で応募をかけていたところですが、それらの取り組みがまだおこなわれているということで、今後は山都町のアピールをしながら、必要とされる場所に当たっては、地域おこし協力隊を活用していきたいと考えているところです。

○議長（工藤文範君） 建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） PFI事業についてということでお答えさせていただきます。

プライベートファイナンシャルイニシアティブと言われるものの略でございます。根拠法と

して民間資金の活用による公共施設等の整備等に関する法律が根拠法になります。

ざっくり言いますと、公共施設の整備に当たって、従来のように公共団体が設計、建設、管理の方法を別々に発注するのではなく、どのような設計建設を行えば最も効率的かについて、民間事業者に競争させ、資金調達もみずから行ってもらう制度ということが書いてあります。

先ほど総務課長のほうから説明がありましたように、浜町の下市に寄附を受けて取得した町有地については、御承知のとおりです。この土地の有効活用について、庁内で組織しました下市町有地利活用委員会の中で検討を行いました。良好な立地条件と利便性の高さから、町営住宅として整備していく方針で進めていくことにしております。

その事業手法として、民間資金を活用したPFI手法での事業化を今検討しているところです。全国的には多くの自治体で実施されているようではありますが、本町ではこの手法による実績がないことから、そのノウハウ等を持ち合わせておりません。

この手法での計画を立ち上げるには、専門的な知識と高度なスキルを要することから、県を通じて国交省のほうに相談をさせてもらったところ、まずは専門機関に導入の可能性について委託したほうがよいということで助言をいただき、今回その予算を計上させていただきました。

業務内容については、事業規模、概算の事業費、企業側の採算性、町側、それから受注側のリスク管理等を比較検討し導入の可能性を検証するといった内容になります。

以上です。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。今回は教師用の教科書をお願いしているところですが、令和2年度当初予算に向けて、新学習指導要領の教科書に十分対応できるよう、必要なデジタル機器の予算を要求していく方針でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今の教師用の教科書等はわかるんですけども、デジタル機器をきちんと有効に使えるようにするための周辺設備ですね。きのうも言われましたけど、Wi-Fi環境をきちんとするとか、それから、そんなに大きなお金ではないと思うので、ぜひ考えていただきたいのが、これを利用するにあたって、学校の黒板の半分は、今、白いシートをかぶせて、デジタル投影ができるのにしてあるところ多いんですよね。御存じだと思いますけど。そうなる、前の黒板が右側の半分しかチョークで書けるところがないと。だから先生たちは、もちろんデジタル機器を駆使するのも大事だけれども、きちんと子供たちが自分の考えを黒板に書いたりとかまとめたりするのに、そのスペースがちょっと狭くなって足りないから、ホワイトボードが欲しいという要望は上がっていると思うんですよね。それがなかなかしていただけないという話も聞いておりますので、それは早急に、この予算にできないなら、何百万もかかることではないので、どこからか調達していただいて、来年度からの新しい指導要領になってから活用できるように、ぜひお考えいただきたいと思います。

それともう一つは、先ほど言われた地域おこし協力隊のことですけれども、第3次になるんで

すかね、今回が。この総括っていうのもしていけないといけないと思うんですよね。本当に、いろんなところから、観光面だったり、自治振興区のほうから必要だということで挙げられてきたにもかかわらず、なぜ応募がなかったかっていうことについての検証とかしっかりしていただいて、本当に必要なかっていうところも検討していく必要があるんじゃないかなと思っています。

任用面についても、地域おこし協力隊のほうからの意見もあるだろうし、来ていただきたいところからの運用もあると思います。

来年度に向けて、きちんと検討していただいて、来年度は考えていただきたいと思います。

それについては、今の2点については、何か返答があればお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 地域おこし協力隊につきましては、今言われたとおり、いろんな任用なり処遇なりにいろんな課題があると思いますので、8月に、現在委嘱しております地域おこし協力隊の方を集めまして、いろんな意見交換をしているところでございます。

そして、地域おこし協力隊、それぞれ担当課におきましても、やはり今後の協力隊の方へのサポート体制、ここら辺の強化を図っているところでございます。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） ホワイトボードについて御指摘をいただいたところでございます。

新年度予算要求に向けて各学校と協議を行っており、優先順位も確認しながら調整を図っているところでございます。ホワイトボードについても御要望がある学校がありますので、また、優先順位を精査しながら対応していきたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） まず、18ページの、先ほど、印鑑登録システムの改修費という御説明は何ったところですが、その下の備品購入費のところの住民基本台帳ネットワーク、これはマイナス減額ということではございますが、相変わらず住民基本台帳というふうなものが、いまだに名前が残っているというか、いまだに有効なものであるのかということを確認させていただきたいのが1点です。

それから、教育費のところ、学校施設の清和小学校にそういう対象のお子様が上がられるということで、シャワーユニットの設計工事、38ページですね。これは、今、使われてる支援教室の一角につくられ、あるいはトイレか何かに拡張して使われる、かなり場所が清和小学校も狭いので、どの辺に設計されるのかを教えてくださいたいと思います。

それから、40ページの成人式の記念品です。これは多分、実行委員会が立ち上げられ、もう立ち上がっているのか知りませんが、そんな中から、何が記念品にふさわしいかということを決定しているのでしょうか。記念品についての議論というかはどこら辺で行われる予定になっているのかお聞かせください。

以上です。

○議長（工藤文範君） 税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） お答えいたします。住民基本台帳ネットワークにつきましては、基本的に5年ごとの更新をしております。それにつきましては、補修のほうが5年で切れるということもありますし、法改正が定期的に入ってきますので、それに応じて機器の更新をしているところです。

戸籍住民ネットワークと、戸籍のほうがありますが、どちらも基本5年ごとに機種を更改していくということで、継続的なこういう購入が必要となっている状況であります。

今回は、当初の予算より入札残ということで、31万7,000円を減額しているところです。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） シャワーユニットの設置箇所についてお答えします。

特別支援教室の一角に設ける計画でございます。大きさが3メートル掛ける1メートルですので、学習には支障がないというふうに判断したところでございます。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 御質問がありました成人式の記念品の件でございますけれども、これまでずっと、町のほうからは記念写真を撮るんですけども、記念の集合写真と、それから、あわせて記念となるマグカップとか、その年によってちょっと違うんですが、そうしたものを成人者の方に毎年ずっと贈呈してきたところでございました。

ただ、昨年度、平成30年度から始まりました町の事務事業の見直しの中で、記念品っていうのは贈呈するものかそうでないのかということを確認、それから、県内の自治体あたり等も調査をした結果、ほとんどそうしたところが余り見受けられないということから、事業見直しということで、記念品については交付をしないと、贈呈しないという方向を町も定めたところでございました。

記念品を贈呈しないという見直しの結果から、当初予算の中で記念品を全てカットしとったものですから、記念品の28万6,000円につきましては、写真代、町は記念となる集合写真代を一人1枚が2,200円ほどかかるんですけども、130部ほどを28万6,000円計上して、写真代としての計上漏れということをご指摘したところでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 済みません。30ページの観光施設費のところの工事請負で、猿ヶ城キャンプ村の進入路安全対策工事というのが402万7,000円出してありますが、いろいろ、なかなかキャンプ村に通じる道をきちんとするっていうのはわかりますけれども、何遍かここ本当に危険地域であるので、キャンプ場そのものが雨の被害が多いところで、危険地域であるという中で、の存続が妥当かどうかということをお聞きしてまいりましたが、これを計上されるということは、やっていくということになるんだろうなと思いますけれども、本当にそれでいいですかということをお尋ねしたいです。

もしも何か、これができて、開村したとします。そのあとのキャンプ場に来られている方に対

して、豪雨災害が起きて、何かが起きたりしたときの、そういうことまで考えないといけないと思いますので、これが妥当かということについて、どのような論議をされたのかをお尋ねしたいです。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 猿ヶ城キャンプ村の進入路の安全対策工事ということで予算を計上させていただいておりますけれども、安全対策については、指定管理で指定を受けられた地元の方との話し合いの中でも、少量の雨でも、河川については上流が雨の場合も増水することも考えられますし、そういったことで、少量の雨でも避難誘導するとか、そういったところの注意喚起と、お客様へのそういった周知を徹底するというところで話をしております。

今年度については営業を行っておりませんので、さらに、来年度に向けて、その注意徹底をしていきたいというふうに思います。

工事費については、落石防護ネットの改修工事とガードレールの改修ということになっております。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 1番、眞原です。2点質問させてください。

まず一つ目は、30ページなんですけれども、ここにあります観光情報発信業務委託料ということで、先ほど総務課長のほうから説明いただいたんですが、できればもう少し詳しく御説明いただきたいくて。まず、業務委託料ですので、どこに委託をなさる予定なのか。あるいは、もう委託なさってるのかですね。それとあと、内容について、どういう情報発信をなさっていくおつもりなのかというのを聞かせてもらえればと思います。

それともう一つは、どのページのどれがっていうお話ではないんですけども、私、一般質問でも冒頭で申し上げてたかと思うんですが、消費税増税の影響がここに来て相当出てきてまして、新聞、ネット上のニュースなどでよく見かけるんですけども、10月度の数字が前年度比で5.6%ダウン、それから、消費税増前の前月比で14.4%ダウン、これは全国です。そのぐらい消費が落ち込んでまして、山都町内どうなのかなと思って、僕、疑問に思って、ちょっといろんなところにヒアリングをしてみたら、やはり小売、飲食あたりの落ち込みが相当ひどいらしくて、一説によると20%ぐらい落ち込んでいるという話も聞いてます。

町内、全国の景気の減退のあおりを受ける形でさらに町内でもそういうことが起きていて、以前、一般質問の中でお話したと思うんですけども、さまざまな軽減税率っていうか、消費税増税に対するマイナスインパクト対策というのが国でうたわれるんですけども、逆にこれが、そういうのを活用できない小売店に対して、お客さんを奪われる現象が起きるだろうと予測したら、案の定やっぱりそういう状況が起きてるのではないかなと推察できるんですが。

何が言いたいかというと、今回の補正の中で、そういった町内の経済状態というか、特に商工業に対する商業に対する打撃に対する対策がちょっと見受けられなかったもので、こんな状況でい

いのかなってというのが全体的に受けた疑問なんですけれども、そのあたりも、もし何か御見解があればお聞かせ願いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） まず最初に、観光情報発信業務についてのお尋ねでございましたけれども、先ほど総務課長のほうからも話がありましたとおり、通潤橋の修復完了、来年の4月には放水再開というスケジュールで進んでおりますけれども、県外に広くPRするとともに、通潤橋の復興元年と位置づけをしまして、山都町の知名度を上げることも含めて、入り込み客の増加を狙うことにしております。

旅行商品の造成時期については、約半年、5カ月前から始めないと商品の造成ができないということもありますので、4月に入ってからPRではちょっと遅過ぎるということで、今年度中に旅行会社等への通潤橋復興アピールする必要があるということで予算を計上させていただいたところです。

今回の委託業務については、ターゲットを西日本エリアに設定をしております。福岡、大阪を中心に、旅行会社、旅行代理店等にPR活動を行いたいというふうに思っております。

それと、県内も当然そうですけれども、宮崎、鹿児島、九州管内、そういったところまで含めてPR活動をやりたいということで予算を計上させていただいております。

先ほどの、商工業への対策としての予算の補正の計上がないという御指摘でございましたけれども、確かに御指摘の通りに、熊本地震以降、通潤橋の放水もできておりませんし、観光客ももとの人数に戻ってないという状況がございますけれども、来年の4月には放水が再開されるというところで、これを機会に多くの観光客に来ていただけるような対策を進めていって、町内の商工業の振興発展につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

1番、眞原誠君。補正予算書の中身について質問をお願いします。

○1番（眞原 誠君） 補正予算の中身について質問をします。

先ほどちょっと質問で申し上げました委託料ということでした。先ほどの観光情報発信業務委託料ということでしたので、この委託先というのはどちらになるのかという質問をしました。そちらに対して、もし御予定があれば説明をお願いします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 失礼しました。どこに委託をするかということでございますけれども、まだ決定はしておりません。二、三業者をあたっているというところです。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 25ページ、民生費の災害救助費です。

災害援護資金システム導入委託料なんですけど、これはどのように管理をされて、どのように運

用されていかれるのかをお尋ねいたします。

それから、36ページ、木造仮設住宅移築事業費で、他の地区からおっしゃいましたが、どこから移築をして、どこに建設されるのか。今から委託をされます。そして工事費も、この3月まで終わるようにされてますが間に合うのでしょうか。

以上2点お尋ねいたします。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君） お答えします。災害援護資金支援システムにつきましては、災害の資金の借り入れをされてる方につきまして、10年から15年の返済等がありますので、その分の各年の返済等のシステムを導入していただきまして事務の円滑化を図りたいということでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） 木造仮設住宅移築事業ですけれども、少し詳しく説明させていただきます。

平成28年に発生しました熊本地震により、被災された方に対して、熊本県のほうで応急仮設住宅16市町村で110団地、約4,300戸が整備されております。このうち、木造仮設住宅は683戸建設されております。本町では原地区に6戸整備され、現在は町有住宅として管理していることは御承知のとおりでございます。

この木造型は、県産材を100%使用されたもので、一般的な木造住宅と同等の構造で設計されております。標準的な木造住宅と同様の耐久性を持たせてある住宅です。

発災後3年が経過し、被災者の生活再建が進んでいく中で、仮設住宅としての役割を終えた住宅が出ているということで、県としては、基本的には解体撤去として撤去していくという方針でありましたけれども、もったいないと。何か有効な利活用ができないかということで、解体後の資材の有効活用であったり、また、移築の可能性について、設計側と協議がなされ、一定の補強により移築が可能という判断がありまして、県の復興基金事業の中に、新たに木造仮設住宅の住まい再建継続利用支援事業が立ち上げられ、県内の市町村に紹介されたところです。

本町の町営住宅のほうは今、330戸ほど管理していますけれども、昭和30年、40年代に建設されたものが多くありまして、半数以上の住宅が耐用年数を既に過ぎております。老朽化が進んでる中で、修繕に要する費用も年々増加しているところです。

平成27年度に策定しました町営住宅の長寿命化計画の中で、老朽住宅の建てかえ、それから、集約化の計画はあるものの、工事期間中の仮住まいとか予算的な課題もありまして、計画的に進めていなかった状況でしたけれども、今回財源として復興基金を活用できること、あわせて、新たな敷地、これは、通潤山荘の南側の、今、職員の駐車場として活用しているところです。ここを確保できたことから、本事業を活用して団地の集約化、建てかえに取り組むこととしたところです。

計画では10棟、21戸の移築を予定していますが、まずは本年度で先行して3棟7戸から始めま

す。あとの14区は令和2年度で予定しているところです。

今回計画している移築元の団地は、美里町の砥用庁舎の駐車場内に整備してある住宅で、美里町、また、県との協議も進んでいるところです。

一応、今回の補正ということで3月、繰り越しを想定しての事業になります。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 土木費の中の土木橋梁費のことについてお尋ねしたいと思います。

減額というようなことは国、または防衛省あたりからの交付額の決定による減額ということだというふうに思いますが、まず当初の予算、改正前の額というようなことで、当初予算の見積もりですが、これは何を基準に見積もられているのか。

それと前年度と比較して、どうなのかということですね、交付決定額が減ったから、当初予算よりも交付決定額が少なかったっていうのはわかりますが、まず、最初どういう積算で予算を立てられていたのかなというようなことを質問いたします。

○議長（工藤文範君） 建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） 当初予算の要望額といいますか、当初予算の計上額につきまして、前年、前々年度の予算措置分の80%、100%、120%とか、三つの考え方があります。県のほうとしても、基本的には前年並みでやってくれと。ただ、こういった減額も見越して、120で要望したりとか、そこは財政のほうと協議しながら進めているところです。

ただ今回は、社交金で、特に改良系のほうでは交付額が7割、それから、道整備交付金では65%の交付率でした。これはこれまでも説明していましたが、維持管理系の予算が国のほうとしても大きく膨らんでということが一番の要因だというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号「令和元年度山都町一般会計補正予算（第4号）について」は、原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後1時52分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 議案第58号 令和元年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（工藤文範君） 日程第7、議案第58号「令和元年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それでは、議案第58号、令和元年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、国民健康保険に係るシステム改修が3件と、平成30年度繰越金が確定したことによります計数整理でございます。

歳出から御説明いたします。

5ページをごらんください。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費でございます。13節委託料につきまして、合計155万9,000円を補正しております。

1 件目です。外国人被保険者の在留資格関係の改修が9万9,000円でございます。内容は、国保被保険者の資格管理の効率化、適正化に係る改修でございます。具体的には、外国人被保険者の資格情報である在留資格及び在留期限日を、国保情報集約システムへの連携項目に追加するものでございます。こちらは国庫補助が10割でございます。

2 件目です。マイナンバー制度に係るオンライン資格確認等関係のシステム改修が128万1,000円でございます。内容は、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の本格運用が令和3年3月開始予定となり、それに係るシステム改修を行うものでございます。具体的には世帯単位の被保険者記号番号に2桁の個人識別番号を追加して、個人単位の被保険者番号を付番するため、枝番の採番管理や画面への枝番追加、国保情報集約システムへの連携項目の追加などです。こちらも国庫補助が10割でございます。

3 件目です。データ標準レイアウト改版関係の改修が17万9,000円でございます。内容は、マイナンバー制度における情報連携に関する令和2年6月版データ標準レイアウト対応のための国民健康保険システム改修費です。具体的には、国民健康保険の資格認定において、生活保護関係情報等を情報連携として追加するものです。こちらの財源は国庫補助が3分の2、地方交付税措置が3分の1でございます。なお、地方交付税措置3分の1分については、一般会計から繰り入れとさせていただくものでございます。

続きまして、3ページをお願いします。

歳入でございます。

3 款国庫支出金 1 項国庫補助金でございます。2 目国民健康保険制度関係業務事業費補助金、3 目社会保障・税番号制度システム整備費補助金、合計で149万7,000円の補正でございます。こちらにつきましては、歳出予算の財源として御説明いたしましたので、省略させていただきます。

4 ページをお願いします。

7 款繰入金です。一般会計繰入金として6万円を計上しております。こちらにつきましても、歳出予算で御説明いたしましたので、省略させていただきます。

8 款に繰越金を上げております。

次に、表紙の次のページをごらんください。

令和元年度山都町国民健康保険特別会計補正予算。

平成31年度山都町国民健康保険特別会計予算は、当年度全体を通じて、令和元年度山都町国民健康保険特別会計予算とする。

令和元年度山都町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,111万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億643万4,000円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和元年12月5日提出、山都町長。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 議案第58号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号「令和元年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第59号 令和元年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（工藤文範君） 日程第8、議案第59号「令和元年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それでは、議案第59号、令和元年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、過年度保険料の償還金の不足額の計上と平成30年度繰越金が確定したことによります計数整理でございます。

ページをめくっていただきまして、3ページをごらんください。

歳入です。

5款繰越金です。こちらにつきましては、平成30年度繰越金確定により、繰越金を計上しております。

続きまして4ページをお願いします。

歳出です。

4款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目保険料還付金。23節償還金として、52万5,000円を補正しております。これは過年度保険料償還金です。被保険者の死亡等により資格喪失された方の保険料の還付を行うものです。件数は142件でございます。

次に、表紙の次のページをごらんください。

令和元年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算。

平成31年度山都町後期高齢者医療特別会計予算は、当年度全体を通じて、令和元年度山都町後期高齢者医療特別会計予算とする。

令和元年度山都町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ396万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,796万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和元年12月5日提出、山都町長。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 議案第59号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号「令和元年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につ

いて」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第60号 令和元年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（工藤文範君） 日程第9、議案第60号「令和元年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君） 議案第60号、令和元年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を申し上げます。

歳出のほうから説明いたします。

6ページをごらんください。

第1款第1項総務管理費です。第1目一般管理費につきまして、4節共済費1万9,000円を補正しております。これは、非常勤職員の社会保険料の不足分でございます。あわせて、国庫補助金の歳入補正に伴いまして、一般財源より国県支出金への組みかえを行っております。

5款4項その他諸費です。1目審査支払手数料につきまして、12節役務費10万9,000円を補正しております。これは、国保連合会への審査委託に伴う手数料の不足分でございます。

続きまして歳入を説明します。

5ページをごらんください。

3款2項国庫補助金です。4目介護保険事業費補助金につきまして、1節現年度分31万5,000円を補正しております。これは、介護報酬等の改定に伴う介護保険システムの改修に係る補助金でございます。

8款1項繰越金です。1目繰越金につきまして、1節繰越金2,166万3,000円を補正しております。これは繰越金確定によるものです。

次に、表紙のほうに戻っていただきまして、2枚目をごらんください。

令和元年度山都町介護保険特別会計補正予算。

令和元年度山都町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,197万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9,241万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和元年12月5日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第60号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号「令和元年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第61号 令和元年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について

○議長（工藤文範君） 日程第10、議案第61号「令和元年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君） それでは、議案第61号、令和元年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

まず歳出から説明します。

資料の4ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費です。補正前の額に補正額349万8,000円の増でございます。財源内訳につきましては、その他の財源としまして、消費税及び地方消費税の還付が発生しましたので、378万円の増としております。一般財源を29万円の減にしております。

節の説明です。

2節から4節につきましては、職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う補正になります。

11節の需用費においては、水道施設の電気料及び水道管等の修繕の不足額378万8,000円を補正しているところです。

次に、2目簡易水道整備事業費です。補正前の額に補正額273万円の減でございます。財源の内訳につきましては、国県支出金ですが、防衛施設周辺整備調整交付金を活用して下鶴地区水道施設の更新工事を行っておりますが、二次配分での減額が行われましたので、503万7,000円の減となっております。一般財源230万7,000円の増としております。

節の内容ですが、減額に伴う下鶴地区水道関係の補正になります。

次に歳入を説明します。

3ページをお願いします。

3款1項1目簡易水道国庫支出金です。補正前の額に補正額503万7,000円の減です。

特定防衛施設周辺整備交付金、4款1項1目の繰入金です。補正前の額に補正額201万7,000円の増です。一般会計繰入金です。

6款1項1目雑入。補正前の額に補正額378万8,000円の増。消費税及び地方消費税の還付金に

なります。

それでは、表紙の次のページをお願いします。

令和元年度山都町簡易水道特別会計補正予算。

令和元年度山都町の簡易水道特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,666万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表の歳入歳出予算補正による。

令和元年12月5日提出、山都町長です。

よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 議案第61号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号「令和元年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第62号 令和元年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（工藤文範君） 日程第11、議案第62号「令和元年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君） それでは、議案第62号、令和元年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明します。

資料のまず4ページをごらんください。

令和元年度、水道事業会計補正予算（第1号）説明書。

収益的収入及び支出です。

収入の部です。

1款水道事業収益2項営業外収益6目他会計補助金。補正前の額に120万2,000円の増でございます。

1 節一般会計補助金120万2,000円です。この金額につきましては、経営戦略策定に伴い、繰り出し基準に則り、一般会計から繰り入れていただいている金額でございます。

それでは、次の5ページです。

支出の部です。

1 款水道事業費用 1 項営業費用 4 目総係費。補正前の額に124万6,000円の増でございます。

1 節から 6 節につきましては、職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う補正分です。

15 節委託料120万2,000円。これは、統合に伴う支援業務委託料について充てているところでございます。

4 項予備費 1 目予備費。補正前の額に 4 万4,000円の減でございます。上記総係費の職員の給与等への組みかえをしているところでございます。

それでは、表紙の次のページをお願いしたいと思います。

令和元年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）。

平成31年度山都町水道事業会計予算は、当年度全体を通じて、令和元年度山都町水道事業会計予算とする。

第1条、令和元年度山都町の水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条、令和元年度山都町水道事業会計予算（以下予算という）。第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、補正予算額、計の順で読み上げていきたいと思います。

第1款水道事業収益、8,778万4,000円、120万2,000円の増、8,898万6,000円。

第2項営業外収益、557万5,000円、120万2,000円の増、677万7,000円。

支出です。

第1款水道事業費を8,778万4,000円、120万2,000円の増、8,898万6,000円。

第1項営業費用、7,716万円、124万6,000円の増、7,840万6,000円。

第4項予備費、450万円、4万4,000円の減です、445万6,000円。

第3条、予算第6条に定めた経費の金額を、次のように改める。

科目食品給与費、既決予定額695万1,000円、補正予算額4万4,000円の増、計699万5,000円。

令和元年12月5日提出、山都町長。

よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第62号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号「令和元年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第63号 町道認定について

○議長（工藤文範君） 日程第12、議案第63号「町道認定について」を議題とします。

本件については、本定例会において経済建設常任委員会に付託しましたので、委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、藤原秀幸君。

○経済建設常任委員長（藤原秀幸君） 町道認定につきまして、審査の結果を報告いたします。

令和元年12月11日、山都町議会議長、工藤文範様。経済建設常任委員長、藤原秀幸。

経済建設常任委員会審査報告書。

本常任委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件の番号。議案第63号。

2、件名。町道認定について。1、山都テラス1号線。2、山都テラス2号線。

3、審査の結果。認定。

4、審査の経過。本常任委員会に付託された事件について、12月5日、執行部から説明を求め、現地の視察を行った。審査の結果、全員一致で認定することが相当と認められたので、当該2路線を認定するものとする。

以上です。

○議長（工藤文範君） 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号「町道認定について」は、経済建設常任委員長の報告のとおり決定しました。

日程第13 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（工藤文範君） 日程第13、各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の

継続調査申し出についてを議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各委員長から所管事務について閉会中の継続調査の申し出がありました。当該申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和元年第4回山都町議会定例会を閉会します。

閉会 午後2時28分

令和元年12月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第64号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	12月5日	原案可決
議案第53号	山都町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	12月11日	原案可決
議案第54号	山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	12月11日	原案可決
議案第55号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理について	12月11日	原案可決
議案第56号	地方自治法施行令第152条第1項第3号及び同条第4項第2号の法人を定める条例の制定について	12月11日	原案可決
議案第57号	令和元年度山都町一般会計補正予算（第4号）について	12月11日	原案可決
議案第58号	令和元年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	12月11日	原案可決
議案第59号	令和元年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	12月11日	原案可決
議案第60号	令和元年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）につ		

	いて	12月11日	原案可決
議案第61号	令和元年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）につ		
	いて	12月11日	原案可決
議案第62号	令和元年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について	12月11日	原案可決
議案第63号	町道認定について	12月11日	原案可決
議長報告	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継		
	続調査申出について	12月11日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
